

第1編 総則

第1章 計画の方針

あきる野市は、市民と協働のまちづくりを進める中で、災害に強いまちづくりと地域力の強化に努めるため、防災・安心地域委員会などと連携して、防災対策に取り組む。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あきる野市防災会議が作成する計画で、市の総合的な災害対策の基本となるものである。その目的は、防災関係機関がその有する全機能を効率的に発揮して、市の地震災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにすることにより、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することにある。

第2節 計画の性格及び災害の範囲

この計画は、第1節の目的を達成するための基本的な計画であり、恒久性を有し、法令等に特別な規定がある場合のほか、あきる野市の地域防災に関してはこの計画によるものとし、次の性格及び災害の範囲を有するものとする。

- 1 この計画は、防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、都その他の防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。
- 2 この計画は、市、都その他の防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 3 この計画は、総合的な防災対策の基本となるもので、災害に強い安全なまちづくり、災害時の迅速かつ適確な応急対策、防災行政の基本姿勢、防災に対する市民の心がまえ、防災施策の大綱等について、地域の災害危険性との有機的関連のなかで策定するものである。
- 4 災害予防計画においては、応急対策計画の前提としてのハード及びソフトの両面にわたる予防対策のほか、国土保全事業を含めるとともに、市の災害対策に大きな影響を与えるものについては、国や他の公共団体に事業を含むものとする。
- 5 災害応急対策においては、活動体制の確立、情報の収集、伝達、避難勧告、指示について、具体的かつ実践的にその基準・方法等を定めるものとする。

地域の災害危険性を把握するため、町内会・自治会単位などに災害危険箇所、

避難場所、避難所、防災関係機関、人口の動態等基礎的資料を整備するとともに、防災意識、防災知識の高揚を図るものとする。

- 6 この計画は、災害対策基本法に基づく防災計画、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき市が定める水防計画、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて、都が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定により都知事から市長に委任された場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、並びに市で定める防災に関する各種の計画等を包含する総合的な計画である。
- 7 この計画で扱う災害の範囲は、地震災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震の「警戒宣言」が発せられた場合の対応等を含むものとする。

第3節 計画の目標

本計画の目標は、災害を未然に防止するため、本市を、1 災害に強い都市構造、2 災害に強い市民、3 災害に対する適切な対応、によって、防災都市とすることである。

1 災害に強い都市構造

災害に対する万全の備えを不断に維持するため、災害を発生させない機能の確保、災害の拡大を防止する機能の確保及び安全ゾーンの確保を図る。

このため、災害に強い都市空間づくりや、公共施設の災害対応力の強化を更に推進する。

2 災害に強い市民

災害に対する強い関心と深い理解をもって、災害時にも冷静沈着に行動することができる市民を育成する。

3 災害に対する適切な対応

災害対策における役割の明確化、連絡体制の整備・充実及び実践的な防災訓練を実施することにより、災害に強い防災体制をつくり、被害を最小限に止める。

第4節 計画の前提

この計画は、首都直下地震による被害想定、阪神・淡路大震災及び最近の地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種意見を可能な限り反映し策定する。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年度検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案をあきる野市防災会議に提出するものとする。

第6節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

第7節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通じて本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 あきる野市

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市	1 あきる野市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急搬送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 被災者の救出及び救護に関する事。 7 消防及び水防に関する事。 8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 9 外出者の支援に関する事。 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 ボランティアの支援に関する事。 13 公共施設の応急復旧に関する事。 14 災害復興に関する事。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 16 自主防災組織の育成に関する事。 17 事業所防災に関する事。 18 防災訓練に関する事。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2節 東京都

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西多摩建設事務所	1 道路及び橋りょうの復旧に関する事。 2 河川の復旧に関する事。 3 水防に関する事。 4 道路及び河川等における障害物の除去に関する事。
森林事務所秋川林	1 治山及び治水に関する事。

務出張所	2 林道及び砂防工事に関する事。
西多摩保健所	1 医療に関する事。 2 防疫に関する事。 3 保健衛生に関する事。
立川給水管理事務所	1 水道施設設備の管理運営等に関する事。 2 応急給水施設設備の保全に関する事。
五日市警察署 福生警察署	1 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 死体の見分（検視）に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第九消防方面本部 秋川消防署	1 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。
多摩環境事務所	1 高圧ガス製造施設の保安に関する事。 2 高圧ガス販売・消費施設の保安に関する事。
西多摩農業改良普及センター	1 農業施設等の保全に関する事。 2 作付品種改良及び営農指導に関する事。
西部公園緑地事務所	1 公園の保全及び震災時の利用に関する事。

第3節 指定地方行政機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所	1 管轄区域河川の改修工事、維持修繕その他の管理に関する事。 2 管轄区域河川の雨量、水位、流量、洪水予報、水防警報等水防に関する事。
農林水産省東京農政事務所防災倉庫	1 主要食糧の需給に関する事。

財務省関東財務局 立川出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。
-------------------	---

第4節 指定公共機関

名 称	事 務 又 は 事 業 の 大 綱
郵便事業(株) 郵便局(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
東京電力(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時における電力の需給に関すること。
NTT東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話設備の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
NTTコミュニケーションズ	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
KDDI	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること。 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置及び運営に関すること。 7 災害救援品の支給に関すること。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 9 外国人安否調査に関すること。 10 遺体の検案協力に関すること。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本通運(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。
東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び施設の建設並び維持管理に関すること。 2 災害時の輸送路の確保に関すること。 3 道路及び施設の災害復旧工事に関すること。

第5節 指定地方公共機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京放送	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
文化放送	
ニッポン放送	
ラジオ日本	
東京FM	
J-WAVE	
日経ラジオ社	
インターエフエム	
日本テレビ	
テレビ東京	
フジテレビジョン	
テレビ朝日	
TOKYO MX	
TBSラジオ&コミュニケーションズ	

第6節 協力機関

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
あきる野市町内会・自治会 防災・安心地域委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導及び避難所内の運営に対する業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、援助物資の配分等に関すること。 3 その他被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること。 4 防災意識の普及、防災行動力の向上、防災事業の協力等に関すること。
公立阿伎留医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の保全に関すること。 2 医療及び助産救護に関すること。
あきる野市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産の協力に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
秋川歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること。
あきる野薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
あきる野市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるボランティア活動の協力に関すること。
あきる野市赤十字奉仕団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急救助に関すること。 2 被災者の更正援護等の労力に関すること。 3 被災者等に対する炊き出しに関すること。
西秋川衛生組合 秋川衛生組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における清掃活動の協力に関すること。
あきる野商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資及び資材の調達並び協力に関すること。 2 災害時における建設、復旧及び除去活動の協力に関すること。
秋川農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災営農に関する指導協力に関すること。 2 農業振興資金等の貸出協力に関すること。
あきる野市管工事組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。 2 被災地の緊急給水の協力に関すること。 3 下水道被災施設の復旧工事の協力に関すること。
西東京バス(株)五日市営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における路線バスの保全に関すること。 2 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること。

武陽ガス株	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設（装置、供給設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
-------	---

第7節 自衛隊

名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第1施設大隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救助又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はこの観点に立って日ごろから自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

また、事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、非常食等の備蓄その他の対策を講ずるなど、防災対策の推進を図るものとする。

市民及び事業所が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

区 分	基 本 的 責 務
市 民	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒等防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食料の確保 (6) 避難経路、場所及び方法についての確認 3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 4 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に、震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。
事 業 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以

	<p>下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び東京都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。</p>
--	--

第4章 あきる野市の概況

第1節 自然的環境

1 位置及び面積

あきる野市は、都心から西へ約40～50km圏に位置し、東は福生市、羽村市、西は檜原村、奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町、青梅市に接している。広がり、東西に18.0km、南北に12.7kmで、面積は73.34km²であり、地目別（平成20年1月1日現在、土地概要調書）にみると、宅地が10.8%、田が0.9%、畑が7.0%、山林が32.3%、その他が49.0%である。

2 地勢及び地形

市の地形は、山地、丘陵地、台地、低地によって構成されている。標高は、西から東に向かって低くなっており、養沢の約1,040mから二宮神社付近の約135mまで約900mの標高差がある。

山地は、市域の西部に大きく広がっており、秋川・養沢川・盆堀川などが流れ、溪谷を形成している。

丘陵地は、市域の南に秋川丘陵、北に羽村草花丘陵などが広がっている。

台地は、古くから秋留台地と呼ばれ、市街地は主にこの地域に形成されている。

低地は、東部の秋川・平井川沿いに広がっている。

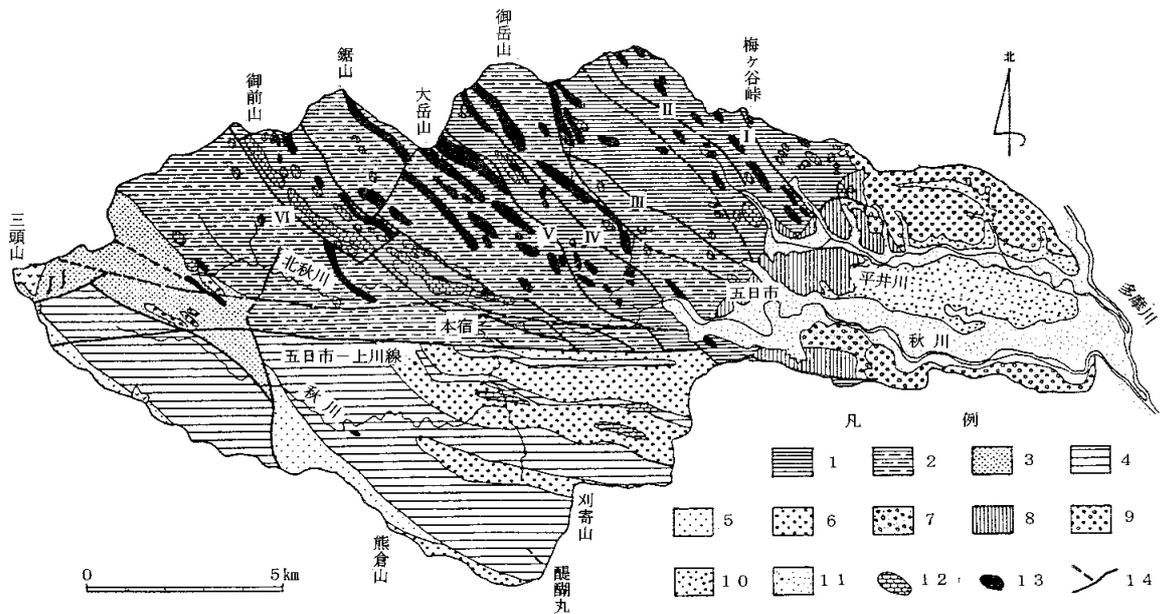
3 地質

市を含む秋川流域の山地の地質は、五日市一川上線によって大きく二分され、北部の秩父帯南帯と小仏層群からなっている。また、秩父系及び小仏層群に囲まれて、五日市盆地には古い基盤とは不整合関係あるいは断層で接する五日市町層群が分布している。

五日市町層群は、下部の秋川層と上部の網代層に二分され、それらは不整合関係で接している。五日市盆地の東側に位置する伊奈丘陵も、五日市町層群からなっている。

秋川の下流の右岸側（南側）には加住丘陵、左岸側（北側）には秋留台地がそれぞれ広がっている。また、秋留台地の北方には平井川を隔てて羽村草花丘陵が位置する。

加住丘陵の地質は、鮮新世の加住礫層・小宮砂層からなり、丘陵の背面の東部は堆積面と考えられる。羽村草花丘陵には大荷田礫層が分布し、鮮新世下部と考えられる。秋留台地の基盤は鮮新世の五日市砂礫層で、その上位に不整合関係で立川段丘礫層に対比されると考えられる礫層が堆積し、関東ローム層に覆われている。台地の周囲に分布している小規模な丘陵は、五日市砂礫層を不整合に覆う沖積世の段丘礫層からなっている。



1. 秩父古生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 2. 鳥ノ巢統および時代未詳中生層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 3. 鳥ノ巢統および時代未詳中生層（砂岩） 4. 中生代白亜紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 5. 中生代白亜紀層（泥岩） 6. 中生代白亜紀層（砂岩） 7. 新第三紀層（礫岩） 8. 新第三紀層（礫岩・砂岩・頁岩の互層） 9. 第三紀末～第四紀初期の礫層 10. 後期洪積層 11. 沖積層 12. 石灰岩 13. チャート 14. 断層および推定断層

I 長井断層 II 肝要断層 III 深沢断層 IV 大岳沢断層 V 海沢断層 VI 御前山断層

秋川流域の地質（「秋川流域の陸水学的研究—特に秋留台地の地下水と

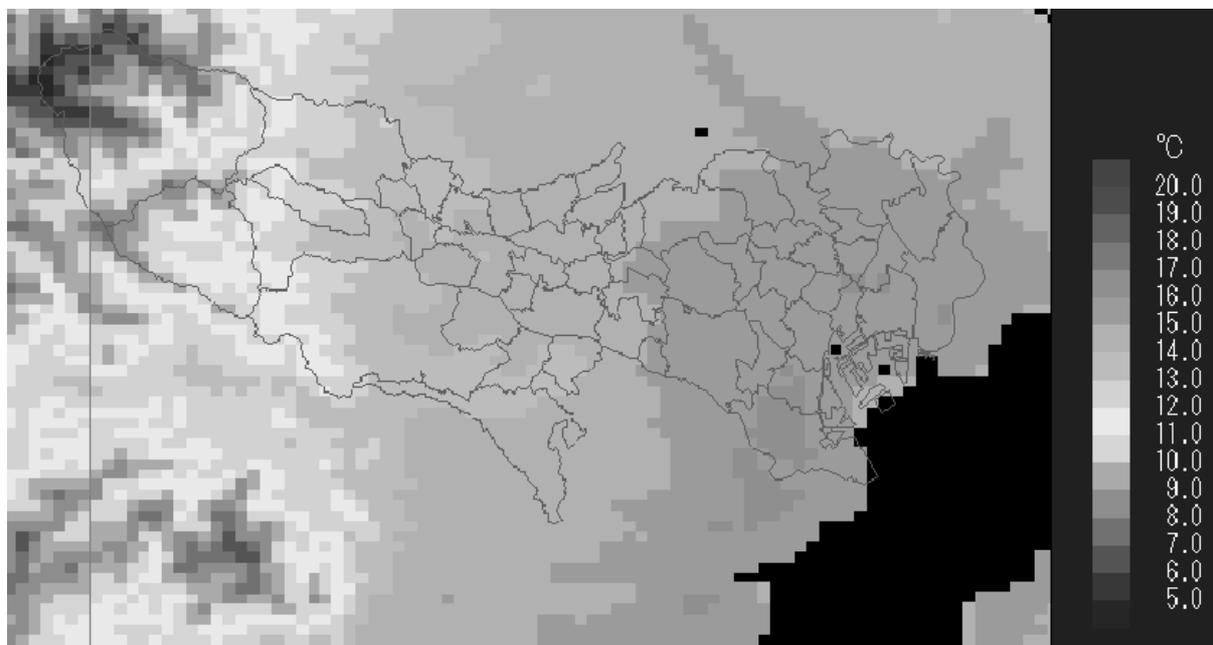
秋川の流量について—（角田清美 1983年）」より引用）

4 気象

年間の平均気温は11～13℃前後で都心部と比較すると2～3℃程度低く、年間の降水量は1460mm程度で、都心部とさほど変わらない。

年間平均気温の分布図（1971年～2000年の平年値）

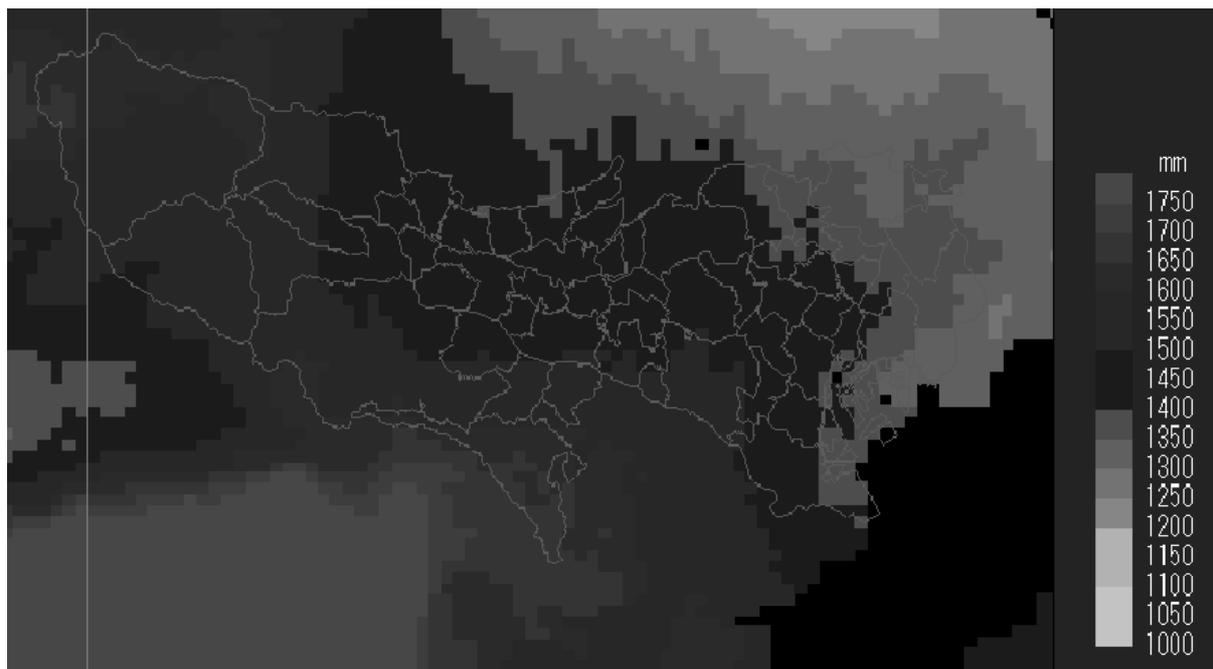
「メッシュ気候値2000（気象庁発行）」より



1971年～2000年の30年間の観測値について平均した平年値を1kmメッシュで推定したものの分布です。

年間降水量の分布図（1971年～2000年の平均値）

「メッシュ気候値2000（気象庁発行）」より



1971年～2000年の30年間の観測値について平均した平年値を1kmメッシュで推定したものの分布です。

第2節 社会的環境

1 人口・世帯数

平成21年4月1日現在の住民基本台帳による市の総人口は80,973人で、世帯数は31,981世帯である。

1世帯当たり2.53人、人口密度は1,104人/km²である。平成12年から平成21年までを、年齢構成別の、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）でみると次のとおりである。

年齢構成別人口

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
年少人口	11,711	11,674	11,612	11,694	11,641	11,632	11,676	11,651	11,729	11,688
生産年齢人口	54,061	54,120	53,996	53,893	53,663	53,292	52,785	51,977	51,772	51,013
老年人口	12,089	12,636	13,246	13,838	14,412	14,981	15,754	16,585	17,342	18,272
総人口	77,861	78,430	78,854	79,425	79,716	79,905	80,215	80,213	80,843	80,973

2 昼夜間人口

市の昼夜間人口（平成17年国勢調査）は、昼間人口が67,814人に対し、夜間人口は79,581人となっており、昼間人口は夜間人口の85.2%である。また、市外へ通勤・通学している人は25,052人で、市外から通勤・通学して来る人は13,285人である。

3 土地利用

土地利用の現況をみると、「その他」を除くと山林面積が最も多く、その次が宅地となっている。

土地利用の現況（平成21年1月1日、固定資産概要調書より）

	合計	宅地	田	畑	山林	その他
面積 (ha)	7,334.0	797.7	56.1	512.7	1,891.0	4,076.5
構成比 (%)	100.0	10.9	0.7	7.0	25.8	55.6

（注）非課税地は、その他含まれています。

4 産業の動向

○ 第1次産業人口は、農業離れの影響で年々減少しているものの、近年わずかであるが増加に転じている。第2次産業人口は、近年は従来の勢いが弱まってきている。第3次産業人口は、近年は従来の勢いはないがわずかであるが増加している。

産業別従業人口の推移（国勢調査より）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	1,138	983	823	832	908	726	762

第2次産業	4,922	5,984	6,912	8,188	8,490	9,286	8,418
第3次産業	7,519	9,023	10,244	11,802	14,610	17,230	17,783

(注) 単位：人

- 東京都の「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」（平成16年4月策定）の中で、秋多都市計画区域の将来像として、「職住が近接し自立都市を目指し、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備により、自然と開発を調和させた産業施設の立地、農業や自然環境と調和した住宅地の形成及び鉄道駅等を中心に日常生活を支える商業施設、生活利便施設等の集積を図る。」とされている。

第5章 被害想定

地震による被害の発生態様や被害の程度及び危険度を把握しておくことは、震災対策を推進する上で極めて重要である。

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に東京都防災会議で決定した。

(以下、出典「首都直下地震による東京都の被害想定」(平成18年5月東京都防災会議))

第1節 前提条件

1 想定地震

項目	内容	
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)
震源	東京湾北部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。)6.9及び7.3	
震源の深さ	約30～50km	

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の夕方18時 風速 3m/秒 6m/秒 15m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅、飲食店などで火気器具利用が多い時間帯であり、これらを原因とする出火数が最も多い。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅、飲食のため多数の人が滞留し、ビル倒壊や落下物等により被災する(昼間人口の死傷者数が最大)。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が拡大する。
冬の朝5時 風速 6m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯で、多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する(夜間人口の死傷者数が最大)。 ○ オフィスや繁華街の屋外滞留者や鉄道、道路利用者は少なく、帰宅困難者の発生はほとんどない。

第2節 想定結果の概要

1 全体の傾向

- (1) 震度6強が、東京湾北部地震で区部東部を中心に発生する。
- (2) 建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震いずれも規模（M6.9、M7.3）を問わず、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。
- (3) 死者は火災を原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び屋内収容物の転倒を原因とするものが多い。
- (4) 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部東部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんど鉄道は一時運行停止し、また緊急交通路の渋滞も発生する。
- (5) ライフラインは、東京湾北部、多摩直下地震を問わず区部東部に被害が多い。
- (6) 避難者は、発災直後より、ライフラインの停止などの影響の出る1日以降にピークを迎える。
- (7) 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し、混乱する。
- (8) エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

2 地振動（地震のゆれ）

区 分		5弱以下	5強	6弱	6強
東京湾北部地震	M6.9	36.2%	28.9%	26.8%	8.1%
	M7.3	31.1%	18.6%	33.2%	17.1%
多摩直下地震	M6.9	28.6%	21.1%	50.3%	0.0%
	M7.3	19.1%	12.3%	67.8%	0.0%

3 橋梁・橋脚被害（カッコ内は大被害で内数）

区 分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道
東京湾北部地震	M6.9	(0)204 か所	(0)6 か所	(4)35 か所	(6)43 か所
	M7.3	(0)435 か所	(1)12 か所	(8)66 か所	(13)94 か所
多摩直下地震	M6.9	(0)0 か所	(0)0 か所	(0)0 か所	(0)0 か所
	M7.3	(0)6 か所	(0)0 か所	(0)0 か所	(1)5 か所

区 分		鉄道
東京湾北部地震	M6.9	(14)316 か所
	M7.3	(28)663 か所
多摩直下地震	M6.9	(0)0 か所
	M7.3	(1)21 か所

4 ライフライン被害及び復旧日数（発災当日を除く）

(1) 電力

区 分		停電率	停電率推移				復旧日数
			1日後	4日後	1週間後	1か月後	
東京湾北部地震	M6.9	9.2%	7.0%	2.8%	0.0%	0.0%	6日
	M7.3	16.9%	13.2%	5.3%	0.0%	0.0%	6日
多摩直下地震	M6.9	4.8%	3.5%	1.4%	0.0%	0.0%	6日
	M7.3	11.7%	8.2%	3.3%	0.0%	0.0%	6日

(2) 通信

区 分		不通率	不通率推移				復旧日数
			1日後	4日後	1週間後	1か月後	
東京湾北部地震	M6.9	6.0%	6.0%	1.9%	1.4%	0.0%	14日
	M7.3	10.1%	10.1%	2.8%	2.1%	0.0%	14日
多摩直下地震	M6.9	3.3%	3.3%	1.2%	0.9%	0.0%	14日
	M7.3	8.5%	8.5%	2.8%	2.1%	0.0%	14日

(3) ガス

区 分		供給停止率	供給停止率推移				復旧日数
			1日後	4日後	1週間後	1か月後	
東京湾北部地震	M6.9	6.4%	5.5%	4.7%	3.8%	0.0%	22日
	M7.3	17.9%	15.9%	14.8%	13.7%	8.0%	53日
多摩直下地震	M6.9	0.0%	—	—	—	—	—
	M7.3	0.0%	—	—	—	—	—

(4) 上水道

区 分		断水率	断水率推移				復旧日数
			1日後	4日後	1週間後	1か月後	
東京湾北部地震	M6.9	24.5%	24.5%	5.0%	3.9%	0.0%	21日
	M7.3	34.8%	34.8%	7.0%	5.7%	0.0%	30日
多摩直下地震	M6.9	17.7%	17.7%	3.5%	1.8%	0.0%	11日
	M7.3	29.1%	29.1%	5.8%	4.1%	0.0%	16日

(5) 下水道

区 分		被害率	流域機能支障率推移				復旧日数
			1日後	4日後	1週間後	1か月後	
東京湾北部地震	M6.9	19.9%	2.1%	1.6%	1.1%	0.0%	21日
	M7.3	22.3%	2.8%	2.4%	1.9%	0.0%	30日
多摩直下地震	M6.9	19.6%	1.8%	1.3%	0.8%	0.0%	14日
	M7.3	21.3%	2.1%	1.6%	1.1%	0.0%	19日

5 総括

		あきる野市		東京都		
条件	規 模	多摩直下地震M7.3				
	時期及び時刻	冬の朝5時	冬の夕方18時	冬の朝5時	冬の夕方18時	
	風 速	6 m/秒				
人的被害	原因別	死 者	15 人	8 人	1,690 人	3,365 人
		ゆれ液状化による建物倒壊	3 人	2 人	1,080 人	609 人
		地 震 火 災	1 人	0 人	270 人	1,856 人
		急傾斜・落下物ブロック塀	11 人	6 人	340 人	861 人
		交 通 被 害	—	—	0 人	39 人
	原因別	負傷者（うち重傷者）	332 人 (42 人)	210 人 (26 人)	105,009 人 (9,906 人)	85,889 人 (11,511 人)
		ゆれ液状化による建物倒壊	149 人	94 人	73,127 人	38,649 人
		屋内収容物の移動・転倒	165 人	106 人	26,643 人	23,184 人
		地 震 火 災	4 人	2 人	4,796 人	13,563 人
		急傾斜・落下物ブロック塀	14 人	8 人	425 人	9,639 人
		交 通 被 害	—	—	18 人	854 人
		—	—	—	—	—
	物的被害	原因別	建物被害（全壊）	213 棟	213 棟	95,004 棟
ゆれ液状化による建物倒壊			213 棟	213 棟	51,669 棟	51,669 棟
地 震 火 災			0 棟	0 棟	43,335 棟	293,076 棟
交通		道 路	—	—	12 箇所	12 箇所
		鉄 道	—	—	21 箇所	21 箇所
ライフライン		電 力 施 設	—	停電率 0.7%	—	停電率 11.7%
		通 信 施 設	—	不通率 0.0%	—	不通率 8.5%
		ガ ス 施 設	—	供給停止率 0.0%	—	供給停止率 0.0%
		上 水 道 施 設	—	断水率 12.5%	—	断水率 29.1%
		下 水 道 施 設	—	下水道管きよ 被害率 19.8%	—	下水道管きよ 被害率 21.3%
その他	帰宅困難者の発生	—	4,181 人	—	4,476,259 人	
	避難者の発生（ピーク：1日後）	—	2,081 人	—	3,131,180 人	
	エレベーター閉じ込め台数	—	5 台	—	最大7,714 台	
	災害時要援護者死者数	—	2 人	—	975 人	
	自力脱出困難者	—	0 人	—	7,510 人	
	地震廃棄物	—	3 万 t	4,183 万 t	2,041 万 t	
	経 済 被 害 額	—	—	—	—	

※ 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

「—」は、想定値なし

第6章 減災目標

市は、東京都地域防災計画と整合を図り、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者と協力して、対策を推進していく。

この減災目標は、10年以内に達成するよう努める。

(注1) 減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

目標1 死傷者の減

1 住宅の倒壊による死傷者を減少させる

多摩直下地震M7.3、朝5時の想定で、市において住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死傷者想定数317人を減少させる。

※ 死傷者総定数317人の内訳

死者 3人

負傷者 314人（うち住宅倒壊149人、家具類の転倒等165人）

【対策】

(1) 建物の耐震化

対策の方向

- 住宅の耐震化率を現行の約76%から90%に引き上げる。
- ブロック塀等の転倒防止を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を図る。

主な対策

- 住宅の耐震化は、助成制度の利用促進を図る。
- 市所有の公共建築物を100%耐震化する。
- 民間特定建築物等の所有者に対し、耐震診断、耐震改修についての情報を提供し、耐震化に向けた相談・助言を関係機関と連携しながら促進を図る。
- ブロック塀の補強や生け垣化への誘導を進める。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

(2) 家具類の転倒等防止対策の推進

対策の方向

- 家具類の転倒等防止対策を進める。

主な対策

- 市民に対し、家具転倒防止対策の必要性について周知する。
- 家具類の転倒・落下防止器具の設置について支援する。

- 事業所等でのオフィス家具の転倒・落下防止対策の促進を図る。

(3) 救出・救護体制の強化

ア 地域防災力の向上

対策の方向

- 防災市民組織の充実を図るとともに、自助・共助による地域力を高める。

主な対策

- 町内会・自治会への加入促進を図り、防災リーダーの育成や防災訓練や応急救護訓練を実施し、自分の身を自分の努力によって守る「自助」と地域や事業所等が互いに協力し合う「共助」により「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感を向上させる。

2 火災による負傷者を出さない

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒の想定で、火災を原因とする負傷者想定数2人をゼロにする。

【対策】

(1) 建物等の不燃化

ア 住宅・建築物の不燃化

対策の方向

- 住宅・建築物の不燃化を進める。

主な対策

- 用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定を進める。

イ 安全に避難できる場のネットワーク形成

対策の方向

- 延焼遮断帯等を形成する。

主な対策

- 延焼の防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースの確保を図る。
- 幹線道路の整備と併せ街路樹の設置を促進することにより、火災による延焼、崩壊を防止する。

(2) 消防力の充実・強化

対策の方向

- 消防団員の定員確保、活動の強化を図る。
- 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防車両や装備を充実する。

主な対策

- 様々な方法により、消防団への入団促進を図り、活動を強化する。
- 事業者等と連携ながら、防火水槽等の整備を進め、消防水利の確保を図る。
- 消防車両や資機材等を充実する。

(3) 市民や事業所の火災対応力の強化

ア 出火防止対策の推進

対策の方向

- 建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。

主な対策

- 建物の耐震化を推進する。
- 家具転倒防止対策を推進する。
- 火気使用設備・器具の安全化の促進及び停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

イ 初期消火力の強化

対策の方向

- 自主防災組織を増やすとともに、事業所自衛消防隊との連携を図り、地域の初期消火力を強化する。
- 防災訓練の参加者を増やす。
- 住宅用火災警報器を、全ての住宅に設置する。

主な対策

- 事業所と地域との応援協定等の締結促進を図る。
- 自主防災組織での訓練及び市総合防災訓練への参加を促進する。
- 住宅用火災警報器の設置促進を強化する。

(4) 救出・救護体制の強化

ア 救助・救急体制の整備

対策の方向

- 防災市民組織の充実を図るとともに、自助・共助による救出・救護体制の充実を図る。

主な対策

- 防災市民組織で防災訓練や応急救護訓練を実施し、「自助」と地域や事業所等が互いに協力し合う「共助」による救出・救護体制の充実を図る。

目標 2 避難者の減

1 住宅の倒壊や火災による避難者を減少させる

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒の想定で、住宅の倒壊や火災による避難者想定数約2,000人を減少させる。

【対策】

- | | | |
|-----|-----------------|----------------|
| (1) | 建物の耐震化 | (目標1、1、(1)の再掲) |
| (2) | 建物等の不燃化 | (目標1、2、(1)の再掲) |
| (3) | 消防力の充実・強化 | (目標1、2、(2)の再掲) |
| (4) | 市民や事業所の火災対応力の強化 | (目標1、2、(3)の再掲) |

2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅させる

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒の想定で、ライフライン被害等による避難者想定数約50人を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

【対策】

対策の方向

- 被災住宅に対する応急危険度判定を7日で完了する。
- ライフラインの早期復旧を図る。
- マンションのエレベーターを7日で復旧する。

主な対策

- 被災住宅に対する応急危険度判定員を確保する。
- ライフラインの復旧のための関係機関との連携を強化する。
- エレベーターの復旧「1ビル1台」ルールを徹底する。

目標 3 外出者の早期帰宅

○ 外出者を4日以内に帰宅させる

多摩直下地震M7.3、夕方6時、風速15m/秒の想定で、外出者想定数約43,700人のうち事業継続のための従事者を除き、全員が発災後4日以内に帰宅できるようにする。

【対策】

- (1) 帰宅支援の強化

対策の方向

- 徒歩帰宅可能者を、安全に帰宅できるようにする。

主な対策

- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進する。
- 事業所等への協力要請により、帰宅支援ステーションを整備する。

(2) 交通機関による帰宅の促進

対策の方向

- 交通機関を活用し、徒歩帰宅困難者を4日以内に帰宅できるようにする。

主な対策

- JR五日市線等の被害情報や運転再開情報等を迅速に収集し、帰宅困難者へ提供する。

第2編 災害予防計画

第1章 災害予防施設対策

第1節 災害に強いまちづくり

1 防災都市づくりの推進

防災の第1目標は、“災害を未然に防止すること”である。災害予防対策を防災行政の重点とし、特に公共施設や一般家屋の不燃化、木造家屋集中地区の改良、浸水のおそれのある地区の改善、避難路の整備、オープンスペースの確保、崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊防止、広告物や看板、ガラス等落下物の防止等都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化を進めることを基本とする。

自然災害の発生を防止することは困難であるが、被害の発生を抑え、被害の拡大を防止するため、日ごろからの備えにより「逃げないですむまちづくり」を目指し、災害に強い安全なまちづくりを進めるものとする。

2 建物等の安全化

(1) 防火地域等の指定

- 都市型火災に対する体質強化を図るため、従来から都市計画法による地域区域制度の一環として、市街化区域1,149.8haのうち、防火地域6.3ha、準防火地域507.0haの指定を行っている（平成8年10月14日告示）。
- 今後も、必要に応じて防火地域等の指定の拡大に努める。

(2) 耐震改修促進計画の推進

- 平成18年度に策定した東京都耐震改修促進計画及び平成21年度に策定したあきる野市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等（特定建築物）の耐震診断・耐震改修を促進する。

(3) 公共建築物等の耐震不燃化

- 地域の公共施設としての機能を維持、発揮して防災活動に寄与するため、各種の災害から建造物を保護するとともに、被害の軽減を図るため、耐震診断を早急を実施するとともに、耐震・不燃化を進めるものとする。
- 特に小・中学校の校舎及び体育館は、児童・生徒の安全確保と災害時の避難所に指定していることから、重点的に耐震化を進め、平成23年度までに完了するものとする。

(4) 一般建築物の耐震不燃化

- 本市における住宅総戸数は27,080棟で、耐震住宅19,028棟（70.3%）、未耐震住宅8,052棟（29.7%）である（平成15年住宅・土地統計調査）。
- 都及び秋川消防署は、防火、防災上の見地から建築基準法等関係法令、消防関係法令に基づき、定められた技術上の基準に適合するよう建築物の構造、設備等について指導を行っている。また、法令に基づく立入検査を実施して災害予防についての指導に当たり、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持管理について、防火、防災上必要な指導に努める。
- 耐震診断・改修助成制度の概要

	事業概要	対象建築物
耐震診断	診断機関が行った耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額で25,000円を限度として助成	昭和56年5月31日以前に建てられた市内にある木造2階建て以下の戸建て、所有者が自ら利用するために延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅
耐震改修	耐震改修に要した費用の3分の1に相当する額で300,000円を限度として助成	耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い又は倒壊する可能性があるとして診断された住宅

(5) 液状化地域での建築物等の安全化

- 都では、民間建築物等について、建築確認審査等を通じて液状化対策の必要がある場合は、指導・強化を図っている。

3 交通施設の防災対策

(1) 道路施設の防災対策

- 道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」(国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月)及び「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会：平成14年3月)に従い、地質・構造などの状況に応じ、安全性を強化する対策を実施するものとする。

(2) 鉄道施設の防災対策

- JR東日本は、地震計を始め、雨量計、水位計、風速計等沿線に設置した各種センサーと中央情報処理装置を組み合わせることで防災情報システムの活用により、リアルタイムに情報を感知し列車運行の安全を確保するための体制をとっている。

- 駅舎等建築物については、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、耐震診断の結果、補強工事をするものは計画的に進めており、トンネル、橋梁等の構造物については、「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な施設等について、補強工事を実施している。
- 運転士・指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士・指令間の無線による情報連絡設備の整備を図っている。

4 ライフライン施設の防災対策

水道、下水道、電気、ガス、電話等、市民の日常生活に直結した施設は、いずれも長大な配管・配線等の施設を有し、都市型災害の被害を受けやすい条件下にあるとともに、被害の復旧には長時間を要するため、市民生活に大きな混乱を招くこととなるので、被害を最小限に防止するための予防対策、災害復旧作業従事者の非常招集体制及びその訓練に万全を期し、日常作業を通じてその周知徹底を図るものとする。

(1) 水道施設

震災時の被害を最小限にとどめ、給水をできるだけ確保するよう、次のような安全対策を推進する。

ア 浄水・取水施設等

浄水・取水施設等は、耐震性の劣るものについては、耐震補強工事を実施する。また、停電に備え自家用発電設備を整備する。

イ 導水・送水・配水管等

耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管等に取り替える。また、二系統化等により水道システムの耐震性の向上を図る。

(2) 下水道施設

ア 耐震対策

- 管きよの新設時には、地震に強い下水道施設を建設する。
- 避難所、災害拠点病院、避難場所からの排水を受ける管きよについては、マンホールと管きよの接合部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

イ 下水道施設の活用

- 避難所などの周辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進し、トイレ機能の確保を図る。

ウ 下水道計画及び事業認可等の状況

区 分	全 体 計 画	都市計画決定	事 業 認 可
計 画 面 積	約 1,923 ha	約 1,620 ha	約 1,343 ha
排 水 区 域	20	17	17
計 画 人 口	107,000人	—	81,403人
計 画 汚 水 量	66,575 m ³ /日最大	—	46,495 m ³ /日最大
下 水 排 除 方 式	分流式	分流式	分流式

エ 下水道整備状況（平成20年度現在）

全 体 計 画		事 業 認 可		整 備 面 積 等			
A 面 積 (ha)	人 口 (人)	B 面 積 (ha)	人 口 (人)	管きよ 延 長 (m)	C 面 積 (ha)	人 口 (人)	整備率 C/B (%)
1,923	107,000	1,343	81,403	299,937	1,274	73,137	94.9

(3) 電気施設

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替等により、早期に停電が解消できるように系統連携の強化に努める。

(4) ガス施設

- 災害時の被害を最小限にとどめるため、重要度の高い設備の耐震性を向上させて安全性を確保するとともに、防・消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次被害の防止を図る。
- 早期復旧を進めるための導網管のブロック化、最適な材料・継手構造等の採用により耐震性の向上を図る。
- 二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンと遮断装置組み込みのガスメーター等）の普及促進に努める。
- LPガスの安全対策については、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対する周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。

(5) 通信施設

- 通信設備及び付帯施設の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(6) 架空線地中化の推進

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化

や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。

5 防災行政無線の整備

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。平素から防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、防災行政無線以外の情報伝達手段についても研究していく。

6 エレベーター対策

災害時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 市施設

市は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。

イ 民間施設

市は、都が促進するエレベーターの閉じ込め防止対策の実施に関して、所有者への普及啓発を図る。

〈エレベーター閉じ込め防止装置〉

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

7 落下物、家具類の転倒等の防止

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

○ 都は、平成17年度に、都内のビルのはめ殺し窓ガラスの実態を調査し、改善指導等を行っている。

また、外壁タイルについても、平成17年度に傾斜した外壁面のある建物について実態調査を実施し、指導改善を行っている。

- 今後は、定期報告等の機会を活用して、建物所有者や管理者に対し周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。市は都から依頼があった場合は、必要に応じて協力するものとする。
- (2) 屋外広告物に対する規制
 - 地震の際、看板等の屋外広告物が落下し、被害をもたらすことがないよう、適性な維持管理を行うよう啓発等に努める。
- (3) 自動販売機の転倒防止
 - 市は、都及び業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。
 - 関東経済産業局は、自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「J I S B 8 5 6 2 自動販売機の据置基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。
- (4) 家具類の転倒等防止対策
 - 市施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下防止対策を推進する。
 - 市民の安全確保を図るため、家具類の転倒・落下防止器具の設置について支援する。

8 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止

- (1) がけ・よう壁等の安全化
 - 都都市整備局は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法・住宅造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行っている。
- (2) 急傾斜地崩壊対策
 - 急傾斜地の崩壊など土砂災害は、自然災害の中でも死者発生が多い災害であるが、急傾斜地崩壊対策は、私有地内で発生することから、土地の所有者の理解や協力が不可欠である。
 - 都建設局では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

〈急傾斜地崩壊危険箇所〉

(平成21年12月末現在)

区市町村名	自然斜面	人工斜面	計
あきる野市	105	8	113

〈急傾斜地崩壊危険区域指定箇所〉

(平成21年12月末現在)

地域名	所在地	指定面積	指定年月日
あきる野市草花地区	あきる野市草花字花ノ岡地内	0.9ha	昭60.3.30
あきる野市折立地区	あきる野市草花字下折立、字上折立、字下夕平地内	1.765ha	平3.3.14
あきる野市山田地区	あきる野市山田、上分、下分地内	1.017ha	平3.3.26
あきる野市平沢地区	あきる野市平沢字瀧ノ上、字西ノ前地内	0.450ha	平8.3.8
あきる野市山田地区	あきる野市山田字下分地内	0.619ha	平9.1.13
あきる野市伊奈地区	あきる野市伊奈字上宿ほか地内	0.205ha	平成10.5.28
あきる野市伊奈地区(2)	あきる野市伊奈字上宿ほか地区	0.202ha	平16.5.24
あきる野市平沢地区(2)	あきる野市平沢地内	0.231ha	平12.7.28

(3) 宅地造成工事規制区域の安全化

- 都は、宅地造成工事規制区域を指定し、法律に基づく規制を行っている。

〈宅地造成工事規制区域の内訳〉

(平成18年10月末現在)

所管	市	計(ha)	第1次指定	第2次指定	第3次指定
多摩建築指導事務所開発指導第一課	あきる野市	61.4	21.3 (雨間の一部)	—	40.1 (切欠の全域)
区域指定の効力発生年月日			昭37.10.1	昭38.11.10	昭40.10.20

(4) ブロック塀等の安全化

- 市は都と連携し、ブロック塀の実態把握を進める。また、建築確認時等の機会を捉えて、生垣への転換等を誘導する。
- 都は、市の緑化対策や狭隘道路対策に併せて指導等を行う。

9 地すべり、山地災害、土石流、農地・農業用施設災害等の防止

(1) 地すべり対策

- 都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

〈地すべり危険箇所及び地すべり防止区域指定箇所〉

(平成21年12月末現在)

市町村名	箇所数	うち地すべり防止区域
あきる野市	1	0

〈地すべり危険箇所〉

(平成21年12月末現在)

地区名	郡・市	大字・字
十里木	あきる野市	乙津

(2) 山地災害危険地の安全化

- 都は、治山工事を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地区の周知を図り、警戒避難体制の確立等災害の軽減防止に努める。

〈山地災害危険地区〉

(平成16年度調査)

区分	崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区		地すべり等発生危険地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
あきる野市	120	70.4	71	287.0	0	0

(注)

- 崩壊土砂流出危険地区：山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区
- 山腹崩壊危険地区：崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- 地すべり等発生危険地区：地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

(3) 土石流対策

- 都は、「土石流危険溪流及び危険区域調査要綱（平成11年4月建設省河川局砂防部砂防課）」に基づく調査の結果、被害想定区域内に5戸以上の人家が存在するなど一定の要件を満たす溪流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多いものから順次砂防指定地に編入して、対策工事を行う。

〈土石流危険溪流と砂防指定地〉

(平成21年12月末現在)

市町村名	土石流危険溪流数	うち砂防指定地	うち概成数
あきる野市	29	14	0

(4) 土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 都は、土砂災害防止法では、土砂災害防止対策の推進を図るため、ハード対策だけではなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の警戒区域等をあらかじめ明らかにし、当該地区における警戒避難体制の整備などソフト対策を推進することとしている。
- 都は、土砂災害防止法の運用等について、関係局で構成する「土砂災害防止連絡会」で、必要事項の調整等を図り、土砂災害警戒区域の指定などの対策を実施する。
- 市は、東京都と協力し、地域住民や土地所有者を対象に説明会等を開催し、土砂災害警戒区域等の指定について理解を求める。

〈土砂災害警戒区域〉

(平成22年2月末現在)

地区名 (自治会)	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	計
養 沢	48	16	—	64
乙 津	21	3	—	24
青木平	16	5	—	21
落 合	24	4	—	28
軍 道	21	4	—	25
寺 岡	8	—	—	8
計	138	32	—	170

(5) 農地・農業用施設の安全対策

- 市及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全の確保を図るものとする。

第2章 地震火災等の防止

地震被害は、建物の倒壊など揺れによる直接的な一時災害と火災などの二次災害に分けられる。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市だけで175件の火災が発生し約65万㎡が焼失した。この教訓を踏まえて、本市においても地震火災などの二次災害の防止対策を行う必要がある。

本章では、出火の防止、初期消火、火災の拡大防止、危険物・有毒物質等の漏えい防止について定める。

第1節 出火の防止

1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

秋川消防署では、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を図ってきた。今後もこれらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

秋川消防署では、今後も危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図っていく。

〈危険物貯蔵所等一覧〉

(平成18年8月末現在)

製造所の別	計	製造所	貯蔵所	取扱所
区市町村				
あきる野市	187	3	111	73

3 液化石油ガス消費施設の安全化

都は、所管する液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズガス栓）の設置を義務づけている。

都は、震災対策の強化を図るため、平成9年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これに基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

4 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火薬庫への貯蔵が義務づけられ、保管に関しては厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査が義務づけられている。これらの施設に対し、都は保安検査及び立入検査を実施して、保安の確保を図っている。また、火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められ、都は随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努めている。

〈火薬類製造所一覧〉

(平成18年3月末現在)

区 分 地 域	けん銃実包 製 造 所	警戒救命信号等 製 造 所	合 計
あきる野市	1	1	2

5 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

東京消防庁は、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約6千種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、具体的な安全対策を推進している。また、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

〈主な指導事項〉

ア	化学薬品容器の転倒落下防止措置
イ	化学薬品収納棚の転落防止措置
ウ	混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
エ	化学薬品収納場所の整理整頓
オ	初期消火資器材の整備

(2) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務づけている。また、東京消防庁は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。

(3) 電気器具からの出火防止

東京消防庁は、地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導するとともに、出火防止対策を講じた装置の開発について電気事業者等に協力を

要望する。

6 その他出火防止のための査察指導

大地震が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、病院、老人ホーム等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入調査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

さらに、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、立入検査を実施し、適正な貯蔵取り扱いを指導するとともに、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

〈出火防止等に関する備えの主な指導事項〉

- (1) 住宅用火災警報器の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類、家電製品等の転倒・落下防止対策の徹底
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整とんの徹底
- (6) カーテンなどへの防災品の普及
- (7) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (8) 防災訓練への参加

〈出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〉

- (1) 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さな地震でも「地震 火を消せ！！」と声を掛け合い、火を消す習慣の徹底
- (3) 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス

(小さなゆれを感じた時、大きなゆれがおさまった時、出火した時)の徹底

- (4) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしや断など出火防止の徹底
- (5) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- (6) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2節 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化並びに家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

1 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震装置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

2 初期消火資器材の普及

家庭や事業所における初期消火を迅速、確実に行うため、消火器等の消火資器材の普及を図る。

3 市民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 市民の防災行動力の向上

1世帯に最低1名が自信を持って災害に対応できるよう、市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る段階的な体験が可能な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の自主防災体制の強化

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

第3節 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が延焼拡大することが予想される。したがって、火災による地震被害が予想される地域については、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要である。このため、以下の対策を推進する。

1 消防活動体制

東京消防庁は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。今後とも、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、都市構造や災害態様の変化に応じた消防力の整備増強を図る。

〈秋川消防署の配備体制〉

	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	合計
秋川消防署	2	—	1	1	9	13
秋留台出張所	2	—	—	1	1	4
檜原出張所	1	—	—	1	—	2
合計	5	0	1	3	10	19

2 装備資機（器）材の活用

地震時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた装備資機（器）材を活用するとともに、自主防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

3 消防水利の整備促進

震災時の同時多発火災に対処するため、建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、民間の開発行為や市街地再開発事業の機会を活かした防火水槽の設置、消防水利不足地域における用地取得の推進、雨水貯留施設や河川等の自然水利等の活用、巨大水利の開発・確保等、多角的な方策による整備促進について、秋川消防署は関係機関に意見提言していく。

4 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、秋川消防署は消防活動路を確保するため、民間から借り上げる特殊車両の確保、幹線的道路拡幅、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備、架空電線の埋設化などを関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

5 消防活動困難区域対策

震災時には、道路の寸断に加え、道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、秋川消防署は消防隊用可搬ポンプ等の活用を図るとともに、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団体制の充実等の施策の推進について関係機関に働きかけを行う。また、地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、都市整備事業を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

6 地域防災体制の確立

震災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。このため、自主防災組織と事業所等との連携体制の整備、消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が協力して行う合同防災訓練の実施を推進する。

第4節 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス保管施設

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を厳しく審査するとともに、許可対象事業所については事業者が定める危害予防規程の届出の受理を行うほか、建設時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行っている。その他、随時に立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性の確保に努めている。

2 毒物・劇物取扱施設

都福祉保健局及び西多摩保健所は、毒物・劇物による事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を公私立の小中高等学校に周知し、事故防止に努めている。

3 放射線等使用施設

放射線等使用施設については、文部科学省が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるような各種の

安全予防策を講じる。

4 危険物等の輸送の安全化

危険物積載車両については、関係官庁により路上取締りを毎年定期的を実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

第3章 防災活動の強化

第1節 防災活動の強化

防災対策の総合的かつ効率的な実施を図るため、防災関係機関等相互間の連携を強化するとともに、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、事業所、施設等の自主防災組織の整備・育成を進め、防災訓練を強化し、防災意識の高揚と防災活動の強化を図るものとする。

第2節 防災意識の高揚

地震や台風などの災害を未然に防止することは極めて困難なことであるが、万全の予防体制を整え、災害時の適切な応急対策によって、被害を最小限に食い止めることは可能である。そのために防災関係機関は、その所属職員や市民及び事業所に対する防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めなければならない。

1 市民等に対する防災知識の普及

(1) 広報媒体を通じての普及

各防災関係機関は、その時期に応じて市民に対し、防災行政無線、市の広報、ホームページ、パンフレット、チラシ、立看板、ポスター、防災用映画フィルム、スライド、広報車等を通じて、防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

(2) 講習会、講演会等による普及

防災関係者及び市民を対象とする講習会、講演会等を開催し、防災知識の普及徹底を図る。

(3) 防災用具、災害写真等の展示

防災用具、災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所に展示し、防災意識の高揚を図る。

(4) 防災知識の普及内容

ア 防災に関する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制の概要

エ 災害予防措置（「地震に対する10の備え」など）

オ 災害時の心得（「地震その時10のポイント」など）

○ 災害の態様に応じてとるべき手段、方法

○ 避難の方法、場所、時期、携行品

○ 被災世帯の心得ておくべき事項

2 職員の防災教育

各防災関係機関は、職員に対し、この計画の概要、活動体制その他防災に関し、講習会、研究会等により、その内容、運用等の知識徹底を図るものとする。

3 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 市、都は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」による安全教育プログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。
- (2) 市、都は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- (3) 市、都は、都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を広める。

第3節 防災訓練

災害発生時に予想される種々の事態に適切に対処するため、消防署と協力して、市民及び事業所等を対象とした初期消火、避難、救助、通信等の基本的防災訓練を行うとともに、これらの成果を総合的に発揮するため、総合防災訓練を行うものとする。

1 基本的防災訓練

- (1) 気象警報等伝達訓練
気象予報及び警報の伝達を正確かつ迅速に行うため、常時訓練を実施する。
- (2) 非常無線通信訓練
災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、防災行政無線等非常無線通信の円滑な運営を図るため、通信手続、無線機の操作等、非常無線通信に関する訓練を実施する。
- (3) 避難訓練
防災関係機関等の協力のもとに、学校又は行政区、事業所、団体等に対し、自主防災の必要性、自覚の高揚を図るため、避難を主体とした防災訓練の実施を促進するものとする。庁舎では庁舎内の災害発生を想定した避難訓練を来庁者とともに行う。
- (4) 救助救急訓練

大規模な地震時においては、建物の倒壊や電車の脱線等による多数の死傷者が発生することが予想される。このため、市民をはじめ関係機関との協力体制を確立し、震災時の迅速・的確な救助・救急活動の確保に努める。

- ア 各種救助事象による救出訓練
- イ 仮救護所の設置・運営訓練
- ウ 現場救護所の設置訓練
- エ 疾病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び救急処置並びに搬送訓練
- オ 救急救助資器材の活用訓練

(5) 応急医療訓練

震災等による負傷者の救助を迅速かつ適切に実施するため、各防災機関と市民が一体となった訓練を行い、有機的活動体制の整備を図る。

- ア 医療救護班の動員集結
- イ 医療救護所の設置
- ウ 患者の疾病の緊急度や程度に応じて適切な搬送・治療を行うためのトリアージ
- エ 後方医療施設への収容
- オ 医療品、血液等の補給
- カ 防疫活動

(6) 防疫訓練

ア 職員の訓練

保健所の指導のもとに防疫作業の習得を図るとともに、防疫訓練を行い、被害の軽減に努めることとする。

イ 器材・器具等の整備

災害時に備えて最低限常備すべき器材・器具等は平素から備蓄し、いつでも使用できるよう努めるものとする。

(7) 消防訓練

地震火災等地震時の各種災害に対処するため、消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、市民等を対象として基本的防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。

ア 消防団の訓練

(ア) 情報活動訓練

- 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練
- 情報整理及び通信運用訓練

(イ) 部隊編成訓練

(ウ) 火災現場活動及び救出・救護訓練

- (エ) 山林火災訓練
- イ 災害時支援ボランティアの訓練
 - (ア) 応急救護訓練
 - (イ) 災害情報提供訓練
 - (ウ) 消火活動の支援訓練
 - (エ) 救助・救出活動支援訓練
 - (オ) その他の訓練
- ウ 市民の訓練
 - (ア) 出火防止訓練
 - (イ) 初期消火訓練
 - (ウ) 救出訓練
 - (エ) 応急救護訓練
 - (オ) 通報連絡訓練
 - (カ) 身体防護訓練
 - (キ) 避難訓練
 - (ク) その他の訓練
- エ 事業所の訓練
 - (ア) 出火防止訓練
 - (イ) 防護訓練
 - (ウ) 消火訓練
 - (エ) 救出救護訓練
 - (オ) 避難訓練
 - (カ) 情報収集訓練

(8) 地域単位の実践的訓練

自主防災組織を主体とした、地域特性に対する具体的かつ実践的な訓練を実施する。

2 総合防災訓練

市は、震度5強以上の大地震を想定し、市、市民、都及び関係機関が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

(1) 参加機関

- ア 市
- イ 町内会・自治会の自主防災組織、防災・安心地域委員会等
- ウ 秋川消防署、五日市警察署、福生警察署、あきる野市消防団
- エ 西多摩建設事務所、西多摩経済事務所、西多摩保健所、立川給水管理事務所

- オ その他関係機関
- カ 施設

- (2) 実施時期
防災の日、防災週間中（8月30日～9月5日）及びその他の日に実施する。
- (3) 実施内容
関係機関等と協議によりその都度実施要綱を定める。
- (4) 総合防災訓練重点事項
 - ア 災害警備及び情報通信連絡
 - イ 災害対策本部運営、関係職員等の非常招集
 - ウ 避難及び救出、救護
 - エ 消防及び水防
 - オ 救援物資の調達輸送
 - カ 防疫、給水及び炊出し
 - キ 災害応急復旧
 - ク その他

第4節 自主防災組織の育成

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、市、都、国の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、町内会・自治会等の地域住民等が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして、「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより被害の軽減を図ることができる。したがって、市民との協働のまちづくりを進める中で、平常時から町内会・自治会単位若しくは防災・安心地域委員会単位又は事業所、病院、老人ホーム、保育所等の施設の単位ごとに、それぞれの特性に合った自主的な防災組織の整備・育成を図る必要がある。

2 町内会・自治会の自主防災組織の概要

(1) 組織

町内会・自治会、事業所等の組織を活用し防災担当役員を設けて、防災・安心地域委員会と連携の下、防災活動が効果的に実施できる組織を整備する。

組織としては、総括班、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等を置くものとする。

(2) 活動

ア 平常時の活動

- 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
- 初期消火、救出救護、避難所開設等各種訓練の実施
- 消火、救助、炊き出し用資器材の整備、保守管理及び非常食の備蓄
- 地域内の危険箇所（がけ、ブロック等）や災害時要援護者等の把握
- 組織の役割分担の明確化、情報連絡体制の確立

イ 災害発生時の活動

- 情報の収集・伝達
- 出火防止
- 初期消火
- 負傷者の救出・救護
- 住民の避難誘導
- 給食・給水
- その他

ウ 自主防災組織の役割例

活動の 考え方 班構成	平常時の活動	災害時の活動
		各班の役割は、これを分担するそれぞれの班が中心となり、これに他の班が協力して実施する。この活動により地域内の市民の防災に対する関心を維持し、災害時における活動力を養う。
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の総括及び渉外 ○ 防災計画、訓練計画の樹立 ○ 組織の運営指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関との連絡調整 ○ 各班の調整指導
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 情報の収集、伝達用器材の準備と管理 ○ 情報の収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集、伝達 ○ 避難勧告等の伝達 ○ 防災関係機関に対する災害状況の通報
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 消火用器材の準備と管理 ○ 石油類の管理状況の点検 ○ 初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火活動 ○ 地震時における出火防止の呼びかけ
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当の知識の普及 ○ 応急手当等の訓練の実施 ○ 負傷者等の救出と応急手当用器材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難路、避難所の周知と現状の把握 ○ 災害時要援護者等の把握 ○ 避難訓練の実施 ○ 避難誘導用器材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な避難所の指示 ○ 災害時要援護者等の避難と手助け ○ 避難誘導
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し訓練の実施 ○ 給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給食活動 ○ 給水活動

その他地域の 実情に応じ必 要とされる班	例えば、水害のおそれのある地域では水防班、がけ崩れ危険地域では 巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害 時の活動を定める。
----------------------------	--

3 広域的な自主防災組織の防災・安心地域委員会の概要

市民が安全で安心できる暮らしを守るため、あきる野市の旧町村を単位とした各地域の特性にあった防災に関する取組など市との協働のまちづくりを進めながら、地域の住民が自主的に行うことにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに地域コミュニティの活性化を図る。

(1) 防災・安心地域委員会の構成

- 町内会・自治会
- 民生・児童委員協議会
- ふれあい福祉委員会
- P T A
- 青少年健全育成地区委員会
- 消防団
- 消防団OB
- 交通安全協会
- 防犯協会等

(2) 平常時の取組

- 避難計画
- 市指定避難所の体制づくり
- 防災訓練の計画と実施
- 施設等の調査と災害時の活動の想定
- 危険箇所の確認
- 地域防災マップの作成
- 要援護者の把握と情報の共有化
- 事業者、N P O法人等との協力体制の確立
- 地域資源の登録と活用
- 消防団員の確保への協力等

(3) 災害時の取組

- 被災者、要援護者の救助活動への協議
- 避難所運営への協議
- 被災状況等の情報発信など

4 事業所及び施設等の自主防災組織

学校、工場、旅館、銀行等多数の人が出入りする事業所や、病院、老人ホーム、

保育所等の施設においては、防火管理者を主体とした自主防災組織の育成・指導を図り、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 建物内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備等事業活動の継続対策
- (2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員、顧客の安全確保対策
- (3) 地域活動への参加や町内会・自治会の自主防災組織との協力関係の確立など、地域社会における安全確保対策

組織や活動等については、おおむね町内会・自治会の自主防災組織に準じて整備するものとする。

第5節 消防団活性化対策

1 消防体制の現状

消防団は、地域防災の中核として消火活動はもちろんのこと、地域社会に密着した各種防災活動を行っているが、大規模災害時においても情報の収集伝達、避難誘導、災害防御活動に重要な役割が期待されている。

本市における消防体制は、都へ消防事務委託している秋川消防署の常備消防と、非常備消防のあきる野市消防団が緊密な連携をもって運営されている。

〈あきる野市消防団の編成及び配備体制〉

	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	合計
団員	15	63	63	43	103	113	53	53	506人
指令車	2	—	—	—	—	—	—	—	2台
ポンプ車	—	3	3	2	2	1	1	1	13台
可搬ポンプ積載車	—	—	—	—	4	6	2	2	14台

※団員の数値は定数である

2 消防団の活性化

近年における社会情勢の変化により、団員の減少・高齢化、就業構造の変化、市民の認識の希薄化等の傾向が見られる中で、消防団員の志気高揚を図り、消防団の社会的地位の向上と、市民の理解と協力を求める等の施策に併せて、消防団の人的充実・強化及び団員詰所等の施設・装備の充実を進め、消防団の活性化を図る。

3 消防団体制の強化

- (1) 消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備するとともに、救助資機材や携帯通信機器を整備するよう努め、震災時の消防団活動体制の充実強化を図る。

- (2) 市は都と連携して、消防団員の活動体制の充実に努める。

第6節 災害時要援護者の把握と安全確保

災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとる必要がある。

しかし、寝たきりの高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者にとって適切な防災行動をとることは、必ずしも容易ではない。

本節では、災害時におけるこれら災害時要援護者の把握と安全対策や社会福祉施設等の安全対策について定める。

1 災害時要援護者の把握

災害時要援護者の安全を確保するため、平常時から、災害時要援護者の把握に努める必要がある。

- (1) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、行政機関等の連携により、災害時要援護者の把握に努める。
- (2) 災害時要援護者の情報の共有を図るため、関係機関間の情報共有方法を検討する。
- (3) 関係機関と調整し、災害時要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討する。

2 地域における安全体制の確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするには、次のような施策の推進を通じて、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制を平常時から確立しておくことが必要である。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 災害時要援護者防災行動マニュアルの作成

市は、都が作成した「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を参考に、市の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

イ 防災訓練の充実

総合防災訓練の実施に当たっては、市は、都及び関係機関と共同して、自主防災組織等を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

(2) 緊急通報システムの活用

市は、高齢者緊急通報システムを、震災復興期等においても一層の活用

が図れるよう努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制の確立を図る。

(3) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

東京消防庁は、災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。

ア 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ 社会福祉施設等の被災に備え、町内会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

3 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の防災対策としては、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、市はスプリンクラーの設置、消防機関と直結する非常通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含めた床の段差・傾斜の解消等に努めている。

今後も、市は都や消防署と協力して次のような施策の推進を通じて施設の整備に努めるとともに、自衛消防組織等による施設自身の防災力の向上や地域との連携を図っていく。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設等入居者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく地域周辺の協力が不可欠である。このため、消防署、施設と周辺地域の事業所、町内会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 防災訓練の充実

市は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練の実施に努める。

4 災害時要援護者の安全対策

震災時には、火災の同時多発や交通の混乱等により、救出・救護その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、市は平常時から地域の協力体制を活用するとともに、次のような施策を推進し、生活環境や医療等、必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

(1) 「災害時要援護者班」の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者に対する窓口となる「災害時要援護者班」の担当部門を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行うことを検討する。

(2) 二次避難所の活用

市は、社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供することを検討する。

(3) 医療等の体制

透析患者・在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、関係機関等との連携による医療体制の強化に努める。また、心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制、及び巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保に努める。

(4) 仮設住宅

市は、都が建設する仮設住宅の入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

(5) 食料等の対策

災害時要援護者等に配慮した食料の供給を図るため、今後は、低蛋白米等の食料の確保に努める。

(6) 福祉機器等の確保

市は、災害時要援護者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。

5 外国人の安全対策

(1) 外国語による防災手引きの作成

日本語が不自由な外国人が安全に行動できるよう、英語等による防災手引き等の作成を検討する。

(2) 外国語による相談

外国語に堪能な職員及びボランティアの協力を得て、災害時においても外国人からの相談に対応する。

第7節 ボランティア

災害時におけるボランティア活動は被災地の人びとの生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。今後とも、発災時に、ボランティアの協力を広く求めるには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに平常時から行政との

間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

1 ボランティア意識の醸成

市、民間等で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 ボランティアの受入体制

ボランティアには、被災建築物の応急危険度判定・被災宅地危険度判定や通訳業務等、一定の知識、経験あるいは特定の資格を要するボランティア（専門ボランティア）と、避難所等における炊出しや支援物資の管理・配布あるいは、被災地の人びとの世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア（一般ボランティア）とがある。

市では、今後それぞれの活動形態に対応できるように、受入体制や、ボランティアの活動拠点の整備について検討を進めるものとする。

3 東京消防庁災害時支援ボランティア

所 管	登 録 資 格 者	業 務 内 容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者 又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	震災時(震度6弱以上)、大規模自然災害発生時その他大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援を行う。

地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識、技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した秋川消防ボランティアの受入体制を確立するとともに、育成指導を図る。

秋川消防ボランティアは、地震時、登録した消防署に自主的に参集し、消防署が実施する応急及び復旧活動の範囲内で次の活動を行う。

- (1) 応急救護活動
- (2) 災害情報提供活動
- (3) 消火及び救助、救急活動の支援
- (4) 消防用設備等の機能確保の支援
- (5) 危険物施設等の安全確保の支援
- (6) 火災調査の支援

4 赤十字ボランティア

- (1) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む。）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体などにより構成される。
- (2) 活動は主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

第8節 事業継続計画の策定

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、市は、市政の事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業者もBCPの策定に努める。

1 BCPの役割

- (1) BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- (2) 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- (3) 事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - ア 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - イ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - ウ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - エ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素を洗い出し、重点的に対処すること。
 - オ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - カ 指揮命令システムの維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- (4) BCPの策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、

その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

2 市政のBCP等の策定

- (1) 災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。
- (2) 応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。
- (3) 災害時に市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、市政のBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築する必要がある。

3 事業者のBCPの策定

- (1) 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、特に、東京及び日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- (2) 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災時の災害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。
- (3) BCPの策定は、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

第4章 災害危険地域の指定

第1節 災害の想定及び目標

地域の災害危険性を科学的かつ総合的に把握することは、地域防災計画策定の基礎となるものであるから、土砂災害等の災害素因、地震、台風、豪雨等の災害誘因及び災害履歴、土地利用の変遷等を総合的に検討して、地域の危険度を的確に把握する必要がある。そのため、今後防災アセスメントを実施し、防災対策の想定目標とする必要がある。

第2節 地域別ハザードマップの作成

市内の地域特性等を総合的に判断して、地域単位に災害危険箇所、避難所、避難経路、関係機関等を明らかにした地域別ハザードマップを作成し、市民の防災知識及び防災意識の向上を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める必要がある。

第3節 災害危険箇所の調査及び指定

市は、被害の軽減を図るとともに、災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるように、関係機関と連携して災害危険箇所の調査を実施するものとする。

市内の災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険区域	6箇所
② 砂防指定地	16箇所
③ 急傾斜地崩壊危険箇所	113箇所
④ 土石流危険溪流	29箇所
⑤ 土砂災害警戒区域	170箇所
⑥ 河川に起因する災害危険箇所	
水防上注意を要する箇所（都管理河川）	3箇所
重要水防箇所（国土交通省管理河川）	3箇所

（資料：西多摩建設事務所）

第3編 災害応急対策計画

市は第一次的防災機関として、市内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、法令、市防災計画及び都防災計画の定めるところにより、都及び防災関係機関並びに市民の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策に努めるものとする。

災害応急対策とは、災害が発生した際に、適切かつ効率的に対処するために必要な防災体制を確立し、被害を最小限に防止し、軽減するための対策である。そのためには地域内の災害に弱い箇所を的確に把握し、その地域に対する災害予防計画、災害応急対策及び復旧対策をあらかじめ確立しておくものとする。

災害応急対策計画は、災害発生時における応急対策のいかんが、災害による被害の拡大を食い止める上で決定的な意味を持つ場合が多いため、地域防災計画の中心部分となっている。

第1章 応急活動体制

第1節 あきる野市災害対策本部の組織・運営

あきる野市災害対策本部（以下「市本部」という）の組織及び運営は、災害対策基本法、あきる野市災害対策本部条例、同施行規則等の定めるところによる。

1 市本部の設置及び廃止

市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため市本部を設置するものとする。

市本部を構成する部長の職にある者は、市本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請する。総務部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認められた場合は、市本部の設置を市長に要請する。

〈市本部の設置基準〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 震度5強以上の地震が発生したとき。② 震度にかかわらず、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。 |
|--|

(1) 市本部設置の通知等

ア 総務部長は、市本部が設置されたときは、直ちに次に掲げ者のうち必要と認められたものに、市本部の設置を通知しなければならない。

(ア) 本部員

(イ) 都知事（総務局総合防災部）、西多摩建設事務所長、西多摩経済事務所長

- (ウ) 五日市警察署長、福生警察署長
 - (エ) 秋川消防署長
 - (オ) 近隣市町村長
 - (カ) 関係防災機関の長
 - (キ) その他市長（本部長）が必要と認めた者
- イ 本部員である各部長は、上記アの通知を受けたときは所属職員に対し周知徹底をさせなければならない。

(2) 市本部の標示

- ア 市本部が設置されたときは、市役所玄関（市役所が被災の場合は本部を設置した建物の見やすい所）に「あきる野市災害対策本部」の標示を掲出する。
- イ 標示の大きさは、おおむね幅25cm、長さ1.2mとし、白の地色、黒の文字とする。

(3) 市本部の廃止

- ア 市長（本部長）は、市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。
- イ 本部廃止の通知は、上記（1）に準じて処理する。

2 市本部の組織

(1) 組織

市本部の組織は、「あきる野市災害対策本部組織図」（61頁）のとおりである。

(2) 市本部の組織

- ア 本部長（市長）
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- イ 副本部長（副市長、教育長）
本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ウ 部長
本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- エ 本部員
本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- オ その他本部の職員
部長の命を受け、部の事務に従事する。

(3) 本部長室の構成及び所掌事務

ア 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (ア) 災害対策本部長（市長）
- (イ) 災害対策副本部長（副市長、教育長）
- (ウ) 災害対策本部員（企画政策部長、総務部長、市民部長、環境経済部長、健康福祉部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、消防団長、消防団副団長、その他本部長が必要と認めた者）

イ 本部長室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 避難の勧告、指示及び誘導に関すること。
- (エ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (オ) 都機関、他市町村、関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) 部長会議の招集に関すること。
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

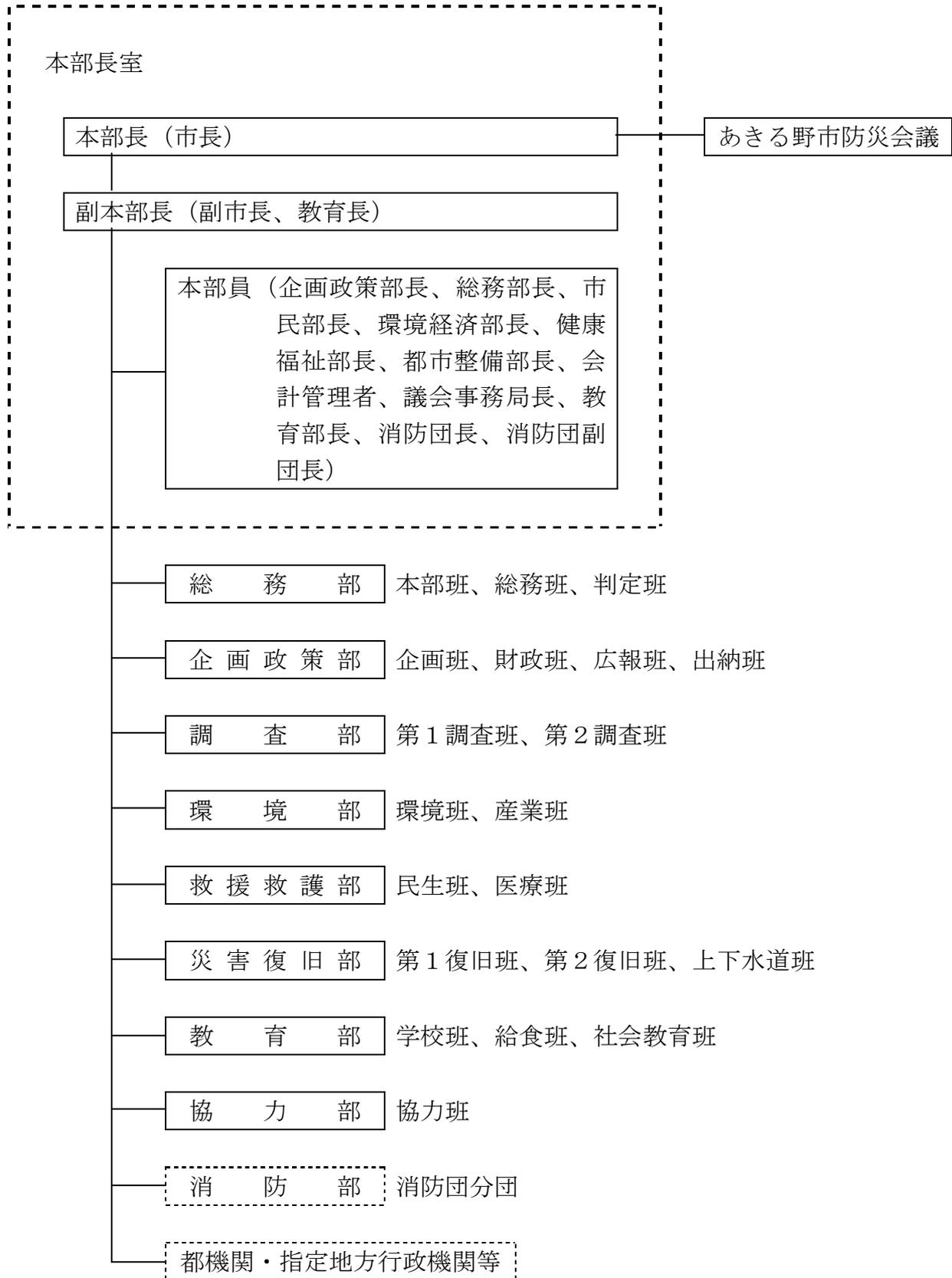
ウ 庶務

本部長室の庶務は、総務部本部班（地域防災課）が行う。

(4) 各部班の分掌事務

各部班の分掌事務は、「各部班の分掌事務」（62頁）のとおりである。

あきる野市災害対策本部組織図



各部班の分掌事務

部	(部長)	班	(班長)	事務分掌	摘要
総務部	総務部長	本部班	地域防災課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 2 本部活動の把握及び統括統制に関する事。 3 各種命令、要請及び通信の統括に関する事。 4 被害状況の統括に関する事。 5 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 消防団に関する事。 7 自衛隊派遣要請に関する事。 8 他の部に属さない事。 	総務課 情報システム課 職員課 契約管財課 地域防災課 施設営繕課
		総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、服務及び給与に関する事。 2 車両の調達、配車、人員、物資の輸送に関する事。 3 民間団体との連絡、住民協力活動の要請及び労務の供給に関する事。 4 庁舎の防災に関する事。 5 災害対策従事者の給食に関する事。 	
		判定班	施設営繕課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定に関する事。 	
企画政策部	企画政策部長	企画班	企画政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災の総合的な計画調整に関する事。 2 特命事項の調査に関する事。 	企画政策課 市長公室 財政課 会計課
		財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係予算に関する事。 2 その他財務一般に関する事。 	
		広報班	市長公室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報及び公聴に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 災害情報等の伝達及び市民の避難誘導等に関する事。 	
		出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関する事。 2 災害救助物品の保管出納に関する事。 3 その他災害時における経理に関する事。 	
調査部	市民部長	第1調査班	課税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況(土地、家屋)の調査及び報告に関する事。 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事。 	市民課 五日市出張所 保険年金課

		第2調査班	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 かり災証明の発行に関する事 2 死体埋(火)葬許可証の発行に関する事 	課税課 徴税課
環境部	環境経済部長	環境班	環境課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害地の防疫に関する事 2 防疫活動の状況報告活動に関する事 3 災害地の清掃作業に関する事 4 清掃活動の状況報告活動に関する事 	環境課 農林課 商工観光課 地域産業推進室
		産業班	商工観光課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の確保及び配布に関する事 2 商工業及び農業の被害状況調査に関する事 3 中小企業及び農業関係者に対する資金融資に関する事 	
救援救護部	健康福祉部長	民生班	生活福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の受領及び配分に関する事 2 避難所の設営及び被災者の収容保護に関する事 3 災害時における被服寝具等生活必需品の確保に関する事 4 災害救助物資の配分及び救助に関する事 5 保育園児等の避難及び救護に関する事 6 一人暮らし高齢者等に対する避難及び救護に関する事 	生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 子育て支援課 児童課 健康課
		医療班	健康課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 負傷者の救護等に関する事 2 医療機関の協力要請に関する事 	
災害復旧部	都市整備部長	第1復旧班	建設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川の巡視警戒及び状況報告に関する事 2 所管施設の保全管理及び資材の確保並びに供給に関する事 3 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関する事 4 水防活動の技術的指導に関する事 5 河川の流木対策並びに堤防、道路、橋りょう等の点検整備及び復旧に関する事 6 被災者のための応急仮設住宅の建設に関する事 7 公共土木施設の点検、応急復旧及び障害物除去に関する事 8 公共土木施設の被害状況の調査及び報告に関する事 9 公共施設の点検、応急修理等に関する事 	都市計画課 区画整理推進室 建設課 下水道課

		第2復旧班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事業に係る用地、施設等の点検整備及び復旧並びに指導に関する事。 2 都市計画施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 	
		上下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水の協力体制に関する事。 2 下水道施設の点検整備及び復旧に関する事。 3 下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 	
教育部	教育部長	学校班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の被害調査及び報告に関する事。 2 教職員の非常配備等に関する事。 3 児童及び生徒の避難並びに救護に関する事。 4 児童及び生徒の応急救護教育に関する事。 5 学校施設の応急修理及び災害復旧に関する事。 	教育総務課 指導・学務課 学校給食課 生涯学習推進課 体育課 図書館 公民館 秋川キララホール
		給食班	学校給食課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等における応急炊き出しに関する事。 	
		社会教育班	生涯学習推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び報告に関する事。 2 社会教育施設利用者の避難及び救護に関する事。 3 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関する事。 4 文化財の保護に関する事。 5 社会教育施設を利用する避難所の設営等の協力に関する事。 	
協力部	議会事務局長	協力班	議会事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会委員との連絡調整に関する事。 2 他の部への協力に関する事。 	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
消防部	消防団長	消防班	分団長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の救助救急情報に関する事。 2 水火災及びその他災害の予防警戒及び防衛に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 	あきる野市消防団

第2節 災害対策本部の非常配備計画

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令を発し、部長及び本部職員を配備する。

1 非常配備態勢の種別

配備態勢	時 期	態 勢
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1 災害の発生を防御するための措置を強化 2 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備 3 通信情報活動
第2非常配備態勢	1 局地災害が発生した場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1 第1非常配備態勢を強化 2 局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	1 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できない場合 2 その他の状況により本部長が必要と認めたとき	本部の分掌事務の全力をもって対処する態勢
特別非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度5強以上またはこれに準ずる地震により災害が発生したとき	1 指定された職員は、地域の避難場所、避難所及び周辺の災害状況を報告し、本部からの指示により順次活動に従事する。その他の職員は、自発的に参集し発災初期の災害応急対策に従事する。 2 参集者は災害状況を報告するとともに先着順により順次活動に従事する。 3 災害状況及び参集人員の状況により必要な報告をするとともに先着順により順次活動に従事する。 4 災害状況及び参集人員の状況により必要な態勢に移行する。

2 非常配備態勢時における各部の編成

- (1) 第1非常配備態勢 課長級の職にある職員
- (2) 第2非常配備態勢 同上のほか、課長補佐及び係長・主査の職にある職員
- (3) 第3非常配備態勢 全職員
- (4) 特別非常配備態勢 全職員

3 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、特定の者のみ配備することができる。

4 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 各部長は、あらかじめ非常配備態勢に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。
- (2) 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記(1)の要領に基づき所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

5 防災従事者の災害補償

災害時において、応急措置の業務に従事した者の災害補償については、それぞれ次によるものとする。

- (1) 本部職員
本部職員として防災業務に従事する地方公務員については「地方公務員災害補償法」(昭和42年法律第121号)による。
- (2) 消防団員
消防団員については、「あきる野市消防団に関する条例」(平成7年条例第130号)による。
- (3) その他の災害業務従事者
ア 災害時において応急措置の業務に従事した市民については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)による。
イ 「東京都震災対策条例」(平成12年条例第202号)に基づく防災訓練に参加した者は、同条例及び施行規則による。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

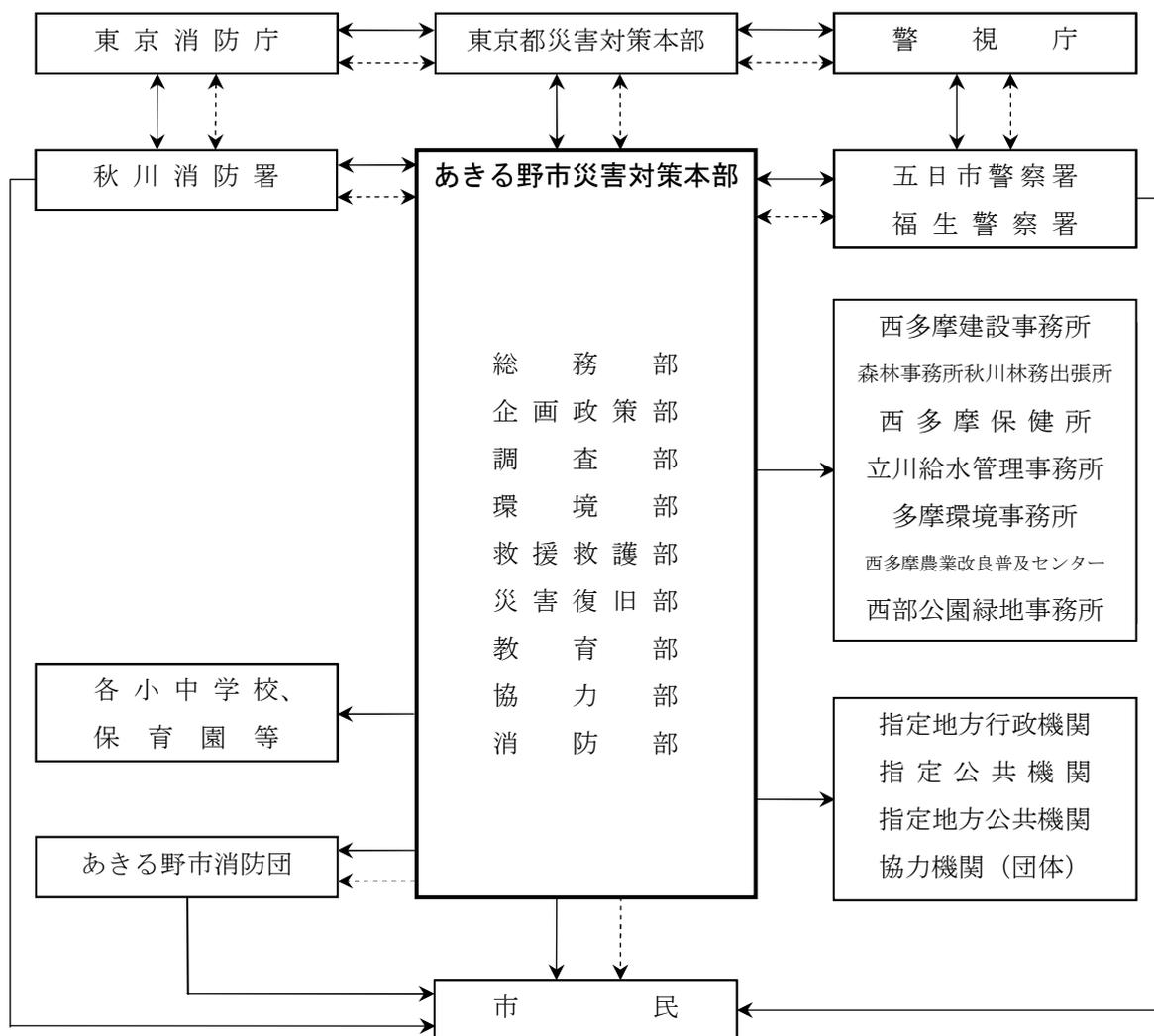
災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、情報の収集、伝達等相互連絡体制を確立する。

1 通信連絡体制

(1) 通信連絡体制

東京都災害対策本部及び関係地方行政機関並びに協力団体間との通信連絡体制は、次のとおりである。

あきる野市災害対策本部通信連絡系統図



—— 有線または口頭
 - - - - 無線

(2) 通信連絡方法

ア 都との通信連絡

原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。この場合、極力システム端末で災害情報の入出力を行うものとする。

イ 非常無線通信の利用

市は、市の施設において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、秋川消防署の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリを利用し、東京都との通信の確保を図るものとする。

ウ 全国瞬時警報システムの利用

全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を整備し、国からの災害等の緊急情報を、市防災行政無線を自動起動させ、市民に伝達する。

エ 緊急情報ネットワークシステムの利用

緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）から送信された緊急事態に係る情報を利用する。

オ 防災関係機関等との通信連絡

有線通信、防災行政無線等により行う。

カ 市内部との連絡

各部内であらかじめ複数の本部連絡員を定め、本部長室との連絡に当たるものとする。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、防災行政無線移動局設備等を活用して被害状況等の通信連絡を行う。

2 指定電話及び連絡責任者

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、本市の各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 各機関は、災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- (3) 各機関の指定電話は、次のとおりとする。

防災関係機関の指定電話等一覧表

区分	機 関 名	連絡責任者	電話番号	備 考
あきる野市	総務部地域防災課	地域防災課長	042-558-1111	都防災無線 82511 夜間休日 82511
	総務局総合防災部	(正)防災対策課長 (副)運用係長	03-5388-2455 03-5388-2456	都防災無線 70221 夜間休日 70349
東京都	西多摩建設事務所	所長	0428-22-7210	都防災無線 83011
	森林事務所秋川林務出張所	所長	042-596-0162	
	西多摩保健所	所長	0428-22-6141	都防災無線 85131
	立川給水管理事務所	所長	042-548-5461	都防災無線 86076
	福生警察署	警備課長	042-551-0110	
	五日市警察署	交通警備課長	042-595-0110	
	秋川消防署	警防課長	042-595-0119	
	多摩環境事務所	所長	042-523-3171	
	西多摩農業改良普及センター		0428-31-2374	
	西部公園緑地事務所		0422-47-1210	
指定地方行政機関	関東地方整備局京浜河川事務所多摩川上流出張所	所長	042-552-0667	
	関東農政局農政事務所	所長	03-3214-7321	
	関東財務局立川出張所	所長	042-524-2195	
指定公共機関	郵便事業(株)あきる野支店	支店長	042-550-9282	
	東日本旅客鉄道(株)武蔵五日市駅	駅長	042-595-1143	
	東京電力(株)多摩支店立川支社青梅営業センター	所長	0120-995-662	
	N T T 東日本一東京西	設備運営課長	042-528-4605	
	日本赤十字社東京都支部	支部長	03-5273-6741	都防災無線 86721
	日本通運(株)立川支社		042-524-2211	

区分	機 関 名	連絡責任者	電話番号	備 考
協 力 機 関	あきる野市町内会・自治会	会長	042-558-1111	市地域防災課
	公立阿伎留医療センター	院長	042-558-0321	
	あきる野市医師会	会長	042-558-1111	市健康課
	あきる野商工会		042-559-4511	
	あきる野市赤十字奉仕団	委員長	042-559-6711	社会福祉協議会
	秋川農業協同組合	総務課長	042-559-5111	
	西東京バス(株)五日市営業所	所長	042-596-1611	
	武陽ガス(株)	社長	042-551-1621	

第2節 災害予報及び警報伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは災害を軽減させるためには、防災関係機関や市民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

災害に関する予報及び警報の発令、伝達等について有線通信途絶時における措置等必要な事項を定める。

1 災害予報、警報の伝達

災害予・警報の伝達は、第1非常配備態勢発令時において、次の順序により伝達するものとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 各部長
- (4) 秋川消防署長
- (5) 五日市警察署長、福生警察署長
- (6) 消防団長
- (7) その他必要と認めた機関

ただし、状況により必要でないと認めたものについては、伝達を省略することができる。

2 災害情報収集、伝達要領

(1) 災害情報の収集

ア 大局的情報収集

都災害対策本部等、上部機関と絶えず連絡するとともに、各種報道機関の報道に留意し、警察署等関係機関からの情報収集に配慮しなければならない。

イ 局地的情報収集

地域内各所に情報連絡責任者を配置又は委嘱して、異常現象の発生内容、災害の発生内容、経過状況等の情報収集に万全を期すとともに、水

害が予想される場合においては、都西多摩建設事務所と連絡を密にして、降水量、流水量等の状況を把握することに努めなければならない。

(2) 災害情報の伝達

ア 上部機関への報告

収集した情報は整理統合の上、その都度都災害対策本部（未設置の場合は総務局総合防災部）に報告するとともに、五日市警察署、福生警察署、秋川消防署等関係行政機関に通報するものとする。

イ 局地的伝達

地域住民に対しては、防災行政無線等により、情報伝達に努めなければならない。

(3) その他

ア 地域内連絡責任者としては、消防団員を各要所に配置するとともに、町内会長・自治会長を連絡責任者として委嘱する。

イ 都災害対策本部との連絡のため緊急を要する場合を予想し、あらかじめNTT東日本－東京西に非常通話の承諾を受けておくものとする。

3 通信途絶における措置

(1) 通信途絶時の通信活動

災害により有線通信施設が被災し、不通になった場合若しくは有線通信の利用が困難になった場合は、無線施設を有する防災関係機関の協力により通信活動を行うものとする。

(2) 無線の活用

ア 市は、有線通信途絶時においても、東京都その他防災関係機関と密接な連絡をとる必要があるため、市の防災行政無線を中心に活用するとともに、警視庁無線や東京消防庁無線を利用する。なお、災害の状況によっては都災害対策本部に無線車の緊急配備を要請する。また、アマチュア無線クラブにも協力を依頼する。

イ 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議し、活用方法等を事前に定めておくものとする。

(3) 伝令

地域内各機関、協力団体、市民等には、防災行政無線等により伝令をするとともに、情報の収集、伝達その他災害応急対策業務についての連絡をする。

(4) 東京都防災行政無線

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。この防災行政無線は、電話、ファクシミリ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。

第3節 被害状況等報告及び災害地調査報告

本節では、都に対する被害状況等の報告、要領及び災害現地の実態調査の調査事項等について定める。

1 調査報告体制の整備

被害状況の迅速かつ的確な把握を期するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。

- (1) 地域別及び被害の種別等毎に、調査報告責任者をあらかじめ定めるとともに、自主防災組織等の協力体制の確保等についても定めておく。
- (2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。
- (3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。

2 被害調査

(1) 被害情報の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報は、おおむね次のとおりである。

ア 人的被害

- (ア) 市民
- (イ) 児童・生徒等

イ 物的被害

- (ア) 庁舎（本庁舎、出先機関）、施設等の行政財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公の施設
- (ウ) 河川、崖、擁壁等
- (エ) 住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等

ウ 機能被害

(ア) 上下水道、電力、ガス、交通、電話、通信等のライフライン施設

(2) 被害情報の取りまとめ

各部班長は、収集した被害情報を集約の上、その結果を本部班に報告する。

3 市から都への被害状況等の報告

本部班は、各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害状況（被害の程度は、都総務局が定める被害程度の認定基準に基づく）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

〈被害程度の認定基準（都総務局）〉

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なもの。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害とは、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

- (3) 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な港湾交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の個所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報並びに災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第4節 災害広報・広聴活動の充実

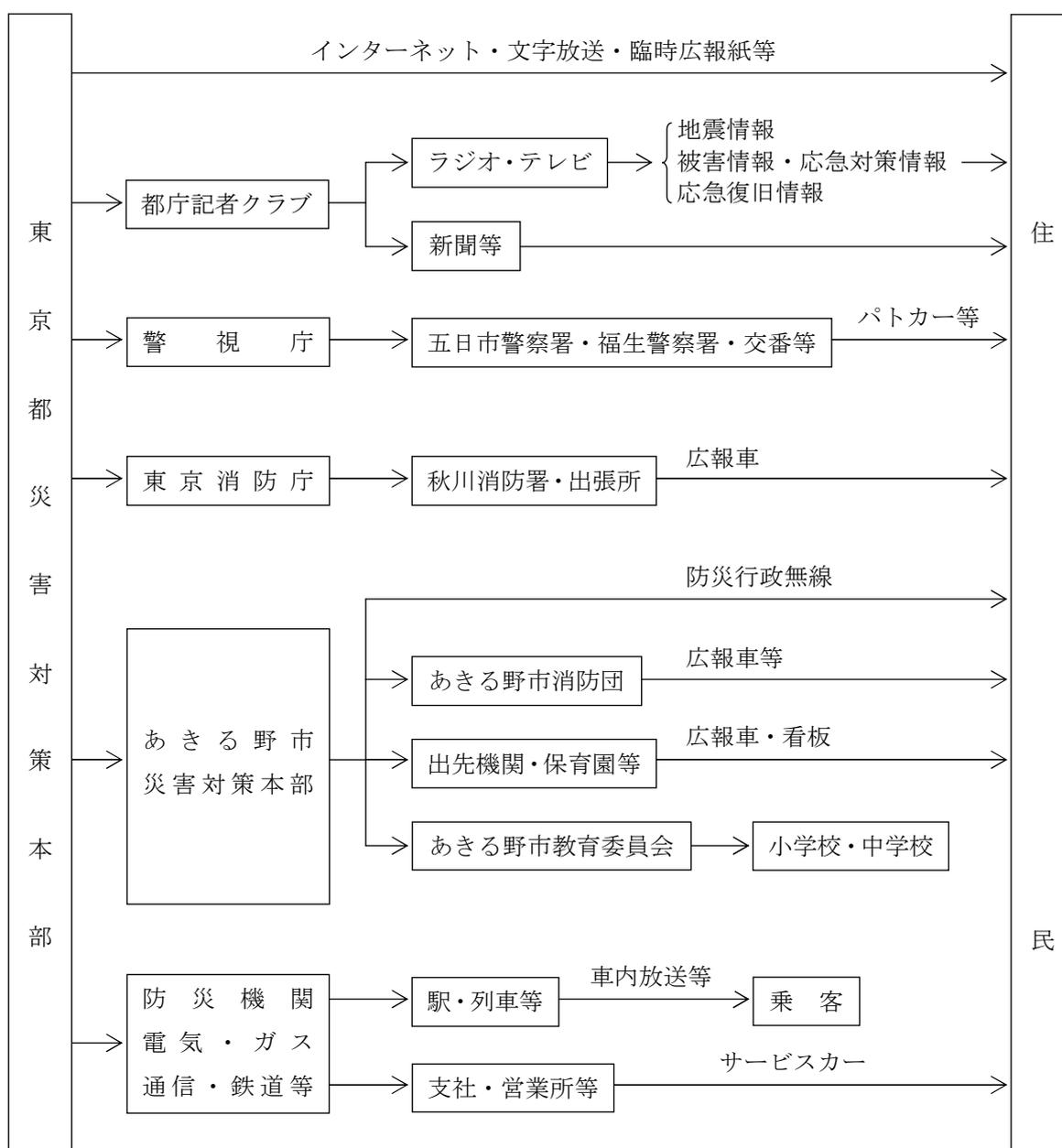
災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関するさまざまな情報を提供することが必要である。

このため、市及び防災関係機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、市及び防災関係機関において広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

震災時の広報活動における主な流れを示すと次のようになる。



(1) 市の広報活動

ア 広報の時期、内容については、本部長が指示するものとするが、おおむねの内容は次のとおりとする。

(ア) 災害発生直後に行う広報

- 避難の勧告（避難方法、避難時期、避難先等）
- 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意
- 地震の規模、気象の状況

(イ) 被災者に対する広報

- 被害の状況（被災地点、規模及び隣接地の状況）
- 食糧・物資等の配給状況
- 医療関係の診療状況
- 上下水道、電気、ガス等ライフラインの復旧状況
- 通信、交通機関等の復旧状況

イ 広報手段は原則として防災行政無線によるものとする。道路状況によっては、広報車による広報活動を実施する。

(2) 消防団の広報活動

災害時においては、消防車その他あらゆる手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告または避難命令等の伝達及び民生の安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 五日市警察署、福生警察署の広報活動

防災関係機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実状に即した現場広報を行い、混乱防止及び人身の安定を図る。

ア 広報内容

- (ア) 余震等気象庁の情報
- (イ) 地域の被害状況及び見通し
- (ウ) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し
- (エ) 主要道路、橋等の被害状況及び復旧見通し
- (オ) 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等

イ 広報手段

- (ア) 拡声器等の利用による広報
- (イ) 交番（駐在所）備え付けのマイクによる広報
- (ウ) パトロールカー、白バイ、広報車等による広報
- (エ) ヘリコプター等による広報
- (オ) ホームページ等

(4) 秋川消防署の広報活動

災害時において各方面本部、消防出張所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (イ) 火災及び水災に関する情報
- (ウ) 避難勧告又は避難指示等に関する情報
- (エ) 人身安定を図るための情報
- (オ) 救急告示医療機関等の診療情報
- (カ) その他市民が必要としている情報

イ 広報手段

- (ア) 消防車両の拡声装置等による広報
- (イ) 消防署及び町内会・自治会の掲示板等への掲示並びに口頭による広報
- (ウ) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- (エ) ホームページ
- (オ) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等を介しての情報提供

(5) 郵便事業(株)あきる野支店、郵便局(株)あきる野市内郵便局

災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

(6) 陸上自衛隊の広報活動

震災時において第1施設大隊は、関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に上空、地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。

ア 広報内容

- (ア) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
- (イ) 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
- (ウ) 市、都及び関係機関等の告示事項
- (エ) その他必要事項

イ 広報手段

- (ア) 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭・掲示板(物)による。

(7) 東京電力の広報活動

ア 広報内容

- (ア) 電気による二次被害等を防止するための方法
- (イ) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
- (ウ) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

イ 広報手段

- (ア) テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)及び新聞等の報道機関を通じた広報
- (イ) 市の防災行政無線の活用
- (ウ) 広報車等による直接当該地域への周知

(8) NTT東日本 - 東京西の広報活動

通信途絶、利用制限時の広報及び復旧時の広報

震災のため通信が途絶し、又は利用の制限を行ったときは、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車、チラシ、交換機による自動通知案内(トーカー案内)、ホームページ、案内窓口掲示等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- ア 災害復旧に対してとられている措置及び応急普及状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況
- ウ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 利用者に協力をお願いする事項
- カ 災害伝言ダイヤル等の提供を行ったとき
- キ その他必要とする事項

(9) 武陽ガスの広報活動

災害時には、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去等のため、広報活動を行う。

ア 広報内容

- (ア) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
- (イ) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

イ 広報手段

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体、広報車及びホームページ等とする。

(10) JR東日本の広報活動

被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ、ホームページ等で市民への情報提供に努める。

ア 広報内容

- (ア) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
- (イ) 列車の不通線区や開通見込み等

イ 広報手段

- (ア) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ、ホームページ等で情報提供に努める。
- (イ) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転開始の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

2 広聴活動

災害時は、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が寄せられる。これらに対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

(1) 市の広聴活動

市本部長は必要と認めるときは、被災地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を設置する。

臨時被災者相談所の規模・構成は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。広聴内容は、早急に各部、各機関に市本部長を経由して連絡し、早期解決に努めるものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署の広聴活動

警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

(3) 秋川消防署の広聴活動

消防署と消防出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

- ア 市本部からの発表は、原則として記者室において行う。
- イ 市本部の報道機関への窓口は、企画政策部広報班とする。
- ウ 夜間又は勤務時間外に発災した場合、市本部が設置されるまでの間は、企画政策部長は、関係部の部長と協議した上で、発表するものとする。

(2) 五日市警察署、福生警察署、秋川消防署の発表

各報道機関に公表する場合は、その時期と内容を選定し市に通報するとともに、報道の公正を期するため幹部を指定するものとする。

(3) 放送要請

市及び防災関係機関が、災害時のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合は、市は放送機関に対し直接要請することができるものとする。この場合、市は事後速やかに都に報告するものとする。

第3章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、食料、医療等の応急的救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の維持を図るものである。

1 災害救助法による救助

都の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長（本部長）は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長（本部長）に委任するものとする。

なお、災害の事態が切迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか1つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

〈災害救助法適用基準早見表（都総務局）〉

区市町村	人口	基準	
		1号	2号
あきる野市	79,567	80世帯	40世帯

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、平成17年10月1日現在国勢調査による。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

滅失住宅1世帯＝全壊（全焼・流失）住家	1世帯
＝半壊（半焼・半壊）住宅	2世帯
＝一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住 家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続

(1) 適用手続

災害に際し、本市における災害が前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害の実態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

(2) 要請手続

市長（本部長）が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の発生及び被害状況

ウ 適用を要請する理由

エ 必要な救助の種類

オ 適用を必要とする期間

カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

キ その他必要な事項

(3) 救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、知事により次のとおり公布される。

公 告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法により救助を実施する。

平成○年○月○日

東京都知事 ○○○○

5 救助法による救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具、若しくは資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するため、事前に強力な救助実施組織を確立しておくことが必要である。

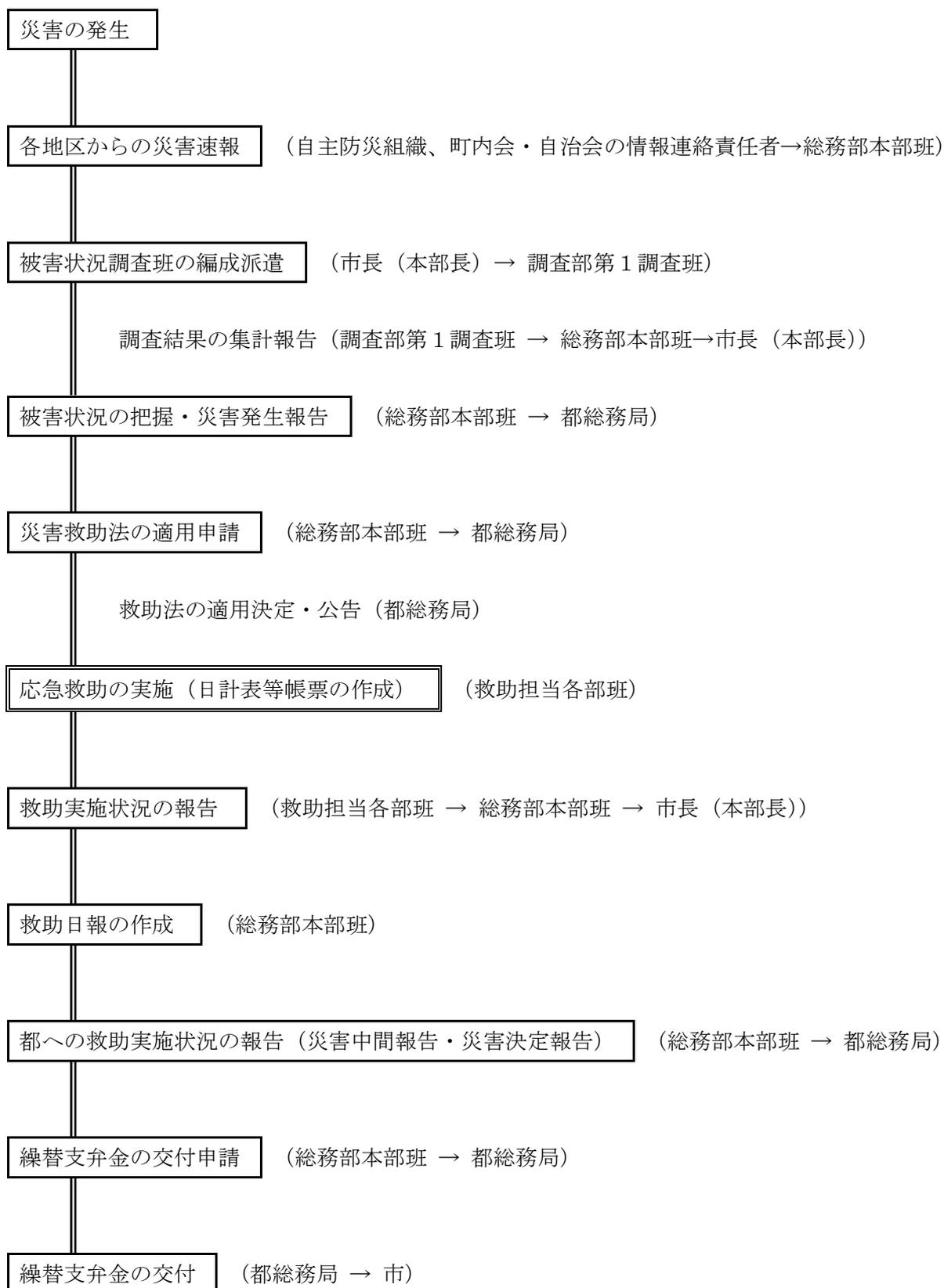
2 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める（第3編第2章第3節「被害状況等報告及び災害地調査報告」参照）。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助に実施に当たっては、各救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に延滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

救助法上（災害の発生から終了まで）必要な関係帳票一覧



第3節 法による救助の実施

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

2 災害救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、知事に報告する必要がある。

災害報告の様式（都総務局）

No. 1 被害概況速報

地区名 _____

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 区 域								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道 路 損 壊	箇所	河 川 の 被 害	河 川 決 壊	箇所	そ の 他 被 害	が け 崩 れ	箇所
	道 路 冠 水	箇所		河 川 溢 水	箇所			
	通 行 不 能	箇所		下 水 溢 水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 _____

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
人員								
床上浸水		世帯						
		人員						
床下浸水		世帯						
		人員						
災害発生日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 _____

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生	高校生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上				
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No. 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	世 帯			員数内識別表のとおり
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			員数内識別表のとおり
小 学 校 児 童	人			うち教科書 円
中 学 校 生 徒	人			うち教科書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			うち教科書 円
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯 上	計	小 学 生	中 学 生	高 校 生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)床上浸水														

日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）

No. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票				
救 助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 区市町村 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%; margin-top: 10px;"> 責任者氏名 印 </div>				
NO. _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				
員数（世帯）				
品目（数量・金額）				
受入先				
払出先				
場 所				
方 法				
記 事				

救助総括様式

No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
通信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)流失	世帯数	()世帯
		収容人員	人			世帯数	点	
野外仮設	箇所数	箇所	翌日への繰越量	半壊半焼床上浸水	世帯数	()世帯		
	収容人員	人		世帯数	点			
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人		助産	施設数	ヶ所	
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日	
	供給水量		ℓ		救出地区			
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員		人	
終了予定日		月 日	今後救助を要する人員		人			
給水方法				救出終了予定月日		月 日		
				救出の方法				

学用品支給	都より受入又は 前日よりの繰越量			死体の処理	死体原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	（ ）人 点		死体処理	死体洗浄	体
						死体縫合	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人 点			死体保存	既存建物利用
			仮設建物		ヶ所		
	中学生	全壊（焼）世帯	（ ）人 点		死体処理機関		
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人 点		今後処理を要する死体		体
	高校生	全壊（焼）世帯	（ ）人 点				
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人 点				
	翌日への繰越量		点		死体処理終了予定月日		月 日
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数		(計戸) 戸
		小人	体		今後除去する戸数		戸
		計	体		除去終了予定月日		月 日
	翌日以降の要埋葬数		体	輸	公用車使用		台
埋葬終了予定月日		月 日	借上車使用		台		
死体の搜索	搜索地区			送	救助の種類		
	死	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
	体	今後の要搜索死体	体	人夫	人夫雇上げ数		
	搜索の方法				従事作業		
搜索終了予定月日		月 日	夫	その他			
仮設住宅	着工月日	戸 月 日		備考			
	竣工月日	戸 月 日					
住宅修理	着工月日	戸 月 日					
	竣工月日	戸 月 日					

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				救助費(千円)	
福祉保健局	避難所	カ所・		人			
都市整備局	応急仮設住宅			戸			
福祉保健局	炊出し	カ所・		人			
水道局	飲料水			人			
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失	半壊・床上				
		世帯		世帯			
福祉保健局	医療	救護班	病院診療所	診療人員			
		班	カ所	人			
	助産	カ所・		人			
警視庁 東京消防庁	救出			人			
都市整備局	住宅の修理			戸			
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
			中学生	人	学用品	中学生	人
建設局	埋葬	大人	体	小人	体		
総務局	死体捜索						
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存	検案		
		体	体	体	体		
建設局	障害物の除去			戸			
各局	輸送			人			
	人夫						
	法第34条の補償						
	事務費						

(注) 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考																																						
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費 100人1日当たり 30,000円以内 加算額 ① 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ② 冬季 別に定める額	災害発生の日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流出し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡ (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,385,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内 着工 (ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 4 応急仮設住宅の供与に代えて民間賃貸住宅を借上げることができる。 5 都外からの輸送費は別枠とする。																																						
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容されたもの 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏季</td> <td>17,300</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,100</td> <td>49,600</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,500</td> <td>36,800</td> <td>51,400</td> <td>60,300</td> <td>75,600</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,300</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏季	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200	冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300	半壊半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400	冬季	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏季	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200																																			
	冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300																																			
半壊半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400																																			
	冬季	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300																																			
医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班——使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所——国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上																																						

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したもので、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分娩した日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(半焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000 円	災害発生の日から1カ月以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
学用品の給与	住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,100 円以内 中学校生徒1人当たり 4,400 円以内 高等学校等生徒1人当たり 4,800 円以内	災害発生の日から1カ月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 173,000 円以内 小人(12歳未満) 154,400 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実状によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1 体当たり 3,300 円以内 2 一時保存 ① 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ② 既存建物以外は、1 体当たり 5,000 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、実情に応じ、区市町村間において対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

第4節 従事命令等

1 従事命令等の種類

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。なお、都知事はこれらの権限を市長に委任できる。

(1) 従事命令

一定の業種のもものを、救助に関する業務に従事させる権限

(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等

(2) 協力命令

被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア 管理

救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範 囲	平成18年度費用（日当）の限度額	期 間	備 考
実費 弁償	災害救助法 施行令第10 条第1号から 第4号までに 規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師……………17,400円以内 薬剤師……………11,900円以内 保健師、助産師、看護師…11,400円以内 土木・建築技術者……………17,200円以内 大工、左官、とび職……………20,700円以内	救助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 内	時間外勤 務手当及び 旅費は別途 東京都規則 で定める額

第4章 相互応援協力・派遣要請

第1節 防災機関協力体制の確立

1 防災関係機関の協力体制の確立

本市の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時には状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。

このためには、平素から管内の防災関係機関と協力し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

2 都との協力

(1) 都との協力

ア 市は、都と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし、震災時には一層の強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

イ 市長（本部長）は、市の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合、都又は他区市町村、若しくは自衛隊等との協力について、必要に応じ(2)の「応急措置等の要請要領」の定める手続により、都知事に要請するものとする。

ウ 市は、災害救助法の基づく救助をはじめ、市の区域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力するものとする。

エ 都知事から他の区市町村又は防災関係に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力するものとする。

(2) 応急措置等の要請要領

ア 市が、都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

イ 市長は、都に対し応援のあっせんを求める場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(ア) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

a 災害救助法の適用（第3章「災害救助法の適用」参照）

(a) 災害発生の日時及び場所

(b) 災害の原因及び災害の状況

(c) 適用を申請する理由

(d) 必要な救助の種類

(e) 適用を必要とする期間

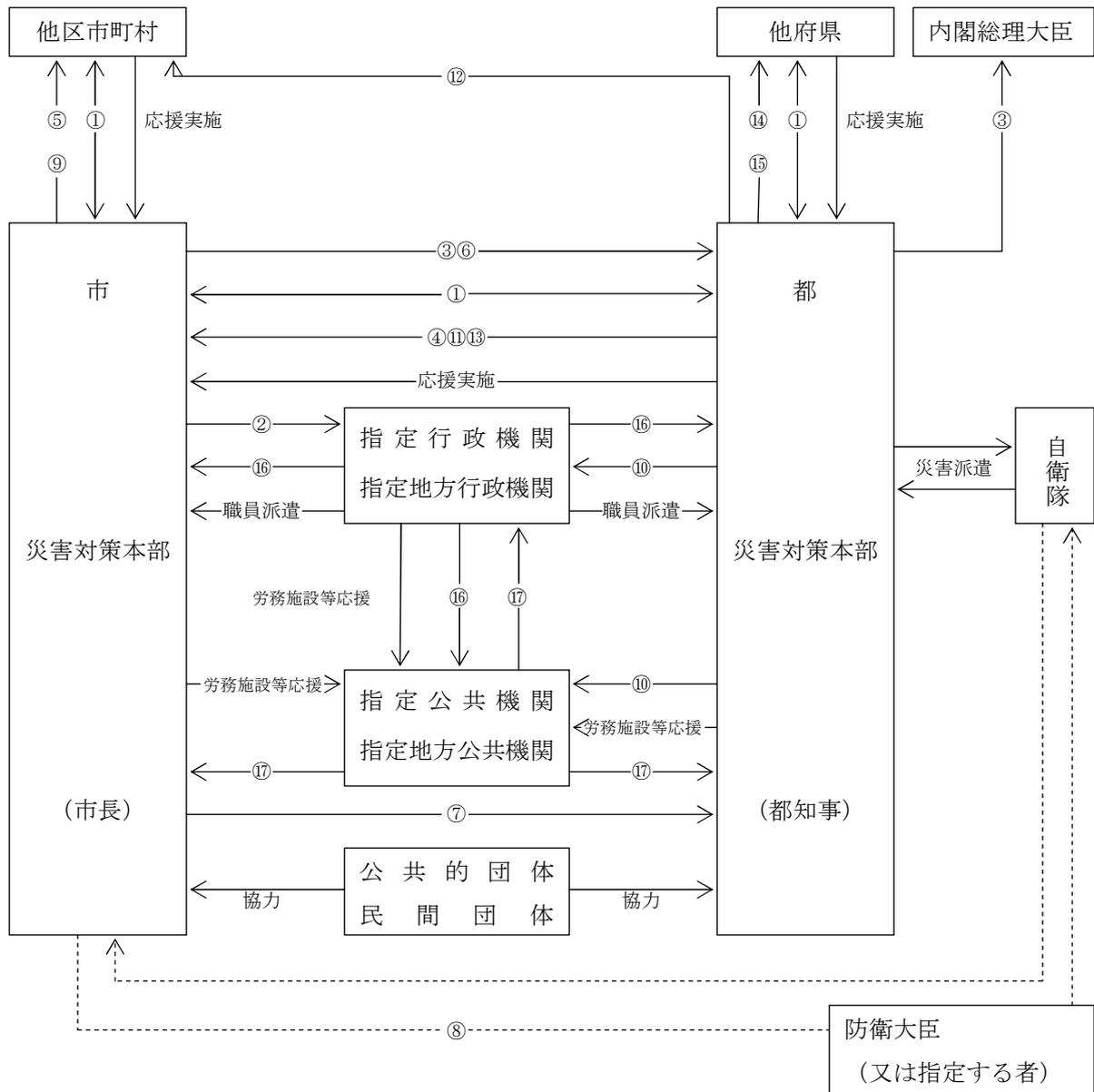
(f) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

- (g) その他必要な事項
- b 被災者の他地区への移送要請
 - (a) 被災者の他地区への移送を要請する理由
 - (b) 移送を必要とする被災者の数
 - (c) 希望する移送先
 - (d) 被災者の収容を要する期間
 - (e) その他必要な事項
- c 都各部局への応援要請又は応急措置の実施要請
(災害対策基本法68条)
 - (a) 被害の状況及び応援(応急措置の実施)を要する理由
 - (b) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (c) 応援(応急措置)を必要とする場所
 - (d) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
 - (e) その他必要な事項
- (イ) 都に防災関係機関、他区市町村及び自衛隊等のあつせんを求める場合
- a 自衛隊災害派遣要請の斡旋を求める場合
(自衛隊法第83条、第3節「自衛隊災害派遣要請」参照)
 - (a) 被害の状況及び派遣を要請する理由
 - (b) 派遣を必要とする期間
 - (c) 派遣を希望する部隊の種類、人員、車両、航空機等の機数
 - (d) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (e) その他参考となるべき事項
 - b 他の区市町村又は防災関係機関の応援要請のあつせんを求める場合
 - (a) 災害の状況及び要請理由
 - (b) 応援を希望する機関名
 - (c) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (d) 応援を必要とする場所、期間
 - (e) 応援を必要とする活動内容
 - (f) その他必要な事項

- c 防災関係機関の職員の派遣のあつせんを求める場合
 - (a) 派遣のあつせんを求める理由
 - (b) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (c) 派遣を必要とする期間
 - (d) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (e) 応援を必要とする活動内容
 - (f) その他参考となるべき事項

- e 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合
 - (a) 放送要請の理由
 - (b) 放送事項
 - (c) 希望する放送日時及び送信系統
 - (d) その他必要な事項

震災時の応急対策協力関係図（災害対策基本法）



No.	災対法	内 容	関 連	No.	災対法	内 容	関 連
①	5条2	相互協力		⑩	70条	応援措置実施要求	
②	29条	職員派遣要請		⑪	72条	応援措置実施の指示	
③	30条	職員斡旋要求	自治 252-17	⑫	72条	応援指示	
④	31条	職員派遣	自治 252-17	⑬	73条	応援措置の代行	
⑤	67条	応援要求		⑭	74条	応援要求	
⑥	68条	応援要求・応急措置実施要請		⑮	75条	事務委託	
⑦	68条2	自衛隊派遣要請の要求		⑯	77条	応急措置要請・指示	
⑧	68条2	災害発生通知		⑰	80条	労務施設等応援要求	
⑨	69条	事務委託		—	—	—	—

3 都以外の機関に対する要請

他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

4 隣接市町村消防団に対する要請

災害拡大の場合、市長（本部長）は、隣接市町村消防団に対し、応援を求めるものとする。このため、平常時より応援協定を締結している。

消防相互応援協定書

（目的）

第1条 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村（以下「関係市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、消防団の相互応援を行い災害の防止、鎮圧及び被害の軽減を図ることを目的とする

（適用範囲）

第2条 前条の災害とは、火災・地震・その他（災害に伴う山間地域の孤立化を含む。）応援を要する非常災害とする。

（応援の要請）

第3条 関係市町村の一つの市町村内に、前条の災害が発生し、当該市町村の消防力をもってしては、これを災害防止することが困難であるとき、又はその恐れがあるときは、その他の関係市町村に対し、応援を要請するものとする。

2 前項の応援の要請を受けた関係市町村は、速やかにその要請に応じて必要な措置を講じ、これを応援するものとする。

（要請を行う者等）

第4条 前条の応援の要請を行う者は、当該市町村長又はその委任を受けた消防団長とし、これを受ける者もまた同様とする。

2 前項の要請は、口頭（電話及び伝令等）をもって、直接に又は所轄消防署を通じてこれを行うことができるものとする。

3 第1項の消防団長が、応援の要請及びその応援を行う場合は、同項の要請をしたとき及び応援を受けたときは、速やかに関係市町村長にこれを報告しなければならない。

（応援が行われた場合の消防団の指揮権）

第5条 第2条から前条までの規定により、関係市町村間に応援が行われた場合、消防団の指揮は当該災害発生地市の消防団長がその指揮を行うものとする。

2 応援を行う市町村の消防団長が、消防法又はその他の関係法令の規定により認められる処分の執行についても、前項の指揮によりこれを行うものとする。

(応援相互市町村の経費)

第6条 この協定によって応援を求め、又は応援をした関係市町村の消防団の当該災害の防止、鎮圧のために要した経費の負担はそれぞれの市町村の負担とする。

2 前項の区分によることが、著しく負担の均衡を欠き、協定の存立に不適當な場合においては、前項の規定にかかわらず、当該関係市町村長が協議してこれを定めるものとする。

(この協定実施に必要な措置)

第7条 この協定の実施について、関係市町村長又はこの委任を受けた消防団長は、それぞれの市町村の消防団に、この協定の目的及び運用について、充分徹底を図り、又は必要な措置を講じ、その目的を達成するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、協定の改正、その他、この協定に定めのない事項について必要が生じたときは、関係市町村長が協議しこれを定める。

附則

- 1 この協定は、平成17年7月1日から効力を生じる。
- 2 平成9年3月12日付けで、あきる野市長、日の出町長及び檜原村長が締結した消防相互応援協定は、この協定の締結をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

附則

この協定は、平成19年9月1日から施行する。

平成17年7月1日

青 梅 市 長

福 生 市 長

羽 村 市 長

あきる野市長

瑞 穂 町 長

日 の 出 町 長

奥 多 摩 町 長

檜 原 村 長

5 医師会等に対する要請

(1) あきる野市医師会、医療救護班

ア 医療救護班の要請

市長（本部長）が、あきる野市医師会に対し派遣を要請する。

なお、市長（本部長）不在の場合又は災害現場で緊急を要する場合は、現場活動に従事している消防部隊の指揮本部長が直接あきる野市医師会へ派遣要請ができるものとする。

イ 医療救護班の派遣先

現場の救護所等とする。

ウ 医療救護班の義務

(ア) 傷病者に対する応急措置

(イ) 後方医療施設への搬送の要否及び順位の決定

(ウ) 搬送困難な傷病者に対する医療

(エ) 死亡の確認

エ 医療救護班の所属

救助、救出活動に従事する消防現場指揮本部の所轄の下で活動するものとする。

オ 医療救護班の費用

医療救護活動についての協定書による。

災害時の医療救護活動についての協定書（案）

あきる野市（以下「甲」という。）と社団法人あきる野市医師会（以下「乙」という。）との間に、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、あきる野市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) その他補助事務員
※各若干名

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの
 - ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費
 - イ 医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

- (2) 合同訓練時における医療救護活動の全号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。
(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関を持って構成する災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれが記名捺印の上、各自がその1通を保有する。

平成 年 月 日

(2) 西多摩接骨師会

市は、西多摩接骨師会との間で「災害時における応急救護活動についての協定」を結んでいる。

ア 協力要請

市長（本部長）が西多摩接骨師会に対し、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請する。

イ 協力内容

(ア) 傷病者に対する応急救護

(イ) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

ウ 費用弁償

衛生材料等の提供使用について、市がその実費を弁償する。

災害時における応急救護活動についての協定書

あきる野市を「甲」とし、西多摩接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が行う応急救護医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(協力要請)

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

2 乙は、甲から要請を受けた場合はただちに応急救護活動を実施するものとする。

(費用弁償)

第4条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和63年組合条例第19号）の例による。

(協議)

第6条 この協定の条項に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は平成8年3月15日から平成10年3月14日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月15日

第2節 他の市町村との協力体制

多摩地区26市3町1村では、災害対策基本法第67条の規定に基づき「震災時等の相互応援に関する協定」を結んでいる。これは、各市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村長会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4条に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5条に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6条に掲げるボランティアの従事する内容及び人員

(6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

第3節 自衛隊災害派遣要請

1 自衛隊災害派遣要請

(1) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため、各機関との緊密な連絡を保ちながら、相互に協力し、次に掲げる業務を実施するものとする（自衛隊法第86条）。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

- ウ 避難者等の捜索、救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の障害物除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 被災者生活支援
- コ 救援物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他臨機の措置等

(2) 災害派遣要請（市本部長より知事への要請要領）

災害派遣の対象となる事態が発生し、市本部長が自衛隊の派遣を依頼しようとするときは、(3)に掲げる要請事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部）に依頼するものとする。また災害に際し、通信の途絶等により市本部長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市本部長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合は、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

(3) 派遣要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 緊急連絡先及び災害派遣部隊

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) (緊急連絡先)	第3部長又は同部防衛班長 03(3933)1161 内線238・239 (都防災行政無線) 76611	司令部当直長 03(3933)1161 内線207・228 (都防災行政無線) 76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 (練馬) (災害派遣部隊)	第3係主任又は運用訓練幹部 048(460)1711 内線4803・4863	部隊当直指令 048(460)1711 内線4869

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市本部長は、自衛隊の活動が他機関と重複しないよう配慮する。

イ 作業計画及び資器材の準備

市本部長は、自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性ある計画を樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるなど留意する。

ウ 宿舎等の配慮

市本部長は、派遣された部隊が円滑に作業できるよう、宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

第5章 消防・危険物対策

第1節 消防活動

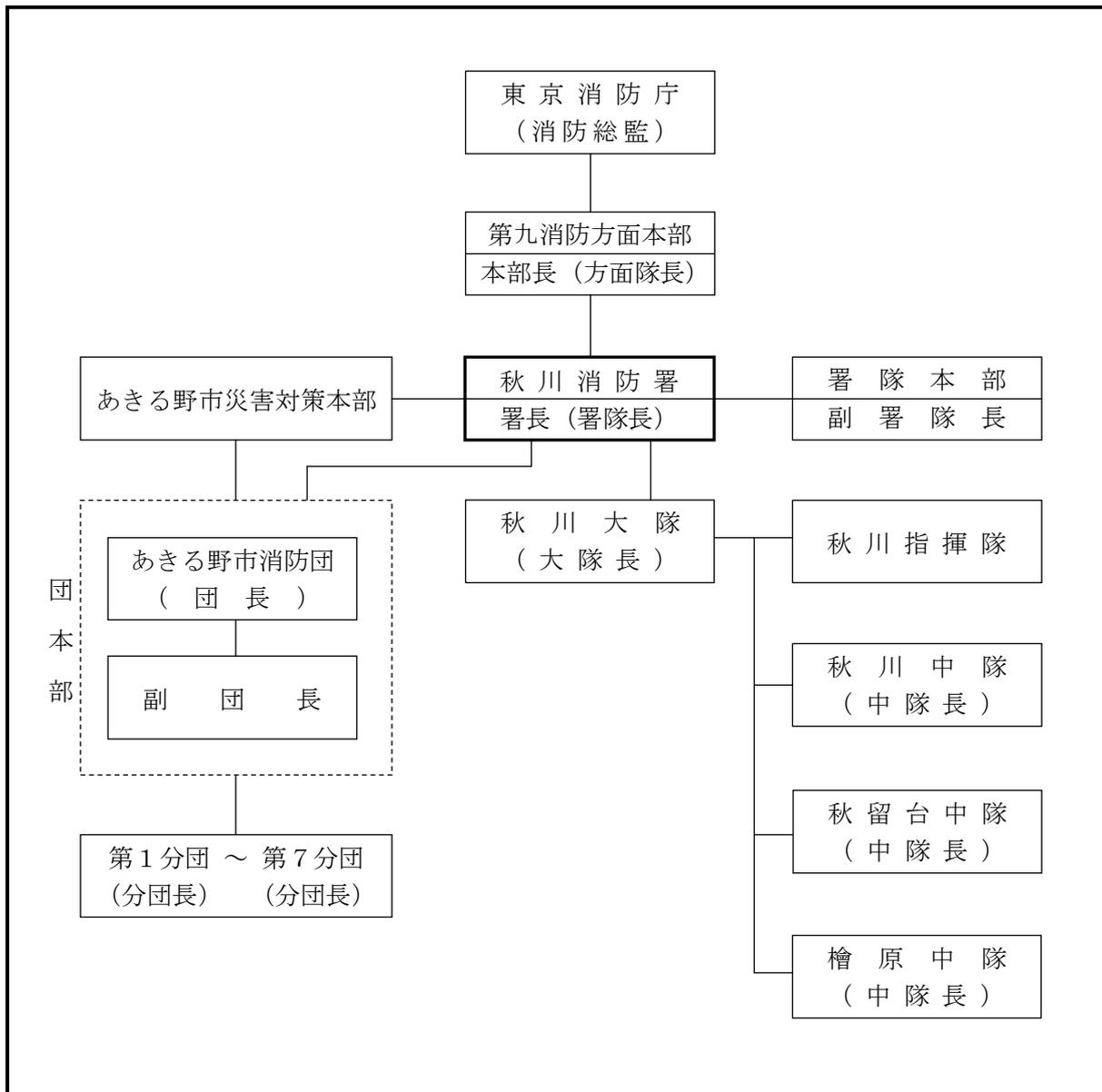
1 消防組織体制

大火災が発生した場合、秋川消防署はあきる野市消防団との緊密な連携のもとに、市民の生命・身体及び財産を保護するため、延焼の拡大防止や避難の安全確保に努める。本章では、本部の運営、配備動員体制及び情報伝達系統等について定める。

(1) 消防活動体制

消防活動体制は、次のとおりである。

秋川消防署・あきる野市消防団の消防活動体制



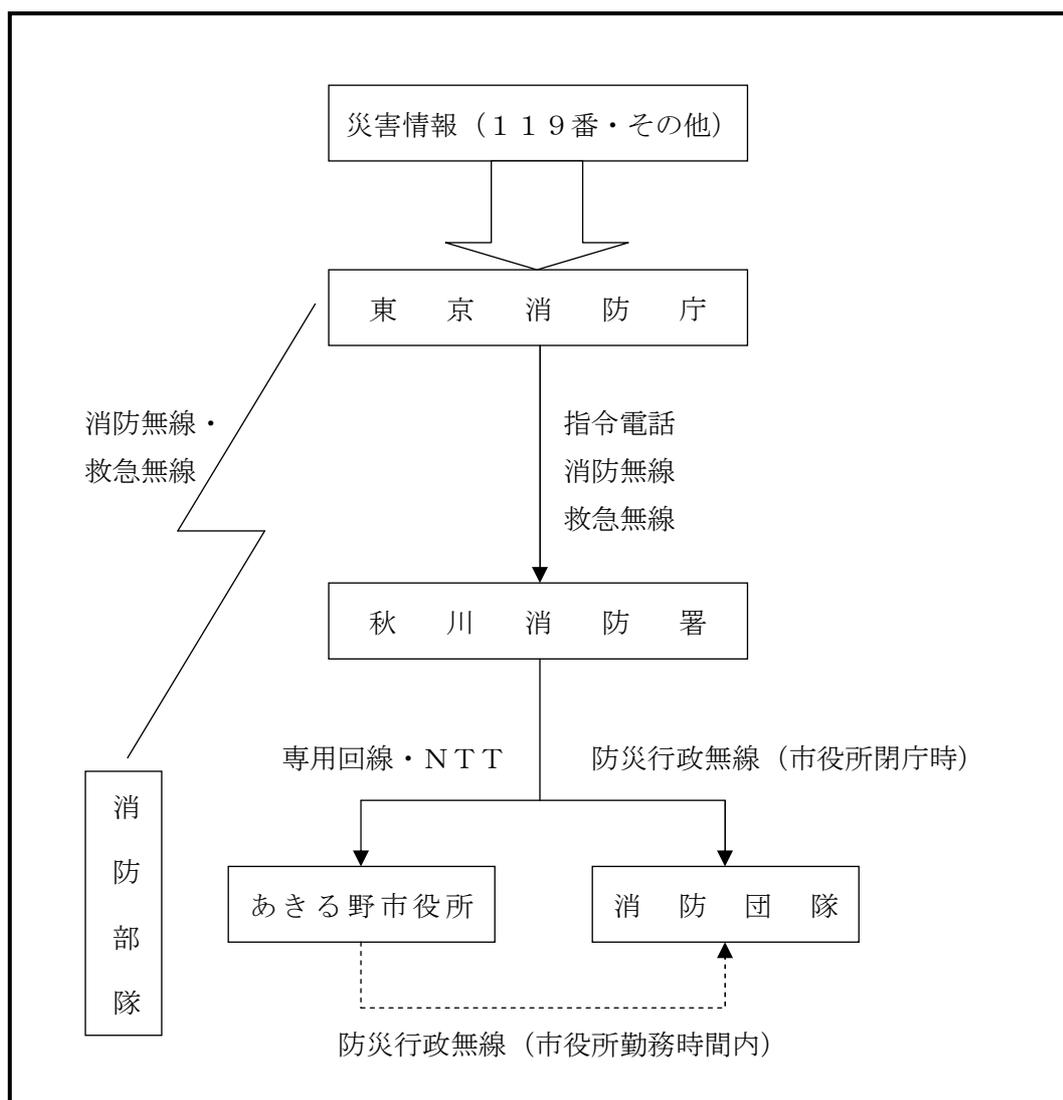
(2) 署隊本部等の運営

秋川消防署では、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。発災時には、本部の機能を強化し、消防活動体制の中核とする。

(3) 東京消防庁の配備動員態勢

項 目	活 動 態 勢
震 災 配 備 態 勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震 災 非 常 配 備 態 勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非 常 招 集	震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(4) 災害時情報伝達系統



2 消防活動体制

災害発生に伴う火災の発生、特に地震時における火災は同時多発が予想され、延焼拡大による人命の危険が予想される。本項では、延焼の拡大防止、避難の安全確保等消防活動要領について定める。

(1) 地震消防活動

地震発生時には、同時多発の火災により、極めて大きな人命の危険が予想される。秋川消防署では、発災時において、市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて人命の安全確保と、延焼の拡大防止に努め、災害事象に対応した防御活動を展開して、市民の生命、財産を保護する。

ア 活動の基本

- (ア) 火災が多発したときは、全消防力をあげて消防活動を行う。
- (イ) 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- (ウ) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- (エ) 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

イ 部隊の運用等

地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。また、延焼シミュレーションを活用した効率的な部隊運用を図る。

ウ 情報収集

- (ア) 署隊本部は、所定の計画に基づき、119番情報、署所望楼及び高所見張情報、参集職員情報等を活用し、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要のある状況等積極的な災害情報収集を行う。
- (イ) 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

エ あきる野市消防団の活動

- (ア) 出火防止
発災と同時に付近の市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
- (イ) 情報の収集
分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と、報告及び消防団本部又は分団本部からの指示命令の伝達等を行う。
- (ウ) 消火活動
分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動、あるいは避難道路確保のための消火活動は、消防団独自又は署隊と協力して行う。
- (エ) 署隊への応援

署隊の消防部隊要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除及び消防部隊の応援に当たる。

(オ) 救出・救護

簡易救助器具を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(カ) 避難場所の防護等

避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(2) 避難誘導體制

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しいと予測される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるとき、これら危険地域の市民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

ア 避難の勧告、指示

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の勧告を行う。この場合、ただちに市長（本部長）に通報する。

イ 避難誘導

(ア) 避難の勧告、指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向又は場所を市災害対策本部、警察機関等関係機関に通報する。

(イ) 避難が開始された場合は、消防団等の活動により避難誘導に当たる。

(ウ) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難道路の安全確保に努める。

(3) 多数傷病者発生時の救助・救急活動

大規模火災その他の災害事故により、多数の傷病者等が発生したときは、消防機関の全力を挙げて救出・救急業務を実施するとともに、関係機関との密接な連携により、効果的な活動を図るものとする。

ア 多数傷病者事故

多数傷病者事故とは、原則として、同一事故で20人以上の傷病者が発生し、又は発生するおそれがあると認められるものをいう。

- (ア) 地震、火災、水災等によるもの
- (イ) がけ崩れ、地すべり等によるもの
- (ウ) 陸上交通機関、航空機等の事故によるもの
- (エ) 都市ガスその他、ガス及び危険物、薬品等の爆発、流出、漏えい等によるもの
- (オ) その他、これに類するもの

イ 活動体制、活動内容

地震時、多数傷病者発生事故に対する救助・救急活動を効率的に行うため、特別救急隊及び救急隊等の消防部隊が、災害に対応した救助・救急資器材を活用して人命救助に当たるとともに、医師会、医療機関等と連携した救助・救急活動を行う。

ウ 防災関係機関等との連携

秋川消防署長は、災害、事故等の規模により、消防活動を行うための資器材及び医療救護等を必要とする場合で、緊急を要すると認めるときは、関係機関等に対して、本計画に定めるところにより要請を行うものとする。この場合、直ちに市長（本部長）に報告する。

エ あきる野市消防団の活動

- (ア) 救助・救急活動の支援
- (イ) 傷病者の現場救護所への搬送支援
- (ウ) 消防警戒区域の設定
- (エ) 進入路確保、消防車両の誘導
- (オ) その他の署隊指揮本部からの要請事項

(4) 林野火災消防活動

ア 消防活動の原則

消防活動は、住宅及び重要な工作物等への延焼阻止を主眼とした防御とする。

イ 市災害対策本部との連携

秋川消防署署隊本部は、市災害対策本部が設置された場合は、連携を密にし、各種の災害情報を現場指揮本部へ提供し、市災害対策本部と現場指揮本部との通信の確保に当たるものとする。

ウ 関係機関との連携

五日市警察署、福生警察署、西多摩経済事務所、森林組合等の関係機関との連携を密にし、後方支援、山相等の情報提供等を受け、消防活動の適正化・効率化を図る。

第2節 危険物等災害応急対策

現在、市内には、石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいやガス爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や東京都地震予防条例等に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

本節では、石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物及び放射線に係る各施設の応急措置及び危険物等輸送車両に対する応急措置について定める。

1 危険物保安対策

危険物等の保安施設については、地震火災及び大量流出から生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設に立入検査を実施し、これらに従事するものに当該物件の取扱指導訓練等を実施することにより災害の予防を図る。

- (1) 法令の基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに、危険物保安監督及び危険物取扱者等による自主的災害予防体制の確立を図る。
- (2) 各事業所に対し随時査察を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造、設備の適正と貯蔵、取扱いの保持に努め、災害の未然防止に努める。
- (3) 各事業主及び危険物取扱者による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- (4) 各事業所には、必ず危険物取扱者の有資格者に取り扱わせるよう、有資格者の養成に努める。
- (5) 予防規程を定めなければならない製造所等については、規定に基づき有効に自主防火管理体制の確立を図るよう指導する。

2 石油类等危険物保管施設の応急措置

- (1) 秋川消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

- ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命
安全措置及び防災機関との連携活動

(2) 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難住民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

3 火薬類保管施設の応急措置

(1) 東京都環境局（多摩環境保全事務所）が行う対応

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるように指導しており、また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(2) 関東東北産業保安監督部が行う対応

火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(3) 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難住民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

4 高圧ガス保管施設の応急措置

(1) 東京都環境局（多摩環境保全事務所）が行う対応

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。
- イ 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時連絡応援体制」に基づき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。

(2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要請があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

(3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

- ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているとき、避難の勧告または指示を行う。
- イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。

(4) 関東東北産業保安監督部が行う対応

- ア 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害発生に伴い、市、都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。

(5) 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設
- エ 避難住民の保護
- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(1) 東京都福祉保健局（西多摩保健所）が行う対応

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及

び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。

イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。

ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

(2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

ア 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているとき、避難の勧告又は指示を行う。

イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第1節「消防活動」により対処する。

(3) 都教育長及び市教育委員会が行う対応

発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。

ア 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知

イ 出火防止及び初期消火活動

ウ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止

エ 実験中における薬品容器・実験容器の転倒・落下防止及び転倒・落下等による火災等の防止

オ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底

カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等

キ 避難場所及び避難方法

(4) 東京都下水道局が行う対応

ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。

イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集及び伝達に努める。

(5) 市が行う対応

事故時には、必要に応じ次の措置を行う。

ア 住民に対する避難の勧告又は指示

イ 住民の避難誘導

ウ 避難所の開設

エ 避難住民の保護

- オ 情報提供
- カ 関係機関との連絡

6 放射線等使用施設の応急措置

- (1) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
 - 放射性物資の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、第1節の「消防活動」により災害応急活動を行うものとする。
 - ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- (2) 東京都福祉保健局（西多摩保健所）が行う対応
 - R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。
- (3) 市が行う対応
 - 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
 - ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡

7 危険物等輸送車両の応急対策

高圧ガス等輸送車両の応急対策は、次のとおりである。

- (1) 東京都環境局（多摩環境保全事務所）が行う対応
 - ア 正確な情報把握のため、関係機関との密接な情報連携を行う。
 - イ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
 - ウ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
- (2) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応
 - ア 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、市民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止す

るための応急措置を指示する。

- (3) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応
 - ア 危険物等の輸送の安全化（第2編第2章第4節）に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 災害応急対策は、前節の消防活動により対処するものとする。
- (4) 関東東北産業保安監督部が行う対応
 - ア 正確な情報把握のため、市、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
 - イ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
 - ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ都又は隣接県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
- (5) 関東運輸局が行う対応
 - 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。
 - ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備
 - イ 災害発生時の危険物輸送車両の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。
 - ウ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
- (6) 市が行う対応
 - 事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
 - ア 住民に対する避難の勧告又は指示
 - イ 住民の避難誘導
 - ウ 避難所の開設
 - エ 避難住民の保護
 - オ 情報提供
 - カ 関係機関との連絡

8 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故時の対応措置は、次のとおりである。

- (1) 警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応
 - 事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

(2) 東京消防庁（秋川消防署）が行う対応

事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(3) 東京都総務局が行う対応

事故の通報を受けた東京都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

(4) その他（事業者等）が行う対応

ア 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

イ 警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(5) 市が行う対応

事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

ア 住民に対する避難の勧告又は指示

イ 住民の避難誘導

ウ 避難所の開設

エ 避難住民の保護

オ 情報提供

カ 関係機関との連絡

第6章 避難勧告・指示計画

地震時には、地すべり、延焼火災等が発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。なお、避難場所等の定義は次のとおりとする。

(1) 避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

(2) 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。

第1節 避難体制

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

1 避難の勧告・指示

(1) 市

ア 市内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は、五日市警察署長、福生警察署長及び秋川消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

イ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。

ウ 平常時から地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。

(2) 都

ア 都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。

イ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができ

なくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施する。

(3) 五日市警察署、福生警察署

火災の発生等の危険が切迫し、市長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要請のあったときは、警察官が住居者等に避難の指示を行う。

この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の勧告・指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

(4) 秋川消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に通報する。

〈三類型の避難勧告等一覧〉

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 避難誘導

(1) 市

避難誘導は、拠点に配置された職員が中心となり、場合によっては職員を補充し、警察官、消防署員と協力し、関係機関及び避難所の管理者と連絡を密にするとともに、町内会・自治会等の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所等にできる限り地域又は町内会・自治会単位に行う。この場合、病人、老人、障がい者等、災害時要援護者は優先して避難させる。

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 教育委員会

災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。

イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、防災機関と連絡を密にし、防災計画に即して選定する。

ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障がいの程度等児童・生徒の発達段階に配慮する。

オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。

カ 児童・生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

(3) 五日市警察署、福生警察署

ア 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。

イ 火災等の規模や様態等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。

ウ 避難所等においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

エ 誘導経路については、事前に検討しその安全を確認し、危険な場所には表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保して誘導の安全を期するものとする。

(4) 秋川消防署

ア 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を、市、警察署等に通報する。

イ 避難が開始された場合は、消防団等の活動により、避難誘導に当たる。

ウ 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路等の安全確保に努める。

第2節 避難場所・避難所の指定及び安全化

震災時においては、行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えて、あらかじめ避難場所、避難所を確保している。本節においては、避難場所、避難所の指定及びこれらの安全化について施策を定める。

1 避難場所の指定

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、以下の基準により避難場所を指定する。

- (1) 公園、グラウンド、校庭等で、その空地面積が2,000㎡以上であること。
- (2) 学校の校庭を指定する場合は、校舎が鉄筋コンクリート耐火構造であること。
- (3) 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- (4) 収容人員は、原則として避難場所の道路や構造物を除いた有効面積に対して、最小限1人1㎡とする。

〈避難場所（屋外）一覧〉

番号	施設名	所在	電話	収容人員(人)
1	総合グラウンド	二宮東1-11-2	588-9281	52,074
2	前田小学校校庭	野辺92	559-7611	7,207
3	東秋留小学校校庭	野辺1,123	588-1126	6,391
4	秋多中学校校庭	二宮334	558-1124	15,130
5	東中学校校庭	平沢200	558-1125	12,269
6	南秋留小学校校庭	雨間810	588-1136	9,000
7	市民球場	原小宮353	558-8177	12,500
8	草花小学校校庭	草花3,130	558-1133	9,409
9	多西小学校校庭	草花2,885	558-1128	10,910

10	御堂中学校校庭	草花 3,322	559 - 6211	15,886
11	西中学校校庭	上代継 190	558 - 6261	16,160
12	西秋留小学校校庭	上代継 292	558 - 1127	10,821
13	一の谷小学校校庭	引田 980	559 - 4501	7,401
14	森の下公園	伊奈 855 - 5	—	3,290
15	増戸小学校校庭	伊奈 1,173	596 - 0175	9,429
16	増戸中学校校庭	伊奈 1,181	596 - 0165	8,131
17	山田グラウンド	山田 1 - 1	596 - 4075	8,230
18	五日市小学校校庭	五日市 315	596 - 0017	9,646
19	五日市中学校校庭	五日市 400	596 - 0055	11,104
20	小峰運動公園	小峰台 11	—	10,035
21	小和田グラウンド	小和田 8	596 - 1599	43,883
22	戸倉小学校校庭	戸倉 325	596 - 0266	4,497
23	戸倉運動場	戸倉 611 - 1	—	6,744
24	小宮小学校校庭	乙津 1,984	596 - 0414	2,950
25	養沢センター	養沢 290 - 1	596 - 2151	1,000

2 避難所の指定

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、以下の基準で避難所を指定する。

- (1) 避難所は、小学校通学区域又は町内会・自治会単位とする。
- (2) 収容基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 長期避難 居室 3.3㎡当たり 2人
 - イ 一時避難 居室 3.3㎡当たり 3人

〈避難所（屋内）一覧〉

番号	施設名	所在	電話	収容人員(人)
1	屋城小学校体育館	二宮東 1 - 12 - 1	558 - 1129	364
2	屋城児童館	二宮東 1 - 13 - 1	558 - 5288	110
3	玉見会館	小川東 2 - 9 - 8	558 - 4342	200
4	前田小学校体育館	野辺 92	559 - 7611	364
5	前田児童館及び野辺地区会館	野辺 126 - 4	558 - 7331 559 - 4407	270
6	若竹児童館	野辺 1,123	558 - 6231	100
7	東秋留小学校体育館	野辺 1,123	558 - 1126	358
8	二宮地区会館	二宮 1,151	558 - 1008	175

9	秋川体育館	二宮 683	559 - 1163	1, 639
1 0	中央公民館	二宮 683	559 - 1221	600
1 1	秋多中学校体育館	二宮 334	558 - 1124	621
1 2	農業会館	平沢 300 - 2	559 - 4436	125
1 3	東中学校体育館	平沢 200	558 - 1125	524
1 4	あきる野ルピア 3・4 F	秋川 1 - 8	550 - 4700	624
1 5	油平クラブハウス	油平 92 - 7	559 - 7531	76
1 6	鳥居場会館	雨間 999 - 2	559 - 4416	175
1 7	南秋留小学校体育館	雨間 810	558 - 1136	364
1 8	南秋留児童館	雨間 801 - 2	559 - 4646	100
1 9	いきいきセンター	雨間 1, 946	558 - 3344	50
2 0	草花台会館	草花 1, 327 - 1	558 - 4351	105
2 1	草花小学校体育館	草花 3, 130	558 - 1133	364
2 2	草花児童センター	草花 3, 130	558 - 3112	165
2 3	御堂会館	草花 3, 401	559 - 4428	175
2 4	多西小学校体育館	草花 2, 885	558 - 1128	358
2 5	多西児童館	草花 2, 572	558 - 6230	165
2 6	御堂中学校体育館	草花 3, 322	559 - 6211	645
2 7	菅生交流会館	菅生 582	558 - 1111	100
2 8	西中学校体育館	上代継 190	558 - 6261	600
2 9	西秋留小学校体育館	上代継 292	558 - 1127	358
3 0	若葉児童館	上代継 304 - 1	559 - 3967	100
3 1	千代里会館	上代継 424	558 - 1120	175
3 2	代継会館	上代継 693 - 1	558 - 6232	50
3 3	一の谷小学校体育館	引田 980	559 - 4501	364
3 4	一の谷児童館	引田 928	558 - 0266	140
3 5	楓ヶ原会館	引田 512 - 2	559 - 8788	160
3 6	五日市ファインプラザ	伊奈 859 - 3	596 - 5611	1, 000
3 7	増戸会館	伊奈 1, 157 - 5	596 - 0109	50
3 8	増戸小学校体育館	伊奈 1, 173	596 - 0175	373
3 9	増戸中学校体育館	伊奈 1, 181	596 - 0165	494
4 0	五日市小学校体育館	五日市 315	596 - 0017	463
4 1	五日市中学校体育館	五日市 400	596 - 0055	569
4 2	五日市会館	五日市 412	596 - 1511	510
4 3	戸倉会館	戸倉 133 - 4	595 - 1445	50
4 4	戸倉小学校体育館	戸倉 325	596 - 0266	378
4 5	アートスタジオ五日市	戸倉 300	595 - 2649	44

4 6	小宮小学校体育館	乙津 1,984	596 - 0414	392
4 7	小宮会館	乙津 1,997	595 - 0005	50
4 8	ふるさと工房五日市	乙津 671	596 - 6000	282

※ 災害の状況により、町内会館・自治会館を避難所として指定することもある。

3 避難場所・避難所の安全化

(1) 避難場所・避難所までの道路の安全化

大震火災時に住民が避難場所へ安全に避難できるよう、市及び防災関係機関では計画的に各避難場所・避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め、かつ道路沿いの施設の安全化に努めることが必要である。

ア 避難場所・避難所に通じる道路、橋りょうの整備

イ 消防水利の整備

ウ 避難道路沿いの施設の安全化

エ 避難場所・避難所等を表示する標識の整備

(2) 避難所の建物の安全化

避難所に指定した建物については、耐震診断の実施に努め、安全性を確認するとともに、被災者のプライバシー保護や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。また、食糧の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

4 避難道路

大震火災時に住民が避難場所へ安全に避難するためには、周辺の火災の輻射熱等を回避できるだけの広幅員の道路が必要である。本市の場合、避難場所・避難所へ通ずる広い幅員の道路が少ないため、特に避難道路の指定は行わないが、日ごろから災害状況に応じた避難を指導するとともに、避難経路を想定して、市道の拡幅、改修等、その整備に努めるものとする。

第3節 避難所の開設・運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き援助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

本節では、避難所の開設、避難所の管理運営、被災者の他地区への移送について、必要な事項を定める。

1 避難所の事前指定

(1) 市は、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておく。

(2) 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡すると

ともに、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、都に報告する。

- (3) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 避難所は、原則として、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等を単位として指定する。
 - イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ウ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。
- (4) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (5) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

2 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び五日市警察署、福生警察署、秋川消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（D I S）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。

なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (7) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

3 二次避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している災害時要援護者（高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、秋川ふれあいセンター等を二次避難所（福祉避難

所)として指定する。

- (2) 二次避難所(福祉避難所)は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (3) 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

4 避難所の管理運営

- (1) 避難所の管理運営は、市が住民、町内会・自治会、自主防災組織、防災・安心地域委員会、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て行う。市は、避難所の運営管理のために、救援救護部等の職員を派遣する。派遣要員は、避難所運営マニュアルを定め、運営管理を行うものとする。避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援する。
- (2) 学校を避難所とした場合、学校職員は学校長の指示を受けて、また学校以外の施設を避難所とした場合は、施設管理者・施設勤務職員は、救援救護部の職員と協力・連携して避難所の管理を支援する。
あらかじめ避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。
- (3) 避難所担当職員は、避難者の住所、氏名、その他必要事項を所定様式により調査し、人員を把握し、救援救護部でとりまとめて総務部へ報告を行う。また、食料及び物資供給その他については、担当部と連絡を行う。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。
- (5) 避難所の運営に当たっては、被災者の性別を踏まえ更衣室や授乳室の確保など、プライバシーに配慮した管理運営を行う。

5 被災者の他地区への移送

- (1) 市長(本部長)は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した市長(本部長)は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては、引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入を指示された市長(本部長)は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を

受入れた区市町村は運営に協力する。

- (5) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達バス等を中心に、市、都交通局、警察署、消防署の協力を得て実施する。

第7章 外出者対策

地震が発生した場合、外出者や事業者は、第1節1-(2)の「行動ルール」に従い、適切な対応をとる必要がある。

市及び都等は、外出者が安全に帰宅できるよう帰宅者への支援を図るものとする。

第1節 意識啓発

1 対策の基本的な考え方

発災直後、市や都の応急対策活動は、救命救助・消火・避難所の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。

このため、住民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての「行動ルール」、及び携帯ラジオや帰宅地図の準備などを内容とする「帰宅困難者心得10か条」の普及を図る。

〈帰宅困難者心得10か条〉

- ① 慌てず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル）や遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯懐炉やタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

(1) 想定される状況

大規模地震発生時に、外出者が居住地に向けて一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の外出者が滞留した場合には、二次災害が発生するおそれがある。

多数の外出者の行動を、行政機関が直接誘導することは困難である。

路上等で被災した場合、適当な広さを有する屋外オープンスペースに待機せざるを得ない可能性がある。

(2) 外出者の行動ルール

ア むやみに移動を開始しない。

イ まず安否確認をする。

災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族

- や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ウ 正確な情報により冷静に行動する。
 - 公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機など）が安全なのか自ら判断する。
- エ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
 - 一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）を優先して収容する。

2 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市 及 び 都	「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。
通信事業者	災害用伝言ダイヤル171等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

1 対策の基本的な考え方

(1) 駅での情報提供

- ア 駅構内の乗降客や駅前の滞留者、列車の運行情報を得るために、駅に来る人などに対して、誘導場所までの情報を提供する。
- イ 都の災害情報提供システムを活用し、駅周辺に滞留する外出者に対して必要な情報を提供する。

(2) 誘導先の確保

必要に応じて、一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。

(3) 一時収容場所への収容

- ア 発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、通路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となる。このため、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設に収容する。
- イ 収容された滞留者の中には、一時収容施設への誘導や一時収容施設の運営に対するボランティアも期待できる。

(4) 帰宅情報の提供

一時収容後、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅

させる。

2 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	駅周辺に滞留する外出者の誘導先を確保する。
五日市警察署 福生警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導・助言を行う。
秋川消防署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導・助言を行う。
鉄道事業者	駅周辺事業者等の協力を得て、構内放送や駅周辺地図の配布等により、駅から誘導場所までの人の流れをつくるとともに、列車の運行状況などの情報を、大型ビジョン等により提供する。
通信事業者	災害用伝言ダイヤル、災害伝言掲示板の供用開始・維持

第3節 一時収容施設の確保

1 対策の基本的な考え方

- (1) 誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する必要がある。
- (2) 一時収容施設は、公共施設や民間事業所を問わず幅広く確保する。
- (3) 一時収容施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦など）の受入れを優先する。

2 各機関、団体の役割

機 関 名	内 容
市	所管する施設で受入れが可能なものを一時収容施設として指定し、事業者等に周知する。 市内の大規模集客施設（ホール、学校など）の事業者との間で、一時収容場所の提供に関する協定を締結するよう努める。
都	所管する施設で受入れが可能なものを一時収容施設として指定し、都民・事業者等に周知する。 広域的な立場から、事業者団体に対して、外出者の一時収容について協力を求める。必要に応じて、一時収容場所の提供に関する協定を締結することにより、区市町村が当該団体の加盟事業者との間で協定が締結できるよう努める。

第4節 事業所等における外出者対策

1 対策の基本的な考え方

- (1) 基本原則「組織は組織で対応する」の徹底
事業者に対し、自助の考え方に基づき、組織は組織で対応する基本原則により、従業員や顧客に対する安全確保に努めるよう求める。
- (2) 一斉帰宅行動の抑制
事業所や学校は、従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行うことにより、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

2 事業所等の役割

- (1) 災害時の体制整備
従業員や生徒を一時的に事業所又は学校に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（最低3日分）や災害時の対応マニュアルの作成など体制整備に努める。
- (2) 買物客等の支援
事業者は、買物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方の下、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。
- (3) 地域の応急復旧活動への参加
 - ア 事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。
 - イ 留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助となるよう努める。
 - ウ 事業所の取組が、近隣事業所と連携した対応となることで、地域再生が早まることから、市及び都は、平常時から事業者や従業員の啓発に努める。

第5節 帰宅支援

1 対策の基本的な考え方

外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

2 各機関、団体の役割

(1) 鉄道運行情報の提供

機関名	内容
市	都等から鉄道事業者の情報を収集し、外出者に情報提供する。
都	鉄道事業者からの情報を集約し、災害情報提供システムなどを活用して、都民に提供する。
関東運輸局	所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。
鉄道事業者	折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供する。

(2) 代替輸送手段の確保

機関名	内容
市・都	バスによる代替輸送手段を確保する。 バスの運行に当たっては、鉄道折返駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、災害時要援護者を優先する。
関東運輸局	代替交通の認可を速やかに行う。
鉄道事業者	バス等による代替輸送手段を確保する。

(3) 徒歩帰宅者への支援

機関名	内容
都	平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。 全都立学校（島しょを除く。）及び東京武道館を帰宅支援ステーションに指定し、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の提供等を行う。 帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドラインを作成する。 帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段の確保に努める。 沿道の私立学校等と協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討する。

市	平常時の取り組みとして、徒歩等による帰宅訓練を実施する。
警 視 庁	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
東京消防庁	火災情報の伝達、都民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
日赤東京都 支 部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
郵 便 局	郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
東 京 電 力	平常時において、早期に健全な状態に復旧するための設備対策、訓練等の諸準備を行う。 災害時において、首都中枢ならびに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。

第8章 警備・交通規制

震災時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

本章では、警備・交通規制について必要な事項を定める。

第1節 警備活動

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、速やかに関係機関は、総力を上げて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取締り及びその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1 警備本部等の設置

都内に大地震が発生した場合には、警視庁に最高警備本部、第9方面本部に方面警備本部、五日市警察署及び福生警察署には現場警備本部が設置され、指揮体制が確立される。

2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島しょ部を除く）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (2) 東京都（島しょ部は除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、災害警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- (3) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 被災者の救出及び避難・誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の見分（検視）
- (5) 交通規制
- (6) 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等応急対策活動を行う上で不可欠である。

本節では、交通の確保に必要な交通情報の収集及び交通規制その他必要な事項について定める。

1 交通規制の実施

(1) 第1次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大地震が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる。この場合「大地震が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。

ア 都県境、国道16号線における規制

国道16号線以東の都県境では、車両の流入・流出とも通行禁止、国道16号線以西から都心方向への車両は、進入禁止とする。

イ 通行禁止区域

多摩川、国道246号線及び環状7号線の内側区域を全面車両通行禁止とする。

ウ 緊急交通路

避難者及び緊急通行車両用の37路線（以下、「交通確保指定37路線」という。）は、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。（あきる野市内では、五日市街道及び滝山街道が指定されている。）

エ 交通視察重点路線

第2次交通規制に備えて、「交通視察重点9路線」について、道路状況の視察・点検を実施する。

(2) 第2次交通規制

被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。この場合、次の規制措置を基本とし、第1次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。

ア 多摩地区に被害が集中している場合の規制措置

(ア) 多摩地区指定路線の視察

「多摩地区指定12路線」を視察する。

1 五日市街道（五日市街道入口～関前）	7 鶴川街道（町田駅前～下石原）
2 奥多摩街道（日野橋～小作坂下）	8 新小金井街道（若松町2～茜屋橋）
3 岩蔵街道（箱根ヶ崎～小曾木街道）	9 吉祥寺通り（関町2～給田）
4 川崎街道（新大栗橋～矢野口）	10 所沢街道（北原～都県境）
5 小金井街道（郵便局前～清瀬橋）	11 府中街道（大丸～寿町3）
6 青梅街道（田無本町1～瑞穂松原）	12 志木街道（郵便局前～下清戸）

(イ) 緊急交通路の追加指定

多摩地区指定12路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、全線車両通行禁止とする。

イ 都心部に被害が集中している場合の規制措置

(ア) 通行禁止区域の拡大・縮小

通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中区域	通行禁止区域
下町区域	外堀通り、昌平橋通り、不忍通り、尾竹橋通り、荒川放水路の内側
環状5号線内側区域	環状5号線、尾竹橋通り、荒川放水路の内側
環状6号線内側区域	環状6号線、中山道、環状7号線、荒川放水路の内側
環状7号線内側区域	環状7号線の内側
環状8号線内側区域	多摩川、国道246号線、環状8号線、笹目通り、都県境の内側

(イ) 都心地区指定路線の視察

「都心地区指定36路線」の道路状況を視察する。

(ウ) 緊急交通路

第1次交通規制で視察した交通視察重点9路線と第2次交通規制で視察した都心区域指定36路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

ウ 都内全域に被害が拡大している場合の規制措置

前記ア及びイの規制措置を同時に実施する。この場合、通行禁止区域にあつては、必要により国道16号線以内又は都内全域にその区域を拡大する。

2 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

3 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊

急物資輸送のための路線を指定する。

4 緊急通行車両等の確認事務等

警察署、隊本部、緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

5 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近の迂回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。
ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (1) 慌てずに減速した後、右車線を緊急通行車両用の通行車線として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急通行車両用の通行路として空けること。）エンジンを切る。
 - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - (4) ラジオ、文字情報板等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内又は緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。
 - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 貴重品を車内に残さない。

第9章 緊急輸送

物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

本章においては、緊急物資輸送ネットワークの整備、緊急道路障害物の除去、輸送車両等の確保等について定める。

第1節 緊急物資輸送ネットワーク

1 緊急物資輸送ネットワーク

緊急物資輸送ネットワークは、都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ区市町村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網である。

〈あきる野市内の緊急輸送路〉

路線名	区間
一般国道411号線（滝山街道）	市内全区間
主要地方道7号線 杉並・あきる野線（五日市街道）	市内全区間
主要地方道33号線 上野原・あきる野線（檜原街道）	市内全区間
一般都道184号線 奥多摩・あきる野線	あきる野市菅生551番先～日の出町境
一般都道185号線 山田・平井線	あきる野市山田538番1先～日の出町境

2 輸送拠点

区市町村における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、指定拠点が定められている。

〈あきる野市の指定拠点〉

施設名称	所在地
あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350番地

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。都及び市は、ヘリコプターによる救助物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

〈災害時臨時離着陸場候補地〉

名称	所在	管理者	着陸展開面 (m)×(m)	確認	着陸可能機種	避難場所 等の指定	備考
東京サマーランド	上代継 600	同社	50×120 100×60	東京消防庁	全機種	無	陸自 (中型可)
小和田グラウンド	小和田 8	市	300×100	東京消防庁	全機種	有	
				警視庁	全機種		
				陸上自衛隊	大型		

第 2 節 緊急道路障害物除去等

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱等の障害物が道路上に散乱することが予想される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都は、緊急交通路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各 1 車線の交通路の確保を図ることである。

本節においては、これら発災時の緊急道路障害物除去について定める。

1 緊急道路障害物除去路線等

あきる野市内の緊急道路障害物除去路線は次のとおりである。

路 線 名	区 間
一般国道 4 1 1 号線 (滝山街道)	市内全区間
主要地方道 7 号線 杉並・あきる野線 (五日市街道)	市内全区間
主要地方道 3 3 号線 上野原・あきる野線 (檜原街道)	市内全区間
一般都道 1 8 4 号線 奥多摩・あきる野線	あきる野市菅生 551 番先～日の出町境
一般都道 1 8 5 号線 山田・平井線	あきる野市山田 538 番 1 先～日の出町境

2 緊急道路障害物除去作業体制

市内の緊急道路障害物除去路線は、都建設局（西多摩建設事務所）が担当する。作業に当たっては、次表のとおり関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。また、「緊急道路障害物除去作業計画書」に基づき、効率的な作業を行う。

なお、被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機 関 名	実 施 内 容
都 建 設 局 (西多摩建設事務所)	西多摩建設業協同組合との協定に基づき、関係業界等の協力を求め、道路上の障害物の除去等を実施する。
警 視 庁 (五日市警察署・福生警察署)	道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

3 障害物除去用資器材の整備

西多摩建設事務所は、平素から資器材の整備を行うとともに、西多摩建設業協同組合等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

4 道路障害物の除去

緊急車両の通行に要する2車線を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せて除去する。なお、道路上に倒壊のおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

機 関 名	実 施 内 容
市	道路上の障害物の状況を調査し、都所管の道路については速やかに西多摩建設事務所に報告する。市道については、市が道路上の障害物を除去する。実施に当たっては、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力するものとする。
都 建 設 局 (西多摩建設事務所)	障害物の状況報告に基づき、緊急道路障害物除去路線及び特定障害物除去道路を優先して、所轄の路上障害物を除去する。
警 視 庁 (五日市警察署・福生警察署)	緊急交通路確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行の妨害となっている放置車両の排除に当たるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。

第3節 輸送車両等の確保

1 車両の調達

災害応急対策実施のために必要な人員や物資等の輸送のための車両の数は災害の規模により異なるが、庁用車の全車両を使用しても不足を生ずることが予測される場合は、市(総務部総務班)は災害応急対策活動実施の用に供する目的で、市内関係業者から車両を調達するものとする。

また、市内で所要車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

2 車両の配分

車両の配分に当たっては、生命・身体に係るものを優先することを基本として、災害の状況を勘案し市長（本部長）が定める。

3 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置の下で大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることになる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を、次により行う。

(1) 確認実施機関

ア 都財務局

保有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両については、知事が確認を行う。

イ 警視庁（五日市警察署・福生警察署）

知事が確認する車両を除いた他の車両については、都公安委員会（警察署）が確認を行う。

(2) 確認対象車両

ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両又は次のいずれかに該当する車両であること。

- (ア) 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- (ウ) 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- (カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

もの

(コ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止若しくは軽減を図るための措置に使用されるもの

イ 指定行政機関等との契約により、常時震災対策活動専用を使用する車両、または警戒宣言発令時若しくは災害発生時に調達契約の相手方から調達する車両であること。

4 確認手続等

(1) 事前届出

震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」(以下「届出済証」という。)の交付を受ける。

(2) 確認手続

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提出により確認申請書の提出に代える。確認のための審査は省略され、緊急通行車両等の標章及び確認証明書(以下「標章等」という。)の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認手続

確認申請書を提出し、緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を受ける。審査結果に基づき標章等が交付される。

第10章 救助・救急計画

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等による多数の救急・救助を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

本章においては、救助・救急に関し、必要な事項を定める。

第1節 救助・救急活動体制等

関係機関の活動体制、活動内容は次のとおりとする。

1 秋川消防署

- (1) 救助・救急活動は、特別救急隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署・出張所に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警察署、自衛隊、東京DMA T、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2 五日市警察署・福生警察署

- (1) 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。
- (2) 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。
- (3) 救出・救護活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 秋川消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。

第2節 救助・救急体制の整備

1 五日市警察署・福生警察署

大地震発生時、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出・救護、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきた

すことが予想される。

このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、各種災害活動用資器材を逐次整備して、救出・救護体制の充実強化を図る。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出活動も必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

(3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材及び簡易救助器具等を調整し、防災訓練等を通じて救出・救護知識及び技術の習得を図る。

第 1 1 章 医療救護計画

第 1 節 医療及び助産救護対策

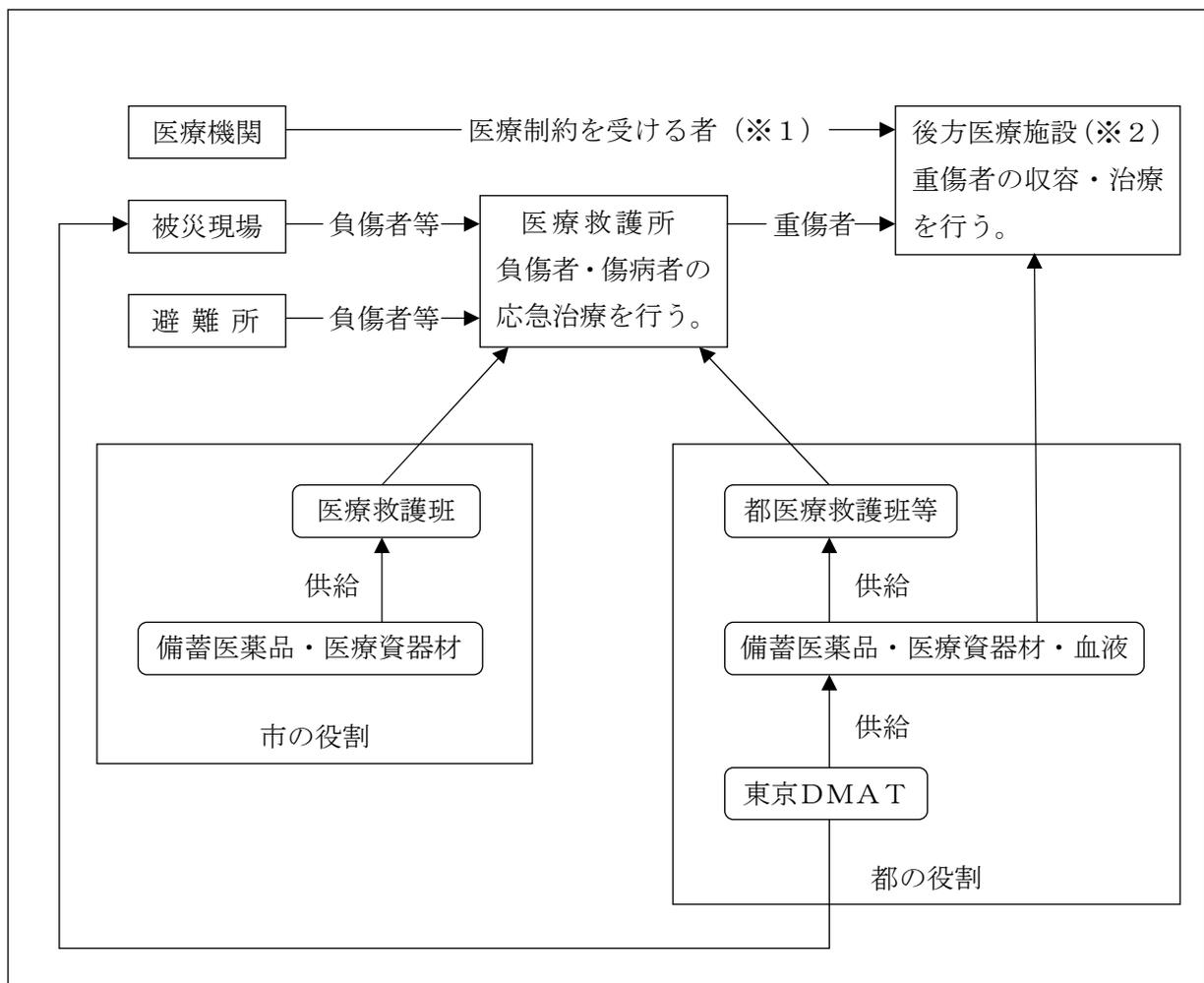
災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予想される。

本節では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制等の施策について定める。

災害時における医療救護の流れは次のとおりである。

- 1 市は、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。
- 2 都は、市を応援・補完するため、都直轄医療救護班の派遣や医薬品・医療資器材等の備蓄を行う。また、重傷者を収容して治療を行う災害拠点病院など災害時後方医療体制の充実強化を図る。

〈医療救護の流れ〉



※1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

※2 後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関を指す。

1 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救急活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

(1) 被害情報の収集

市は、西多摩保健所、あきる野市医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所）の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

(2) 医療機関との連絡

市は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。また、医療機関を災害時優先電話利用可能機関とするなどの通信手段の確保に努める。

(3) 市民への情報提供

市は、市民に対する相談窓口の設置に努め、医療機関の被害状況及び活動状況等を市民に広報する。

2 初動医療体制

(1) 医療救護班の整備

災害時における医療救護は、市が一次的に実施する。このため、市は災害時において即時に医療救護活動を実施できるよう、あきる野市医師会の協力を得て、医療救護に必要な救護班を編成しておくものとする。

都は、市を応援・補完する立場から直轄医療救護班を編成し、市からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に医療救護班を派遣する。

(2) 医療救護活動

機関別の医療救護活動内容は、次のとおりである。

ア 市

(ア) 市長（本部長）は、必要に応じ、あきる野市医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。

また、派遣状況を都福祉保健局長に報告する。

(イ) 市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

イ 西多摩保健所

西多摩保健所長は、市長（本部長）から医療救護班の派遣要請があった場合、又は被災状況により医療救護の必要を認めた場合に都直轄医療救護班を派遣する。

ウ 日赤東京都支部

医療救護班の出動は、都の要請によることを原則とし、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護、助産活動等を行う

エ あきる野市医師会

(ア) 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。

(イ) 医師会が派遣する医療救護班の現場における医療、助産活動は、原則として医師会長が指揮する。

(3) 医療救護活動マニュアル等の作成

市は、都が作成した「災害時医療救護活動マニュアル」を基に、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動マニュアル等を作成する。

(4) 医療救護所に設置

市長（本部長）は、医療救護所を設置する。

医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。

また、医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師を配置する。

市長（本部長）は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都福祉保健局長に報告する。

医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。

ア 被災現場

イ 避難所

(5) 医療救護班の業務内容

ア 傷病者に対する応急処置（歯科医療を含む。）

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

エ 助産救護

オ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検索に協力する。

※ 医療救護班は、トリアージタグを使用し、傷病者等の重軽傷の度合いを識別する。

(6) 秋川消防署の支援

市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範

囲で救急隊を派遣し支援する。

支援内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者の収容先医療機関の選定
- イ 後方医療施設への搬送
- ウ 傷病者の応急処置

3 医薬品・医療資器材の確保

(1) 市

市では、災害時の医療救護班用として、医薬品等の備蓄を検討する。また、不足が生じた場合は、独自で調達するとともに、都に協力要請を行う。

(2) 都

東京都では、医療救護班用及び市への協力用等に医薬品・医療資器材を備蓄しており、要請があれば即対応できる状態にある。

(3) 日赤東京都支部

平常時から常用品を多量に備蓄している日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行するものとする。

(4) あきる野市医師会

医師会が派遣する医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の費用については後日市に請求するものとする。

4 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、都福祉保健局長又は市長（本部長）に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは都及び市が対応する。

なお、搬送に当たっては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受け入れ体制を確認し搬送する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

- ア 秋川消防署に搬送を要請する。
- イ 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
- ウ ヘリコプターによる搬送を行う。

(2) 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

(3) 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いるものについては市が対応し、都が備蓄・供給するものについては都が対応する。

5 後方医療体制

医療救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。このため、都は後方医療施設の中核として都立病院を含め「災害拠点病院」を整備し、医療資器材を確保している。

(1) 災害拠点病院の機能及び病院選定基準

ア 機能

- (ア) 重傷患者等の収容力の臨時拡大
- (イ) ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

イ 病院選定基準

- (ア) 災害に対する総合地域危険度が低い地域に存すること。
- (イ) 200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- (ウ) 建物が耐震・耐火構造であること。
- (エ) 重傷者を応急に収容するための講堂、会議室等の転用面積が広いこと。

(2) 西多摩地域災害拠点病院

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三 次 救 急	ヘ リ コ プ タ ー 離 着 陸	防 災 無 線
西多摩	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	606	○	○	○
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	225			

※青梅市立総合病院は地域災害拠点中核病院でもある。

第2節 保健衛生及び動物愛護

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障がい等の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

本節では、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア、水・食品の安全確保及び動物愛護等に関する主要な施策について定める。

1 保健活動

(1) 保健活動班の編成

市は、西多摩保健所と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、次の保健活動を行う。

- ア 避難所における健康相談
- イ 地域における巡回健康相談
- ウ その他必要な保健活動

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせる。被災住民に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、西多摩保健所と協力し、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に据えたメンタルヘルスケア対策を行う体制の整備を図る。

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

断水時における透析施設への水の優先的供給、近江市等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

ア 都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。

イ 透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

ウ 透析医療機関からの要請に応じ、水の供給あるいは電気、燃料などの供給あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近江市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努める。

4 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態が予想され、井戸水等の安全確保を

迅速に行う必要があることから、市は、西多摩保健所に「水の安全パトロール班」の派遣を要請する。

水の安全パトロール班の活動内容は、次のとおりである

- ア 飲用水が塩素で消毒されているかの確認
- イ 市民への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
- ウ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、西多摩保健所では、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、保健所長の指揮の下に次の活動を行う。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ 関係施設の貯水槽の簡易検査
- オ 仮設店舗等の衛生指導
- カ その他食品に起因する危害発生の防止
- キ 食中毒発生時の対応

市及び西多摩保健所は連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取り扱いの指導等を行う。

- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ 手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の手配、調整

5 避難所の衛生管理

(1) 市の役割

- ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。
- ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難住民間のプライバシーを確保する。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管

理上の留意事項を周知する。

(2) 公衆浴場等の確保

ア 市は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

イ 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

5 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

動物愛護相談センターは、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や獣医師会等、関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、動物愛護相談センターは、市、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

動物愛護相談センターは、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第3節 防疫

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化等により衛生環境が悪化し、伝染病を含む各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、伝染病の発生・まんえんを防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

本節では、防疫活動、防疫用資器材の備蓄・調達について必要な事項を定める。

1 防疫活動

災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋内外の消毒等の実施のため、本市は防疫班及び消毒班を編成し、また、西多摩保健所は水の安全パトロールを編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 市の役割

ア 市長（本部長）は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族昆虫駆除等を行うものとする。

イ 市長（本部長）は、災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行うものとする。

（ア） 防疫班の業務

- 健康調査及び健康相談
- 避難所の防疫指導
- 応急治療
- 感染症予防のため広報及び健康指導

（イ） 消毒班の業務

- 患者発生時の消毒（指導）
- 避難所の消毒の実施及び指導

ウ 市長（本部長）は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

エ 市長（本部長）は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力では十分出ないと認める場合は、都福祉保健局長又はあきる野市医師会長に協力を要請するものとする。

オ 市長（本部長）は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

（2） 都の役割

ア 西多摩保健所長は、市長（本部長）の防疫に関する協力要請があった場合、その他必要と認める場合は、保健所災害対策本部組織の一部を動員して協力し、又は他区市町村との調整を図るものとする。

イ 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は地区医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。

ウ 西多摩保健所長は状況に応じて、水の安全パトロール班を編成して、出動させるものとする。業務の内容は次のとおりとする。

（ア） 消毒薬の配布及び消毒の確認

（イ） 飲料水の消毒指導

エ 市が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

オ 感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。

（3） 防疫業務の実施基準

ア 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・健康活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握し、感染拡大防止等を行う。

イ 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

ウ 避難所の防疫措置

(ア) 市長（本部長）は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

(イ) 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

(ウ) 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症予防のための広報及び健康相談を行う。

(4) 消毒とその確認

ア 市長（本部長）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 西多摩保健所長は、水の安全パトロール班を避難所等に巡回させ、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように水の安全パトロール班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、以下の広報及び健康相談を行う。なお、実施に当たっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレの使用マニュアル（消毒法等）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

2 防疫用資器材の備蓄・調達

(1) 市

ア 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。

イ 避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

(2) 都

ア 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。

イ 都福祉保健局は、薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他縣市等からの受入・調達計画を策定する。

第4節 山間部における医療救護活動

1 医療スタッフの派遣等

- (1) 山間部においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、孤立地区が生じる可能性がある。
- (2) 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。
- (3) 都は、市からの要請に応じ都立病院、東京都医師会、日本赤十字社東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、都は災害の状況に応じて東京DMA Tの出場調整を行う。

2 ヘリコプターの活用による搬送

- (1) 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、市は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。
- (2) 都は、市から負傷者の搬送要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、市からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターの活用を図る。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

本章では、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給に関して必要な事項について定める。

第1節 飲料水の供給

災害発生時に見込まれる飲料水の枯渇又は汚染に対応するため、必要最小限の飲料水の給水能力、供給方法等について定める。

1 災害時の応急給水

市は、災害発生の際飲料水が枯渇したり、又は汚染し現に飲料水として適さないものに対し、最小限度の必要な量（1人1日の必要量3リットル）の飲料水の供給を図るものとする。

2 応急給水資器材の整備

都では、応急給水に対応するため、応急給水槽、応急給水用資器材収納倉庫、応急給水用資材の整備及び応急給水用設備の整備・改良を進めていく。

3 応急給水活動

- (1) 災害復旧部（上下水道班）は、給水実施に先立ち各避難所等からの要請に基づき、所要量を勘案して、都と協議し給水順序方法等を定める。
- (2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水拠点に向いて給水を受けることを原則とする。
- (3) 給水は、原則として避難所を中心に行うが、災害の状況により緊急を要する場合は、医療機関その他一般市民に対しても実施する。
- (4) 給水に必要な水は、市内消火栓より求める。なお、水道全体が断水の場合は、立川給水管理事務所に要請し、各水道の水源よりポンプ等によりくみ上げて輸送を依頼し協力する。

〈市内の給水拠点〉

施設名	所在地	確保推量
秋留台給水所	秋川 3-2-10	2, 0 0 0
菅生給水所	菅生 683	2, 0 0 0
上代継浄水所	上代継 407	2 0 0
戸倉給水所	戸倉 348-1	1, 6 6 0
伊奈配水所	伊奈 372-3	1 3 0
小峰台配水所	小峰台 40	1 6 0
合計	6 箇所	6, 1 5 0 m ³

第2節 食料の供給

災害の発生によって食料の配給や販売機構が一時的に混乱することが予想されるので、被災者に対し速やかに食料の配給ができるよう、災害用食料の調達、備蓄、給食基準、配分等について定める。

1 緊急食料配給

災害の発生によって、食料の配給及び販売機構は一時的にまひ状態をきたすので、日常の食料を欠くに至った被災者に対し、速やかに食料の配給ができるよう平常時から、災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保と人の安定に万全を期するよう計画するものとする。

2 食品調達

(1) 米穀類の応急対策

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市又は都の備蓄若しくは調達する食料等を支給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

備蓄に当たっては、避難所等に備蓄倉庫の設置を検討するなどして、分散備蓄を進める。

また、企業等にも食料等の備蓄について協力を依頼するものとする。

災害の発生又はそのおそれのある場合における応急措置及び配給の取り扱いについては、以下の要領の定めるところによる。

ア 市長（本部長）の講ずる応急措置

(ア) 被災者に対する応急配給措置を講ずること。

- (イ) 市内小売販売業者の手持米数量を把握して、災害の応急配給に備えること。
- (ウ) 災害発生時における配給については、都福祉保健局長と密接な連絡を保つこと。
- (エ) 市内小売業者に対する応急措置又は災害対策について、必要な指示を行う。
- (オ) 災害時において、被災者及び救護等作業従事者に対し、調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

被災者及び救護等作業従事者用米穀 1食当たり 精米180g

なお、米穀を玄米で調達する場合は、とう精歩留が約90%であるので、玄米の調達量は、1食当たり200gとなる。

イ 米穀以外の食品の購入予定先

市本部環境部産業班は、米穀以外の食品の調達（予定）先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

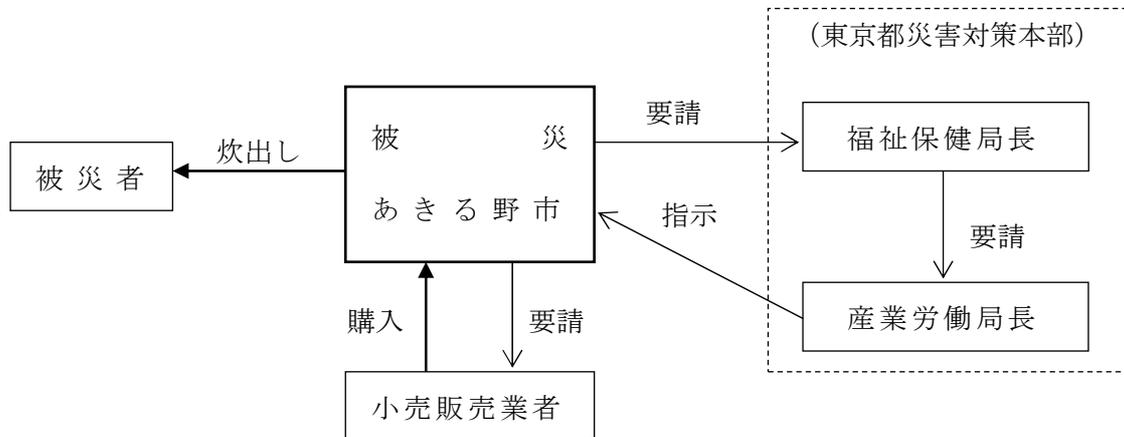
ウ 小売商に対する防災措置

市長（本部長）は、卸売販売業者及び小売販売業者に対し、災害発生のおそれのあるときは、災害予防措置を講ずるよう要請することができる。

(2) 災害発生時の米穀の配給経路

ア 市長（本部長）が、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から購入する場合

経路図（別表1）



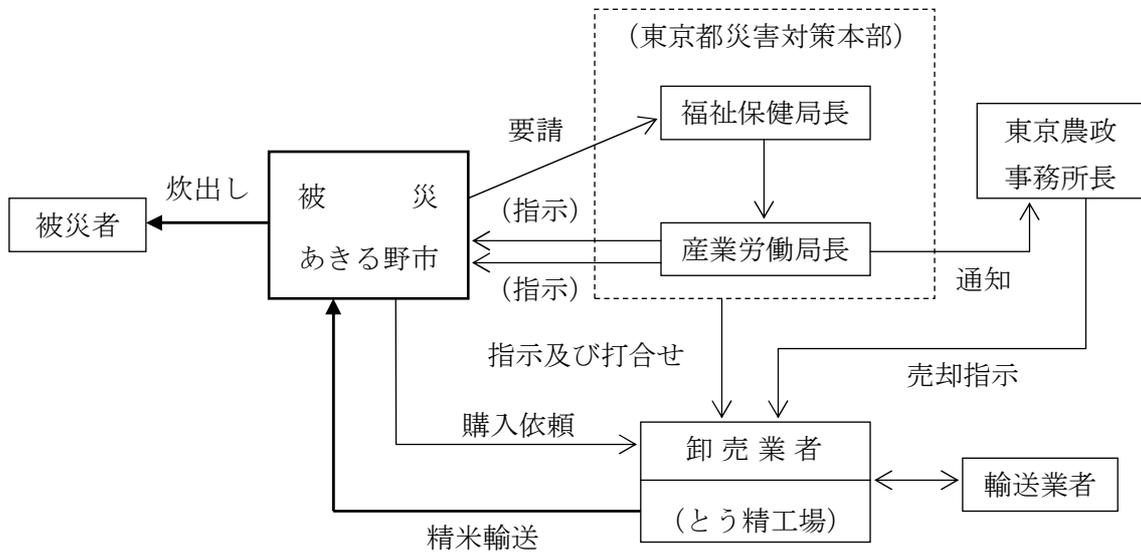
ア 市長（本部長）は、被災者に対する給食に必要な米穀について知事（都本部長）に要請する。

イ 知事（都本部長）は、市長（本部長）から要請があったときは、必要な米穀について小売販売業者から購入するよう指示する。

ウ 市長（本部長）は、知事（都本部長）の指示により小売販売業者から必要な米穀を購入する。

イ 知事（都本部長）又は知事の指定を受けた市長（本部長）が、農政事務所長の指示により卸売業者から購入する場合

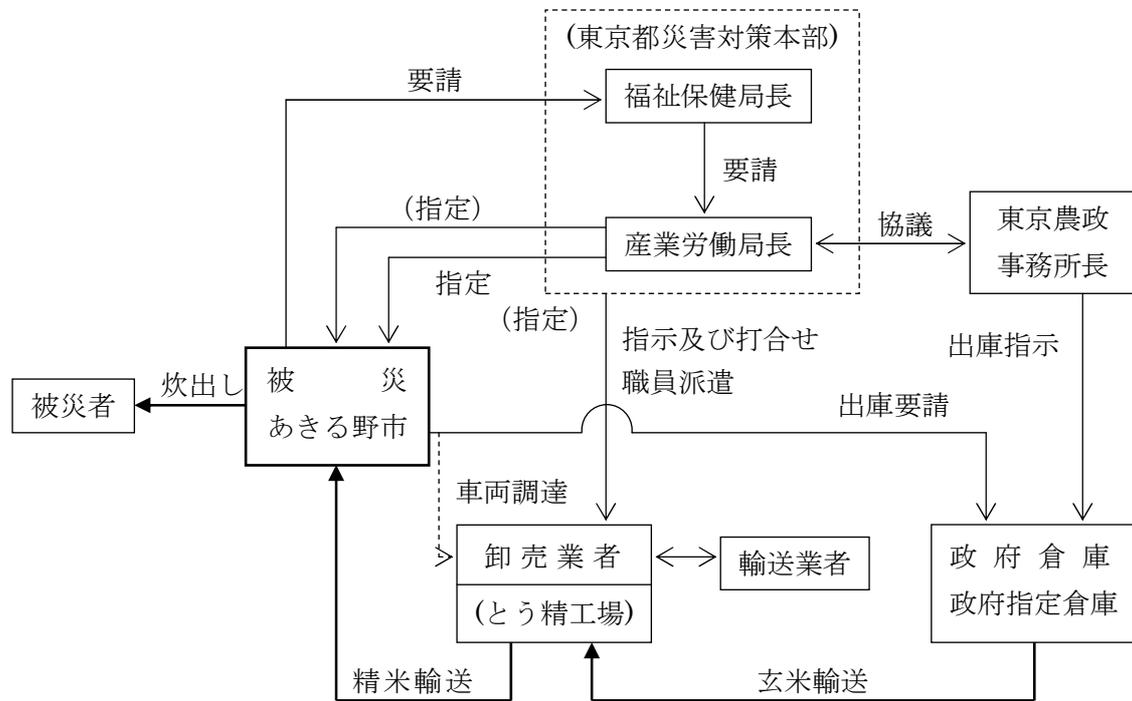
経路図（別表2）



- ア 知事（都本部長）は、購入した米穀を市長（本部長）に支給する。
- イ 市長（本部長）は、知事（都本部長）の指示により卸売業者から米穀を購入する。
- ウ 市長（本部長）が米穀を購入する場合には、知事（都本部長）は市長（本部長）に対して、売却を受ける卸売業者名、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。

ウ 知事（都本部長）又は市長（本部長）が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達する場合

経路図（別表3）



ア 別表2の方法で必要量の米穀が調達できないときは、知事（都本部長）は東京農政事務所と協議し、知事又は市長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府米を調達できるよう措置する。

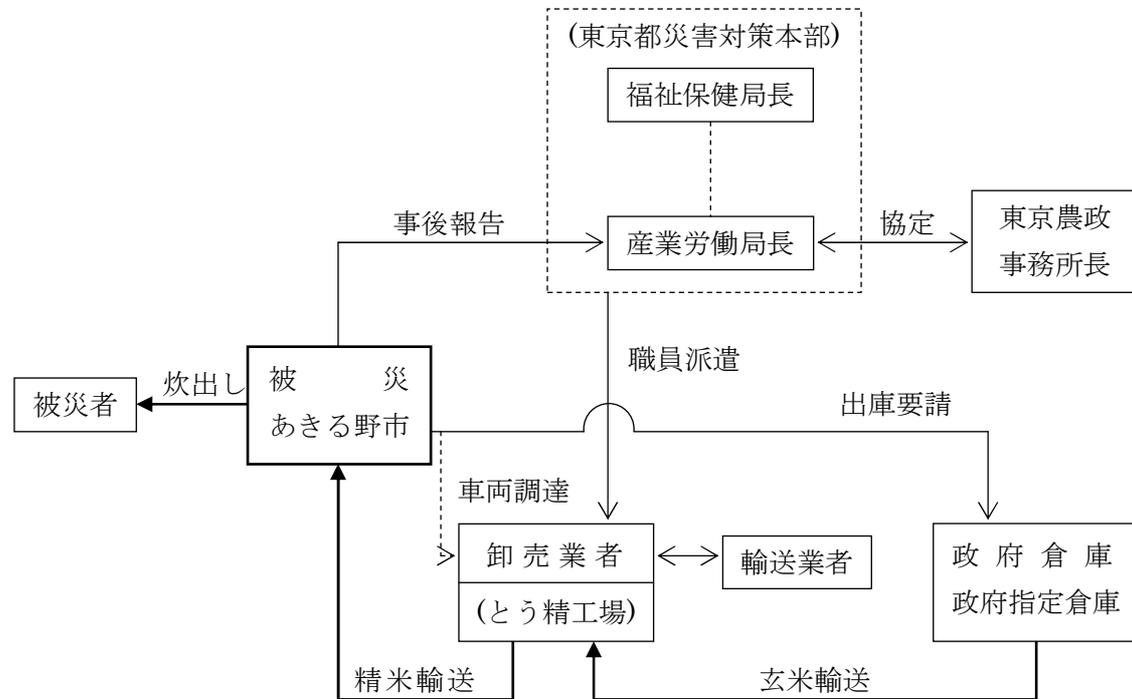
イ 知事（都本部長）は、調達した米穀を市長（本部長）に支給する。

ウ 知事（都本部長）は、市長（本部長）が調達する場合には、その政府倉庫又は政府指定倉庫名、数量、とう精工場及び輸送等必要な事項を指示する。

エ 知事（都本部長）及び市長（本部長）は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定（昭和61年8月28日付61生文価米第214号）に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。

エ 災害救助法が発動された場合における災害救助法用米穀等の緊急引渡しに関する協定（昭和61年7月28日付61生文価米第172号）に基づく場合

経路図（別表4）



ア 交通、通信等の途絶により連絡が不能となったとき、市長（本部長）は、協定に基づき政府倉庫又は政府指定倉庫から米穀の引渡しを受ける。

イ 市長（本部長）は、異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定に基づき、とう精及び輸送を協定卸売業者に依頼することができる。

ウ この方法を実施したときは、市長（本部長）は、交通、通信等の回復後速やかに知事に報告しなければならない。

- (3) 乳幼児の給与
被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳を、災害発生後の最初の3日分を確保するよう努める。都は、広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- (4) 副食品の備蓄と調達
米飯給食に必要な梅干し、佃煮等の副食品や、みそ等の調味料の備蓄計画及び業界等からの調達計画を定めておくものとする。

3 給与基準

- (1) 市長（本部長）の講ずる措置
 - ア 災害救助法適用前
市長（本部長）は、市がその責任において実施する被災者に対する食品等の給与の基準を、災害救助法施行細則において定める限度以内において別に定める。
 - イ 災害救助法適用後
市長（本部長）は知事（都本部長）の補助機関として知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。
- (2) 配布基準
被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間の延長申請と同時に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

4 食品の輸送

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。

- (1) 市長（本部長）は、都福祉保健局が市役所又は市長（本部長）の指定した引継地まで輸送した調達食品を受領し、給食地に輸送して被災者に配給する。
- (2) 市長（本部長）の要請により都福祉保健局が放出する「都福祉保健局備蓄調整粉乳」は、都所有（調達）車両等により避難所に輸送・配分される。

5 災害時における食品集積地

調達した食品の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況等により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

施設名	所在地	電話
あきる野市役所本庁舎	あきる野市二宮350番地	042-558-1111

6 炊き出しの実施及び食品の配分

市長（本部長）は、被災者に食品等の給与を実施する場合の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるものとする。

（1）炊き出しの実施

- ア 炊き出しの実施については、原則として学校給食施設を使用する。
- イ 実施に当たっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請するものとする。

（2）食品の配分

- ア 被災者に対する給食は、原則としてアルファ化米一米の順で供給する。
- イ 被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留被災者に対しても及ぶよう努力する。
- ウ 避難所担当職員は、送付を受けた食品について、市本部の指示に従い配分計画をたて、実配分に当たっては、災害時要援護者を優先とし、収容被災者の協力を得て配分するものとする。

（3）炊き出し等の記録及び報告

市本部教育部長は、炊き出し及び食品配分の状況を随時市本部長に報告するとともに、様式1により活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後速やかに市本部長に報告するものとする。

様式1

炊き出し給与簿

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
	昼				
	夕				

注1 炊き出しを実施した直後に責任者ごとに作成する。

2 実施場所欄は、実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入する。

3 給食内容欄は、献立を記入する。

第3節 生活必需品等の供給

災害により住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、生活必需品の給（貸）与を行う。

1 生活必需品調達計画

(1) 調達方針

生活必需品の給（貸）与は、災害救助法が適用されれば都の指示に基づいて行うが、災害救助法の適用に至らない災害及び都の指示があるまでは、市が応急救助に必要な生活必需品等の確保を図るものとする。

ア 調達方法

(ア) 災害救助法適用前

○ 生活必需品等の指定品目

調達品目は、「2 給与する品目等の決定」に掲げるものとし、その数量はその都度定める。

○ 必要数量の把握

市本部救援救護部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達する。

○ 調達方法

市本部救援救護部長は、速やかに市内又は近隣市町村の業者から調達する。この場合、努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入するようにする。

市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときは、都福祉保健局に備蓄物資の融通等を要請する。

市本部救援救護部長は、生活必需品等の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、市長（本部長）は、直ちに都知事（都本部長）の指示を受けるとともに、必要がある場合は、物資の調達を要請するものとする。ただし、被害の状況により現地調達が必要と見られる物資については、知事の指示により市長（本部長）が現地調達するものとする。

2 給与する品目等の決定

(1) 被災者に給与する品目・数量等は、被害の実情に応じて「6 生活必需品等給（貸）与基準」に定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、

災害救助法施行細則に定める衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる範囲内において、現物をもって行うこととされている。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- ウ 肌着（下着類）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、はし等）
- キ 日用品（石けん、ちり紙等）
- ク 光熱材料（マッチ、ロウソク、LPガス等）

- (2) 災害救助法適用後は、都知事（都本部長）の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受けられないときは、前項により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事（都本部長）に報告するものとする。

3 給与の範囲

生活必需品等の給与または貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められるものについては、応急的援助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

4 配分

- (1) 市本部救援救護部長は、給与（貸与）対象者を把握し、物資の給与（貸与）場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。
- (2) 給与（貸与）担当者（市本部救援救護部民生班）は、前項の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
- (3) 被災者に救援物資を給与（貸与）したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。受領書の様式は、次のとおりとする。

様式

救 援 物 資 受 領 書

区 分	品 名	数 量	区 分	品 名	数 量
(1)寝具			(5)炊事用具		
(2)外衣			(6)食器		
(3)肌衣			(7)日用品		
(4)身の回り品			(8)光熱材料		

以上のとおり受領しました。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

5 被服・寝具等の調達

必要な援助物資を迅速に入手し、配分するための調達先は、市内の商工業者とする。

6 生活必需品等給（貸）与基準

(1) 災害救助法適用前

災害救助法施行細則に定める内容に準じて実施する。

(2) 災害救助法適用後

市長（本部長）は、都知事（都本部長）の補助機関として、都知事（都本部長）の指示する給与基準により実施するものとする。

(3) 被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与基準

原則として、災害救助法施行細則に基づいて実施する。

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の処理等が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して二次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障のないよう努める必要がある。

本章においては、ごみ処理、トイレの確保及びし尿処理、障害物の除去等について必要な事項を定める。

第1節 ごみ処理

1 実施機関

市が被災地における清掃業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 ごみの処理方法

- (1) 災害地の環境衛生の短期回復を図るため、災害発生から平常作業を中止して全能力をもって処理に当たるものとする。
- (2) 市本部環境部環境班は、委託清掃作業従業員だけで対処できない場合は車両の調達及び人夫の雇上げを行い処理に当たるものとする。
- (3) 収集したごみは、できるかぎり現在の施設（西秋川衛生組合）において処理するが、不燃又は焼却できないごみ等は、あらかじめ定められた不燃物置場に集積する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 実施機関

市が被災地におけるし尿処理業務を実施する。ただし、市のみで実施することが困難な場合は、都及び隣接市町村の応援を要請して行う。

2 災害用トイレの確保・備蓄

- (1) 市は、次のとおり災害用トイレの確保に努める。
 - ア 避難者100人当たり1基の災害用トイレを確保する。
 - イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など多様な災害用トイレを確保する。
 - ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

エ 災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について特に配慮する。

- (2) 事業所及び家庭は、当面の目標として、3日分の災害用トイレを備蓄する。

3 生活用水の確保

- (1) 市は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。
- (2) 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

4 し尿の処理方法等

- (1) し尿については、被害想定1人1日1ℓの排出があるものとしてこの処理に当たる。
- (2) 震災時における被災地のし尿処理は、委託清掃作業員のみで対処できないときは、車両の調達及び作業員の雇上げ又は都の応援を得て、処理に当たるものとする。
- (3) 市本部環境部環境班は、短期間処理を目的に計画を策定し、迅速に収集処理する。
- (4) し尿処理に当たっては、浸水等の被害にあった地域を優先的に実施することとし、順次平時に復帰するものとする。
- (5) 市は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

5 避難所や地域における対応

(1) 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により、便槽付きの仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

(2) 避難所

避難所は、配水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。仮設トイレ等の機種選定に当たっては、災害時要援護者等にも配慮する。

なお、市は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアルの整備を行う。

(3) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、家庭、事業所に対し、平素から水のくみ置き等により、断水に備えた生活用水の確保に努めるよう周知する。

第3節 がれき処理

1 処理方針

- (1) 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を分別し、再利用、適正処理を図る。
- (2) 市は、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。

2 処理計画

- (1) 所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推定するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (2) 所管の区域におけるがれき処理推進体制を整備する。
- (3) 発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を策定する。
- (4) 所管の区域におけるがれきの処理を行う。

第4節 土石・竹木等の除去

災害によって住宅又はその周辺に大量の障害物が発生した場合、速やかにこれを除去して2次災害を防止するとともに、災害の拡大を防止し、被災者の日常生活に支障がないよう努める。

本節においては、災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を定める。

1 土石・竹木等の除去

(1) 市

障害物の除去は、災害救助法適用前は、法施行細則に準じて市が行う。

法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局（西多摩建設事務所）に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

(2) 都建設局（西多摩建設事務所）

法適用後は、都建設局（西多摩建設事務所）が市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。

第一次的には、市保有の器具・機械を使用する等、市と協力して実施し、労力・機械力不足の場合は、都総務局に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。また、不足する場合は、西多摩建設業協同組合に対し、資器材、労力等の提供を求める。

2 土石・竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできないもの（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合。
- (3) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。
- (4) 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）。
- (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたもの。

第14章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人身の安定を図ることが必要である。

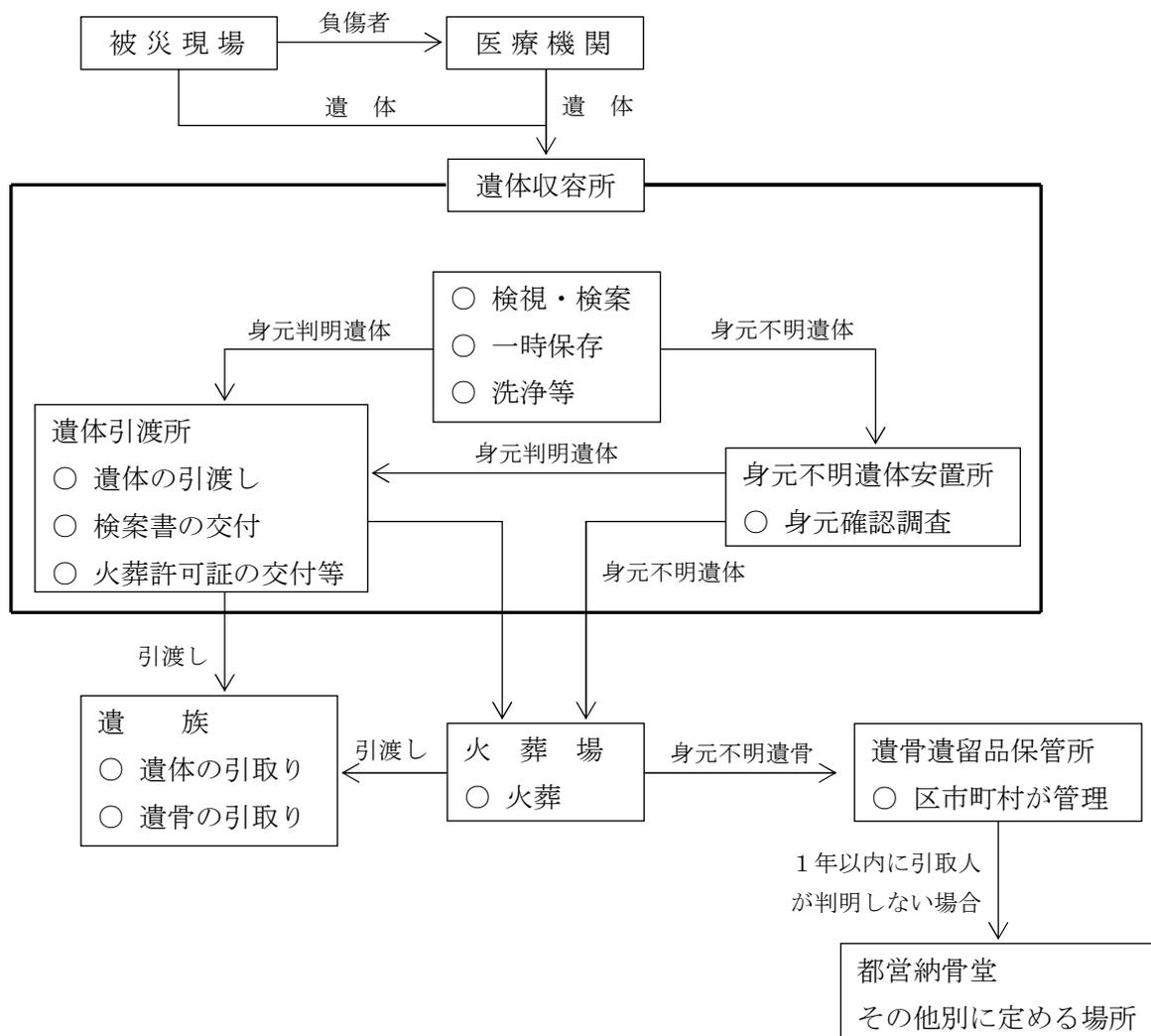
本章においては、行方不明者や遺体の取扱い等について必要な事項を定める。

なお、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱うものとする。

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

〈遺体取扱いの流れ〉



1 遺体の捜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索は、次のとおりとする。

(1) 機関別活動内容

ア 市

都各部局、警察、関係機関及びその他関係機関の協力を得て、作業員の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い、遺体の捜索を実施する。

イ 五日市警察署、福生警察署

市が実施する遺体の捜索に協力する。

また、各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、積極的に調査を実施する。

なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

(2) 捜索の期間等

ア 捜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

(ア) 延長の期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

(エ) その他（延長することによって捜索されるべき遺体数等）

(3) 必要帳票等の整備

市は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 捜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 死体の捜索状況記録簿

(エ) 死体の捜索用関係支出証拠書類

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容等

(1) 遺体の収容

市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でない認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

(3) 遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

(4) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を早め伝染病発生の原因ともなりかねない。また、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

(5) 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(6) 期間の延長（特別基準）

11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして知事に申請する。

- (ア) 延長の期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
- (エ) その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）

(7) 必要帳票等の整備

市は、下記の帳票等を作成、整備する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 死体処理台帳
- (ウ) 死体処理費支出関係証拠書類

4 検視・検案等

遺体は、人身の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

(1) 検視・検案に関する機関別活動内容

ア 市

市長（本部長）は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。

遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

イ 都福祉保健局

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

都福祉保健局長は、市長（本部長）の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

ウ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。

検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

エ あきる野市医師会

医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

オ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

カ 公立阿伎留医療センター

公立阿伎留医療センターの医療救護班は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 遺体の身元確認

ア 市

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

第2節 火葬等

1 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

イ 災害のため、通常火葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

市は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。

(3) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）

エ その他（延長を要する地域毎の火葬を要する遺体数等）

(5) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 市

市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

イ 五日市警察署、福生警察署

警察署は、市と協力して、身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

(6) 必要帳票等の整備

市は、下記の書類・帳簿等を整理し、保存する。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

2 死亡者に関する広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努めるものとする。

第15章 応急住宅対策

災害により住宅を滅失した者のうち、自力で住宅を確保し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1節 応急仮設住宅の供与

1 設置主体

- (1) 応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は都が行い、市はこれに協力する。

災害救助法適用後市長（本部長）は、必要があると認めた場合、直ちに都本部長（知事）に要請する。

- (2) 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により市長（本部長）が特に必要と認めた場合は、市本部（災害復旧第1部（第1復旧班））が設置する。

2 設置戸数（災害救助法適用時）

- (1) 供与戸数は都知事が決定する。
- (2) 被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要が認められるときは、市長（本部長）は都本部長（知事）に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

3 建設用地の確保

建設用地は、災害の状況に応じて災害地に近い市又は都所有の空地若しくは既設の公園等適当な場所を選定するが、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 避難場所等としての利用の有無

4 建設の方法、規模及び構造

- (1) 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

- (2) 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の

仮設住宅の供給に努める。

1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

5 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

6 建設工事

建設は、都が（社）東京建設業協会及び（社）プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

工事の監督は、都が行う。市はこれに協力する。

7 入居者の選定

(1) 入居資格

入居資格は次の各号のすべてに該当する者のほか、市長（本部長）が必要と認める者とし、市本部救援救護部（民生班）が選定する。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら住家を確保できない者

(2) 入居者の募集

入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が市に割当てをする。市本部救援救護部（民生班）は、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行う。

8 入居者台帳

民生班長は、様式第1号により入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理運営が円滑に進むよう関係部班を調整するものとする。

9 住宅の供与後における措置

都知事（都本部長）は建築工事が完了してから2か年経過した場合又は応急救助の目的を達した場合は、これを処置するものとする。

〈様式第1号 応急仮設住宅入居者台帳〉

応急仮設住宅入居者台帳

設置場所	応急仮設住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘要

- 注 1 設置場所を明らかにした図面を添付する。
2 住所欄は、被災前の住所を記入する。
3 敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は、借地料も記入する。

第2節 被災住宅の応急修理

1 対象者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理ができない者

2 対象者の調査及び選定

市(救援救護部民生班)において被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、市長(本部長)が発行する証明書に基づき都が選定する。

ただし、都から委任された場合は、市長(本部長)が選定する。

3 対象戸数(災害救助法適用時)

- (1) 修理対象戸数は都知事が決定する。
- (2) 被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、修理戸数を引き上げる必要が認められるときは、市長(本部長)は都本部長(知事)に要請し、都本部長は厚生労働大臣に申請する。

4 応急修理の方法

- (1) 修理
都が(社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
都が市に事務を委任した場合は、市が事務を行う。
- (2) 経費
1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。
- (3) 期間
原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

5 帳票の整理

民生班長は、様式第2号により応急修理記録簿を整備する。

〈様式第2号 住宅応急修理記録簿〉

住宅応急修理記録簿

住 所 住宅番号	世帯主 氏 名	職業	家族数	修理箇所 概 要	修理着工 年 月 日	修理完了 年 月 日	修理費	備考

第3節 一時提供住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家が確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 公的住宅の供給

災害救助法の適用がある場合の一時提供住宅の確保について、市の役割として市営住宅の空き家を供給する。

都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(2) 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を供給する。

(3) 入居資格

ア 次の各号のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの住家を確保できない者

イ 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

(4) 入居の募集・選定

ア 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

イ 割当てに際しては、原則として当該市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあう。

ウ 住宅の割当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。

エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 帳票の整備

一時提供住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

第4節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定制度の目的

- (1) 建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じることが求められる。
- (2) 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- (3) 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

2 判定の実施

- (1) 地震発生後7日以内に終了することを目標とする。
- (2) 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (3) 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第5節 被災宅地の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次被害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

宅地造成等規則第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

- (1) 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災

- 宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第6節 家屋・住家被害状況調査

1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のため基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

2 調査の実施

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- (2) 市は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- (3) 秋川消防署は、火災による被害状況調査を行う。

第7節 り災証明書の発行

1 発行手続

り災した世帯の再建復興のための各種手続には、被災したことの証明が必要になる。り災証明書の発行に当たっては、原則としてその事実の確認を行った上で発行するものとする。

- (1) り災証明書の発行は、申請者の申請により行う。り災状況証明申請書の様式は、様式-1のとおりとする。
- (2) 市は、家屋・住家被害状況調査の結果等に基づき、速やかにり災証明書を発行する。
- (3) 秋川消防署は、市等の窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行する。

2 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

- (1) 人的災害
 - ア 死亡
 - イ 行方不明
 - ウ 負傷
- (2) 物的被害
 - ア 全壊（全焼）
 - イ 流出
 - ウ 半壊（半焼）
 - エ 床上浸水
 - オ 床下浸水
 - カ 一部損壊
 - キ その他の物的被害

3 発行場所

市民部市民課において発行する。

また、火災によるり災証明がある場合、市と消防署が協議した場所において発行する。

4 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

5 証明書の様式

り災証明書の様式は、様式-2のとおりとする。

また、火災によるり災証明書は、東京消防庁の様式とする。

様式－ 1

平成 年 月 日

あきる野市長

住 所

氏 名

ⓐ

り災状況証明申請書

次のとおり被害があったので、証明願います。

被害 の 発 生 状 況	発 生 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
	発 生 場 所	あきる野市		
	被 害 種 類	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()		
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
被害状況	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
の 確 認	確認者			

この枠内は記入しないでください。

様式－２

第 号 平成 年 月 日				
り 災 証 明 書				
世帯主住所		あきる野市		
氏 名		世帯人員		
り 災 状 況	災害原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 ()		
	り災年月日	平成 年 月 日		
	り災場所			
	り災の程度	住家	1 全 壊 (焼) 4 床上浸水 2 流 出 5 床下浸水 3 半 壊 (焼) 6 そ の 他 ()	
	人員	1 死 亡 名 3 負 傷 者 名 2 行方不明 名		
	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
摘 要				
上記のとおり、り災したことを証明する。 <div style="text-align: center;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">東京都あきる野市長</div>				

第16章 教育・労務対策

第1節 応急教育

震災時における児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。本節においては、応急教育について必要な事項を定める。

なお、各学校ごとの防災対策については、都の学校危機管理マニュアルを基に今後定めていくものとする。

1 学校教育の応急対策

学校施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に、応急教育を実施して、教育の万全を期するものとする。

(1) 実施機関

ア 市立の学校における災害応急教育は、市本部教育部（学校班）が実施する。

イ 災害救助法が適用されたときは、市長（本部長）の補助を得て知事（都本部長）が行うが、知事（都本部長）から委任された場合は、知事（都本部長）の補助機関として、市長（本部長）が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

(2) 応急教育体制

この計画は、市立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命の保全及び教育活動の確保について万全を期し、目標達成を図るものとする。

ア 災害時の体制

(ア) 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与えること。

(イ) 学校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設の被害状況を速やかに把握するとともに、市本部教育部と連絡し、災害対策に協力、校舎の管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確保する。

(ウ) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。

(エ) 学校長は、状況に応じ、市本部教育部と連絡の上、臨時休校、臨時の学校編成を行う等の適切な処置をとる。

(オ) 学校長は、応急教育実施に当たって、市本部教育部に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び父兄に周知徹底を図る。

- (カ) 市教育委員会は、市長（本部長）の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

イ 災害応急時の体制

学校長は、教職員の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかな対策を立てるものとする。

- (ア) 児童・生徒の被害状況
 - (イ) 教職員の被害状況
 - (ウ) 校舎等の被害状況
 - (エ) 教材器具の被害状況
 - (オ) 通学路及び通学経路の安全確認
 - (カ) 保健指導
 - (キ) 生活指導
 - (ク) 児童・生徒の訪問指導
(児童・生徒の健康、安全教育、生活指導、心のケア、教科書及び学用品の状況)
 - (ケ) 疎開児童・生徒の訪問指導等
- 以上の結果については、市本部教育部に報告すること。

ウ 学校の一部が被災した場合

- (ア) 特別教室、屋内運動場等を利用する。
- (イ) 二部授業を行う。

エ 学校の全部が被災した場合

- (ア) 公民館、公共施設等を利用する。
- (イ) 隣接学校の校舎を利用する。

オ 特定の地域全体が被災した場合

- (ア) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校を利用する。
- (イ) 応急仮校舎を建築する。

カ 協力を要請する場合

市内全域に大被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。また、状況により都に対して協力を要請するものとする。

キ 教育職員の確保

- (ア) 欠員者が少ない場合は、学校内で操作する。

- (イ) 隣接校との操作を考える。
- (ウ) 欠員（欠席）が多数のため、(ア) (イ) の方途が講じられない場合は、都教育委員会に協力を要請するものとする。

2 児童・生徒の避難対策

災害時における児童・生徒の避難については、避難の実施責任者、避難の順位、避難・誘導責任者及びその要領、措置、避難者の確認方法、児童・生徒の父兄への引渡方法等について定める。

(1) 避難計画の作成

在校中や休日のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付けるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

- ア 避難場所の選定
- イ 避難経路の設定
- ウ 非常持出の確認及び担当者の決定
- エ 児童・生徒の確認及び保護者への引渡し方法
- オ 指令等の伝達及び連絡、報告等の方法
- カ 校内体制の確立（指揮者の順位、関係機関等への連絡者の設定等）
- キ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担

(2) 避難訓練の実施

災害の発生に備えて児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。

(3) 地域家庭への連絡方法の確立

- ア 地域単位又は学級単位の連絡網を設定する。
- イ 地域担当教員をあらかじめ定めておく。
- ウ 家庭学習及びその期間の生活指導のため、地域の保護者間の連絡を密にしておく。

(4) 学校給食施設の措置

一定の地域又は、学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

- ア 他の給食施設、設備の活用対策について

イ 給食物資及び作業員の確保対策について

3 学用品給与対策

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

災害救助法の適用に当たらない災害の場合においては市が実施するものとし、災害救助法適用後は都が実施し、市はこれに協力するものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

- ア 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
- イ 小学校の児童及び中学校の生徒に限ること（私立学校を含む。）。
- ウ 学用品がなく就学に支障を生じた児童・生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事（都本部長）が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事（都本部長）が一括購入し、被災児童及び生徒に対する配分は、市教育委員会の協力を得て、市長（本部長）が実施するものとする。ただし、使用教科書が地域ごと、又は学校の設置者により異なるので、学用品の給与を敏速に行うため、知事（都本部長）から職権の委任を受けた市長（本部長）が市教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともできる。

(4) 費用の限度

- ア 教科書代
支給する教科書又は教材の実費
- イ 文房具及び通学用品代
災害救助法施行細則で定める額

4 応急保育対策

(1) 応急保育計画の樹立

- ア 市本部救援救護部長は、各保育園（私立保育園を含む。）の立地条件等を考慮した上、常に災害時の応急保育計画を樹立し、保育の方法等を明確にしておくものとする。
- イ 各保育園長は、市本部救援救護部長と協議して、応急保育体制に備え

次の事項を定めておくものとする。

- (ア) 保育児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法
- (イ) 各機関との連絡網
- (ウ) 勤務時間外における災害に備えた非常招集の方法

(2) 災害時の体制

ア 緊急避難の措置

各保育園長は、状況に応じ緊急避難の措置をとらなければならない。

イ 被害状況の報告

各保育園長は、災害の規模、保育児、職員及び施設の被害状況を把握するとともに、市本部救援救護部（民生班）に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

ウ 臨時編成の調整

各保育園長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整すること。

(3) 保育園責任者の責務

ア 市本部救援救護部長の責務

- (ア) 市本部救援救護部長は、保育児の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にし復旧体制に努める。
- (イ) 各保育園長は、保育園に対する情報及び指令の伝達について万全の措置を期すること。
- (ウ) 保育園が避難所等になったため長期間保育園として使用不可能な場合には、早急に保育できるよう対策を講じること。
- (エ) 保育園長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その期間を早急に保護者に連絡すること。

イ 各保育園責任者の責務

- (ア) 各保育園長は、市本部救援救護部長からの指示事項の徹底を図る。
- (イ) 応急保育計画に基づき、通園可能な保育児は保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期するよう配慮する。
- (ウ) 災害により、登下園できない保育児については、地域ごとに実情を把握し必要な措置を講ずる。

5 学童保育クラブの災害応急対策

学童保育クラブの応急対策計画については、本節各計画に準じて、策定してお

くものとする。

第2節 労働力の確保

市長（本部長）は、災害時において救助活動等に労働力の不足を生じたときは、民間団体の協力及び労働者の雇用を図り、労働力の確保に努めるものとする。

1 雇上対策

災害時において、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ確実に雇上げるため、その雇上げ対策は次のとおりとする。

- (1) 日雇労働者
公共職業安定所の日雇求職者等
- (2) 市内建設業者等作業員

2 市本部各部は、その他の労働を必要とするときは、市本部総務部に要請する。

3 市本部総務部は、各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示のうえ、関係団体に協力を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 労働の種別
- (6) 所要人員
- (7) その他必要事項

4 災害により、市本部で確保した労働力でなお不足する場合には、都産業労働局に応援を要請する。

第17章 ライフライン施設の応急復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。ライフライン施設の一部の被災が他のライフラインの機能停止を招くということもしばしば生じるのみならず、都市機能そのものに支障をきたすおそれがある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

第1節 水道施設の応急復旧対策

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、立川給水管理事務所は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧に当たっては、給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

地震が発生したとき、東京都水道局は非常災害対策本・支部を設置する。

立川給水管理事務所では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川給水管理事務所長による非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(2) 情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、市と連携し情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておくものとする。

2 応急対策

東京都水道局は、以下の対策を講じるものとする。また、市は必要に応じて都に協力する。

(1) 災害復旧用資器材の調達

震災時の配水管及び給水装置等の資材については、工事現場の未使用材料を優先使用することを基本とし、不足分については市内水道工事店及び都より調達するものとする。

復旧活動に必要な器材については、市内水道工事店の協力により対処する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設ごとに行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要送・配水管路

(イ) 給水拠点に至る管路

(ウ) 河川、鉄道等の横断箇所

(エ) 大規模な医療機関等に至る管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

(ア) 漏水により道路陥没が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

(イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を下に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所的重要度、浄水所・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧の優先順位

(ア) 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

(イ) 第二次重要路線

重要配水管路として指定した第一次重要路線に順ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急装置を実施する。

第2節 下水道施設の応急復旧対策

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

1 震災時の活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材等の確保

復旧活動に必要な資器材等については、協力要請をしている関係業者から確保して対処する。

(2) 応急措置

ア 各施設の点検を行い、緊急措置を講ずるとともに、管きよ等、施設の被害に対しては、箇所・程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し、対処する。

イ 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限に止めるよう指

揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の供給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。

復旧順序については、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設の応急復旧対策

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の組織

地震が発生したとき、東京電力(株)は非常災害対策本・支部を設置する。

立川支社では、非常災害対策支部を設置する。非常態勢の組織は、立川支社長による非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

区 分	情 勢
第1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2 非常態勢	・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合
第3 非常態勢	・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・サービス区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発令された場合

(2) 要員の確保

非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策支部に参集する。

供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達や、支部相互流用等可及的速やかに確保する。

イ 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、ヘリコプター等により行う。なお、輸送力が不足する場合には、他の輸送会社等から車両等の調達を対策本部において行い、輸送力の確保を図る。

(2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合に、支部長は送電停止等の適切な予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び店所本部は、災害対策支部の災害活動のみでは被害が多大で早期復旧が困難であると判断した場合は、他店所本部・支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる官公署、避難所等を優先する等、被害状況や各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効用の最も大きいものから行う。

電力設備の復旧作業者は所定の腕章を、また作業車・連絡車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧隊であることを明示する。

(5) 広報活動

東京電力(株)立川支社は、市と打合せの上必要と認めたとき、広報車や窓口掲示等により、市民へ次の事項を広報する。

ア 電力施設の被害状況と復旧見込み等についての的確な情報

イ 感電事故防止のための周知

ウ その他必要事項

3 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

- (1) 送電設備
 - ア 全回線送電不能の主要路線
 - イ 全回線送電不能のその他の路線
 - ウ 一部回線送電不能の重要路線
 - エ 一部回線送電不能のその他の路線

- (2) 変電設備
 - ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - イ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
 - ウ 重要施設に送電する配電用変電所

- (3) 配電設備
 - ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、避難場所、その他の重要施設への供給回線
 - イ その他の回線

- (4) 通信設備
 - ア 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
 - イ 保守用回線
 - ウ 業務用回線

第4節 ガス施設の応急復旧対策

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

震災時における武陽ガス株の活動態勢は、以下のとおりとする。

(1) 非常災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 応急対策

(1) 震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 整圧設備における送出量の調整又は停止
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な措置を行う。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

ア 供給施設における復旧作業

ガスの供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 整圧設備における復旧作業

ガスの送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(2) 再供給時事故防止装置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。

この作業を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次のとおりの手順をもって慎重に行う。

ア 供給施設

ガス供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認の後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。

イ 供給設備（導管）

ガス再供給時のガス漏えい等による二次被害を防止するための点検措置を行う。

ウ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 LPの復旧対策

LPガス供給業者は、LPガス容器が転倒防止のため鎖で固定されているなどの日常点検や、地震が発生したときの処置について、ガス使用者に対し周知徹底を図る。また、マイコンメーターやヒューズガス栓等の安全機器の普及に努める。復旧作業については、各LPガス供給業者が実施する。

第5節 通信施設の応急復旧対策

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 郵便事業(株)あきる野支店、郵便局(株)あきる野市内郵便局

(1) 非常災害対策本部等の設置及び活動

ア 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、各社において非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。

イ 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。

(2) 通信手段の確保

災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(3) 施設及び設備の応急復旧活動

災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等

を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活保護を最優先に、応急復旧を速やかに行う。

(4) 窓口業務の維持

被災地域における支店、郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

(5) その他

郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

2 NTT東日本—東京西

(1) 地震時の活動態勢

ア 災害対策本部の設置

大規模地震に関し警戒宣言が発せられた場合及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の事業を行う。また、市災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

イ 社員の動員計画

地震等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定めている。

(ア) 災害対策本部要員の非常招集

東京地方に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、災害対策本部員は非常駆けつけを行い、被災情報を収集し、被災状況により社員の招集を行う。

(イ) 社員の非常配置

災害時における応急復旧の内容により、社員の配置、担務、作業内容等の方法を定めている。

(ウ) 社員の非常招集方法

夜間・休日等に社員を非常招集する場合の連絡方法を定めている。

(エ) 事業所相互間の応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法を定めている。

ウ 情報連絡

(ア) 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

また、本社～支店、支店～西会社・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を整備・確立している。

(イ) 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに市に通報する。

(2) 応急対策

ア NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。

(ア) 災害対策機器の配備

- ・ 非常用交換機
- ・ 移動電源車
- ・ 非常用移動無線車
- ・ 災害応急復旧用無線電話機
- ・ 衛星通信車載車
- ・ ポータブル衛星通信装置
- ・ 応急ケーブル

イ 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

(ア) 災害対策用資器材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。

(イ) 陸上輸送経路、ヘリポート等の輸送ルートを定めている。

ウ 災害時に利用できる臨時電話

特別災害用公衆電話の設置

災害時には硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。

エ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

オ 電気通信設備の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに次の設備資器材の点検等を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護

- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検・整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手段
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

カ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の作成
- (イ) 中継順路の変更
- (ウ) 規制当疎通確保
- (エ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (オ) 特設公衆電話の設置
- (カ) その他必要な措置

キ 広報活動

各営業所は、必要と認めたときは窓口に掲示、広報車の使用、印刷物の配布等により、一般市民に対し、次の事項を広報する。

- (ア) 被災地域の回線疎通状況
- (イ) 利用制限の予告及び利用制限の状況
- (ウ) 利用上の注意事項
- (エ) 非常災害対策措置及び通信サービスの復旧見込み状況
- (オ) その他必要事項

(3) 復旧順位

地震災害により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた重要回線、重要加入復旧順位に従って実施する。

第18章 公共施設等の応急復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通等都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に破損した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

本章においては、道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共土木施設及びにその他の公共施設等の応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1節 公共土木施設等の応急復旧対策

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定等、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災した道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後の本格的な復旧作業に着手するものとする。

(1) 市

市は、道路の被害状況を把握し、市道については、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。また、都所管の道路については、被害状況を西多摩建設事務所に報告し、応急・復旧の要請を行う。

道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、警察署等関係機関に連絡の上、交通規制を実施する。

(2) 西多摩建設事務所

職員が参集途上において収集した被害情報、点検班による現地調査結果、及び市や道路障害物除去協定業者からの道路、橋梁に関する被害報告をもとに、速やかに管内全域の被害状況を把握する。

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定に基づき実施する。逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2 河川

地震等により堤防等に被害を受けた場合には、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

(1) 市

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

(2) 西多摩建設事務所

ア 施設の被害をとりまとめ、市が行う施設の応急復旧に関して技術援助を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

イ 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。

(ア) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

(エ) 護岸等、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるもの

(3) 国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所

ア 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

西多摩建設事務所は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。

(1) 砂防施設

ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊若しくは決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 流路工若しくは床止の埋そく又は埋没でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

- (2) 地すべり防止施策
 - ア 抑止杭、擁壁、排水工等施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの
 - イ 集水井、流路工等の埋そくでこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設
 - ア よう壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 治山施設

- (1) 治山施設
 - 西多摩経済事務所は、治山施設（えん堤、谷止、床固、護岸または山腹工事）の被害状況を把握するとともに、西多摩建設事務所等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努力する。
- (2) 林道
 - 西多摩経済事務所は、被害地域住民の積極的な協力を得て的確な情報を収集し、都産業労働局（農林水産部森林課）に報告し、被害住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。
 - 応急復旧については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、災害の程度が次の状況にあるときは、復旧工事を早急に施行するよう措置する。
 - ア 食料の搬入が困難な場合
 - イ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
 - ウ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合

5 鉄道施設

- (1) 災害時の活動体制
 - ア 災害対策本部等の設置
 - 震災が発生した場合、J R 東日本は、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
 - イ 通信連絡体制
 - 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

鉄道機関は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
J R 東日本	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めるときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令室と連絡をとり、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(3) 乗客の避難誘導

ア 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道機関は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

イ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

ウ 列車内の乗客に対しては、混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令）と連絡の上、誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

ア 各鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先に実施する。

イ 併発、続発事故等の二次被害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

第2節 社会公共施設等の応急復旧対策

病院、社会福祉施設、学校等の社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

2 病院における復旧対策

(1) 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、関係機関に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

(2) 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、市本部災害復旧部（上下水道班）に連絡し、応援を要請する。

(3) ボイラー使用不能時の措置

医療機関の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、LPGまたは固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

(4) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

(5) 応援要請

市本部をはじめ、被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持出しの体制を確保する。

放射性同位元素（RI）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設は入所者の安全を確保するため、震災時には事前に定めている防災計画に従い次のとおり自主的に活動する。

(1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応

急修理を行い、安全を確保する。

- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合には、市本部救援救護民生班に連絡し、援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 市営住宅

市営住宅に居住する者は、できる限り自衛措置を講ずる。緊急の場合は、市へ通報する。なお応急修理等必要な処置は市の所管が行う。

5 学校施設

(1) 応急対策

ア 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒の安全確保に万全を期する

イ 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

エ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分措置をとる。

オ 学校の応急修理は、迅速に実施する。

(2) 復旧計画

市立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合、市教育委員会は都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

6 社会教育施設

(1) 避難誘導

ア 社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び

安全確認に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

社会教育施設は、市民が日頃利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画を立てて本格的な復旧を行う。

7 文化財施設の対策

教育部は、郷土の歴史資料や美術工芸品など貴重な資料として指定している文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、火災、風水害、震災等の被害を受けないよう、防災対策を進める。

所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署又は消防団に通報し、災害の拡大防止に努める。
- (2) 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、速やかに被害状況を調査し、その結果を市本部教育部（社会教育班）に報告する。
- (3) 市本部教育部（社会教育班）は、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に、国指定の文化財にあっては、都を経由して、文化庁に報告する。
- (4) 関係防災機関は、被災文化財の被災拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。
- (5) 市本部教育部（社会教育班）は、火災、風水害、震災等に際し、これらの貴重な文化遺産が被害を受けることのないよう、必要な防災対策を進めるとともに、市民に対し、文化財愛護思想の普及徹底を図るものとする。

第4編 災害復旧計画

第1章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなどの数多くの人が被害を受け、混乱した事態の発生が考えられる。市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

本章では、被災者の生活確保、中小企業等への融資、農業関係者への融資、義援金品の配分について必要な事項を定める。

第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。

1 生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容 等
市	被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
五日市警察署 福生警察署	警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
秋川消防署	震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と消防出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談に当たる。 1 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 4 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施

2 災害弔慰金等の支給

市は地震災害等により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

また、日赤東京都支部では、災害救援金品（見舞金品）の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞金品の配分を行う。

3 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者層を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

4 職業のあっせん

各機関の職業のあっせんに関する取扱いは、次のとおりとする。

機 関 名	職業あっせんの取扱い
市	災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、青梅職業安定所等へその状況を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。
東京労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、青梅職業安定所を通じ速やかにあっせんを図る。また、他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、青梅職業安定所長を通じ、次の措置を講ずるものとする。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

5 租税等の徴収猶予及び減免等

市における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

(1) 方針

ア 市は、被災者に対する市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び国民年金保険料を含む。以下「市税等」という。）の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。

イ 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）及び保険料納付者に対し、地方税法、国民年金法又は市税条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した適時適切なる措置を講ずるものとする。

(2) 期限の延長

災害により納税義務者若しくは納付者が期限内に申告書その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入することができないと認めるときは、

次の方法により災害が収まった後、2か月以内に限り当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日を指定する。

イ その場合、災害がおさまった後30日以内に、被災納税者等により申請があったとき、市長が認定し期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税等を一時に納税（納付）することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(5) 減免内容

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる税目及び保険料については、別途減免措置要領により、減免及び納税義務の免除等を行う。

ア 市民税

イ 固定資産税及び都市計画税

ウ 国民健康保険税

エ 国民年金保険料

6 その他の生活確保

各機関の生活確保に関する対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
東京労働局	<p>1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>2 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延期等の措置を講ずる。</p> <p>ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>イ 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、当該適用</p>

	事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
郵便事業(株)あきる野支店 郵便局(株)あきる野市内郵便局	<p>災害の様態、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を分配する。
日本放送協会	<p>NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>被災者の受信料免除</p> <p>状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	<p>災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。</p> <p>料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所及び携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。</p>

第2節 中小企業への融資

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

第3節 農林業関係者への融資

災害により被害を受けた農林業者又はその組合等に対し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

1 農林漁業金融公庫による融資

農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき必要な措置を講じ、又は指導する。

2 経営資金等の融通

農林産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被災農林業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

3 農林業団体に対する指導

市及び都産業労働局は、災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通等に対し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第4節 義援金品の配分

被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品募集配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定める。

1 義援金品募集の検討

都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 義援金品募集配分委員会の設置

- (1) 義援金品を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金品募集配分委員会が設置される。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災者への義援金品の配分計画の策定
 - イ 義援金品の受付・配分等に係る広報活動
 - ウ その他義援金品の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成される。
 - ア 都
 - イ 区市町村
 - ウ 日本赤十字社
 - エ その他関係機関

3 義援金品の受付・募集

市が行う義援金品の受付・募集については、次のとおり対応する。

- (1) 義援金品の受付

義援金品の受付場所は、原則として市役所とし、災害の状況等必要に応じて他の公共施設等に臨時受付場所を設置する。

また、銀行等に市長（本部長）名義の普通預金口座等を開設し、振込による義援金を受け付ける。

(2) 領収書の発行

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前期(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって領収書の発行に代えることができるものとする。

(3) 委員会への報告

義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

4 義援金品の保管及び配分

市が行う義援金品の保管及び配分については、次のとおり対応する。

(1) 義援金

ア 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

イ 委員会から送金された義援金は、被害の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎として配分計画を立て、被災者に配分する。

ウ 市は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

(2) 義援品

ア 義援品の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて公共施設の一部を使用するものとする。

イ 直接受領した義援品及び都福祉保健局等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

〈義援金品受領書〉

市 長	副市長	部 長	課 長	係 長	係

義 援 金 品 受 領 書

¥	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

品 名	数 量	摘 要

上記のもの確かに受領しました。

平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

あきる野市災害対策本部長
あきる野市長



第2章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害の指定計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市内に大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本節においては、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等について定める。

〈関係法令〉

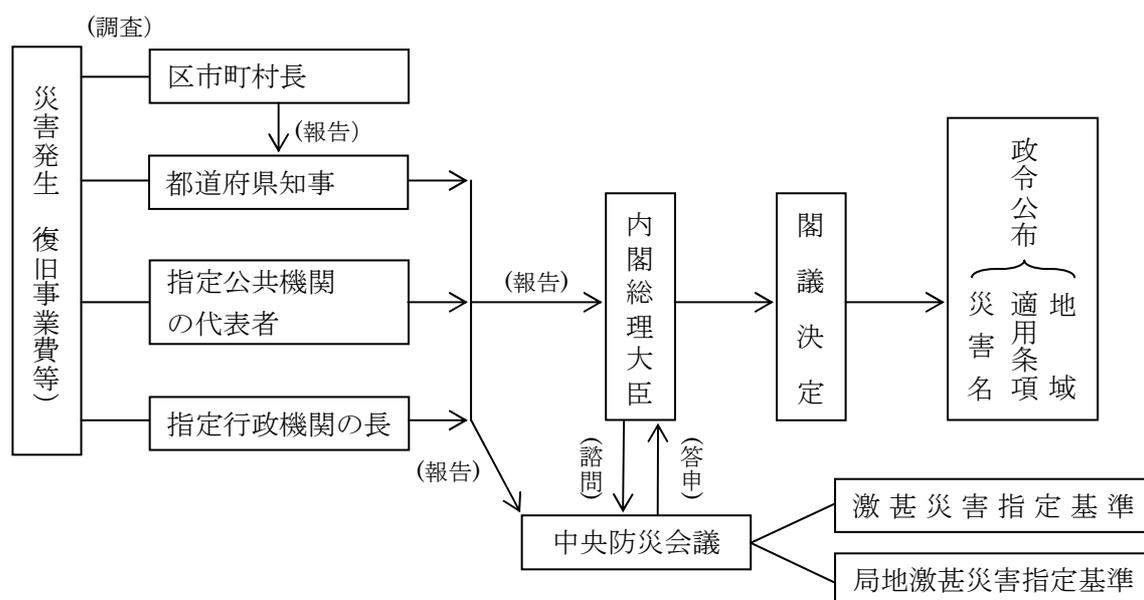
災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

1 激甚災害指定手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ころに手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

市長（本部長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

- (1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長（本部長）は、被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業については、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 市各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な項目を速やかに調査し、市総務部長に提出するものとする。
- (3) 市総務部長は、前記各部の調査を取りまとめ、本部長室に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて申請するものとする。なお、各部長は、各事業毎に都の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (4) 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの

	<p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
激甚法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
激甚法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様態から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>
激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の1</p>
激甚法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。) × 100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06</p>

	<p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚災害法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)、第19条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害、ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内で住戸戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内で住戸戸数の20%以上</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立小学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される被害</p> <p>2 農地及び農薬用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税込額×1に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹林に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>

<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企画関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置</p>
--	---

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

5 特別財政援助等の申請手続等

市長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出するものとする。

6 激甚法に定める事業及び関係局

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	救護施設、更正施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	

及び 第19条	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設、(貯木場等) 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化スポーツ局	

第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	28 災害被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設または林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業

災害復旧計画は、災害発生後、被災した施設の復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分調査検討して計画するものとする。

なお、この計画はおおむね次の事業について計画するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 下水道等災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第2節 復興計画

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓は、都市が被災した場合の円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、事前に検討研究しておくことの重要性を教えた。

本節では、復興計画の基本的考え方について述べる。

1 復興計画策定の基本方針

(1) 復興とは

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。

復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図る等の都市改造を実施し、新たな社会資本の整備を行うことである。

(2) 復興計画とは

復興計画は、過去の災害の教訓を生かして次の大震災に備え、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築するためのマスタープランである。

(3) 復興計画策定の基本方針

復興計画を策定するに当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、それに基づき、極力早い時期に、建築制限の適用地域や復旧又は復興に向けた取組みの基本方針を住民に示す。

(4) 復興モデルプラン

被災直後の混乱した非常事態の下であっては、都市とそこに住む人々の将来を方向付ける復興に向けたまちづくり計画の作成が必要である。

このため、市街地における土地利用の類型に応じて復興モデル地区を抽出し、防災の視点から、道路、公園、公共・公益施設等の望ましい施設計画について、あらかじめ復興モデルプランを検討しておく必要がある。

万一、大規模な災害が発生した場合には、このモデルプランをベースに災害状況や住民の意向及び将来における防災性等を踏まえつつ、速やかに復興まちづくりの計画案を作成する。

(5) 復興計画マニュアル

被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、都市計画的な手法、復興まちづくり計画立案の指針となるモデルプラン等を検討し、取りまとめておくものである。このマニュアルに盛り込む内容については、今後検討の上、明らかにしていく必要がある。

2 復興に対する合意形成方法の検討

(1) 現行の都市計画手続と住民の合意形成過程

都市計画法では、都市計画手続における住民参加については、以下のとおり定めている。

ア 計画案作成に当たり、公聴会を行うなど住民の意見を反映させる措置
(法16条第1項、法18条の2)

イ 計画案作成後、2週間の縦覧期間を設けること(法17条の1項)及び縦覧期間内における案への意見書提出(法17条の2項)

ウ 都市計画を決定するに当たって、意見書要旨の都市計画審議会への提出(法18条の2項)及び、市及び都の都市計画審議会における審議

エ その他、法律上の明文規定はないが、地元説明会を開いて案の説明を行い、意見を聞く場面を設定することがある。

(2) 合意形成方法の検討

円滑な復興を図るため、以下の点に配慮しつつ、合意形成方法のあり方について検討する。

ア 大規模災害の発生時には、被害者が広範囲に避難して連絡がつきにくく、縦覧や説明会等への参加もままならない状況への対応

イ どのようなまちに再構築するかという、復興まちづくり計画(土地利用のあり方や事業手法等)に関する合意形成を短期日で整えるための条件整備

ウ 「被災市街地復興特別措置法」では、最大2年間の建築制限を認めているが、広い地域の多数の住民に長い避難生活を強いておくことの妥当性等

エ 住人参加による計画づくりと円滑な復興の推進